

基地とあきしま



令和4年4月

東京都昭島市



はじめに

昭島市は、都心から西方へ約35km、東京都のほぼ中央に位置し、都心への交通の便もよく、豊かな緑の環境、深層地下水100%の水道水を可能とする水環境にも恵まれ、住みやすい近郊住宅都市として発展を遂げてまいりました。

一方で、市域北側には横田基地が隣接し、市街化された市のほぼ中央地域が飛行直下という特殊事情を抱え、昭和40年代には騒音回避のため、基地隣接地域の市民が集団移転を余儀なくされるなど、基地と航空機騒音に深く関わる中で日々市民生活が営まれております。

横田基地は、在日米軍司令部が置かれるとともに米軍の極東における主要な輸送中継基地となっており、大型輸送機を中心とする航空機が離発着しております。また、平成24年3月に発足した航空自衛隊横田基地の運用により、米軍と自衛隊の共同利用基地として、基地の重要性は益々高まっているものと考えます。

本市では、これまで市民生活の安全と周辺環境の保全を図るため公共施設の防音工事をはじめ基地周辺整備対策を市の主要な行政課題とし、積極的に取り組んでまいりました。また、国においても、周辺住民への障害防止と民生安定のための諸施策を講じてきました。

しかしながら、航空機騒音による市民生活への影響は大きく、また、平成30年にC V-22オスプレイが5機、令和3年7月には更に1機が配備され、2024米会計年度までに計10機が配備される計画であり、この配備に対して、周辺住民の中には安全性への懸念や騒音被害増加への不安があることなどから、国には更なる周辺対策の充実を求めています。必ずしも十分とは言えない状況にあります。

本市といたしましては、東京都並びに基地周辺市町と緊密な連携を図り、基地運用上の安全対策はもとより、航空機騒音の軽減と民生安定施策の充実に向け、引き続き関係機関に要請を重ねてまいります。

本冊子は12回目の改定版になりますが、横田基地の概要、航空機騒音の実態、基地に関わる諸経過等を集約することにより今後の基地対策に資する目的で作成いたしました。より多くの関係者の皆様にご高覧いただき、ご意見、ご指導をいただければ幸いです。

令和4年4月

昭島市長 白井伸介

昭島市民憲章

前文

わたくしたち昭島市民は、このまちを誇りあるふるさととして愛し、みんなのしあわせのために市民憲章を定めます。

わたくしたちは

- 1 ふるさとの自然をまもり 緑と花をそだて 美しいまちをつくります
- 1 きまりや約束をまもり ひとのことにも心をくばります
- 1 心とからだをきたえ 笑顔ではたらき 明るいまちをつくります
- 1 創意工夫の心をそだて ものを大切にします
- 1 教養を深め 文化を高めて 豊かなまちをつくります

昭和49年5月1日制定

昭島市非核平和都市宣言

世界の恒久平和は人類共通の願望である。

しかるに、核軍備拡大競争は依然として続けられ、人類が平和のうちに生存する条件を根本からおびやかす段階に至っている。また、通常兵器の軍備拡大競争も一段と激化し、世界の各地で武力紛争や戦争が絶え間なく続き、限定核戦争の脅威がせまっている。

我が国では、世界の唯一の核被爆国として平和を愛するすべての国の人々とともに人類の安全と生存のため、核兵器禁止を求めるねばり強い国民的な運動が続けられてきた。

今こそ我が国は、核兵器の完全禁止と軍備縮小の実現に積極的な役割を果たすべきである。

したがって、我が昭島市は、非核三原則の完全実施を願い、あらゆる国のあらゆる核兵器に反対し、その完全禁止と軍備縮小を求め、あわせて国際連帯のもとに核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに非核平和都市となることを宣言する。

昭和57年7月10日

目 次

	頁
1 昭島市のあらまし	1
(1) 沿革	1
(2) 概況	2
2 基地のあらまし	5
(1) 沿革	5
(2) 概況	8
(3) 経緯	16
3 航空機騒音	31
(1) 騒音問題	31
(2) 騒音調査	31
・固定調査結果(拝島第二小学校)	35
・固定調査結果(昭島市役所)	41
4 航空機による事故	47
5 基地周辺の生活環境の整備	54
(1) 生活環境整備法の概要	54
ア 障害防止工事の助成(第3条)	54
イ 住宅防音工事の助成(第4条)	55
ウ 移転の補償等(第5条)	59
移転後の国有地について	62
エ 基地周辺財産の使用(第7条)	63
オ 民生安定施設の助成(第8条)	63
カ 特定防衛施設周辺整備調整交付金(第9条)	65
(2) その他の助成	68
ア 防音関連維持費	68
イ 施設区域取得等事務委託金	69
ウ 基地交付金と調整交付金	69
エ 再編交付金	70
6 基地と市議会	71
(1) 市議会の組織	71
(2) 基地対策特別委員会	71
(3) 基地関係の主な決議・意見書	72

7	関係団体及び周辺市町との連携	74
	(1) 全国組織	74
	(2) 基地周辺市町との組織	78
8	要請活動(令和3年度)	81

<参考資料>

①	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約	85
②	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(抄)	87
③	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定	94
④	日米地位協定の軍属に関する補足協定に係る日米合同委員会合意(仮訳)	96
	・日米合同委員会組織図	99
⑤	米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱	100
	・航空事故通報経路図	101
⑥	在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続(外務省仮訳)	102
	・通報経路	103
⑦	横田飛行場における航空機騒音の軽減措置(抄)	104
⑧	横田飛行場の騒音規制措置に関する日米合同委員会の合意	106
⑨	日本国における新たな航空機(MV-22)に関する合同委員会への覚書(仮訳)	106
⑩	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(抄)	110
⑪	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(抄)	114
⑫	特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村一覧	120
⑬	在日米軍配置図と組織図	123
⑭	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(抄)	124
⑮	再編実施のための日米のロードマップ(仮訳)	126
⑯	C V-22 オスプレイの横田飛行場への配備について	131

1 昭島市のあらまし

(1) 沿革

昭和36年（1961年）の夏、市域の多摩川で約200万年前の地層より、ヒゲクジラの化石が発見された。これにより日本がまだ大陸と地続きであったであろう頃、昭島市は東京湾の海岸であったと想定されている。また、北側に広がる立川段丘から南の多摩川に向かってなだらかな傾斜が続き、湧き水に恵まれた地形により、早くから先人がこの地に住み着いていたことを市内各所に見られる縄文早期の遺跡からうかがい知ることができる。

本市において集落が形成されてから以降の変遷を追うと次のようになる。

鎌倉幕府が武蔵野台地の開墾を進めた結果、しだいに集落が形成され、村落の形態が整ったと言われている。戦国時代に高月城主・大石定重が多摩川対岸の滝山に城を築いたことにより、市域、わけでも拝島は城下町のような性格を帯び、活況を呈した。江戸幕府が日光東照宮を建設するに及んで、市域は日光街道の要衝にあたる拝島を中心に人馬の継立場（宿場）として栄えた。江戸時代から明治初期にかけて、市域には、東から郷地村、福島村、築地村、中神村、宮沢村、大神村、上川原村、田中村、拝島村の9か村があった。

明治4年、廃藩置県の動きの中で神奈川県に管轄となり、明治17年には立川村とともに10か村連合村を形成した。その後、明治22年の市町村制により立川村が独立、9か村での組合村となった。さらに、明治26年には神奈川県から東京府に編入、明治35年には拝島村が独立、昭和にはいり同3年には残り8か村が合併し昭和村となった。この頃は、生糸や織物が隆盛であり、市域一帯が桑園化し全国屈指の養蚕村として栄えた。

しかしながら、昭和6年に満州事変、同12年に日中戦争が勃発し、立川飛行場に近い立地状況から航空機産業が進出し、次第に産業のまちへと変貌した。昭和16年には、昭和村が昭和町として町制を施行、昭和29年には昭和町と拝島村が合併し、東京都で7番目、人口36,482人の昭島市が誕生した。まちづくりの面では、工場誘致により、電子機器などの製造業が発展するとともに、都心から約35Kmの通勤圏に位置することから公営住宅の建設も行われ、近郊住宅地へとまちは移り変わった。昭和63年には市人口も10万人に達し、平成9年には長年の懸案であった新庁舎も完成、令和6年5月には市制施行70周年を迎える。

今後は、令和4年度から令和13年度までを計画期間とする新たな総合基本計画の将来都市像「水と緑が育む ふるさと昭島～多様性と意外性のある楽しいまちを目指して～」の確かな実現に向けて取り組みを進める。本計画の基本理念である「人間尊重」と「環境との共生」に基づき、安全・安心かつ利便性に富んだ都市基盤の整備と、昭島の地域特性を十分に踏まえ、未来永劫、子々孫々に至るまで「ふるさととしての昭島」「住宅都市としての昭島」を引き継ぎ、更なる発展を遂げるため、各般に渡る施策を展開していく。

(2) 概況

位 置	東経約139度20分～24分、北緯約35度41分～43分 都心から西方へ約35 k m 立川市、福生市、八王子市、日野市に接している
地 勢	海拔 最高170.72m (拝島町六丁目 (乙) 60番地先) 最低 76.68m (郷地町三丁目 3番地先) 河川部分を除く 武蔵野台地と呼ばれ、沖積層と洪積層の地質からなる。
面 積	17.34平方キロメートル (東西6.06km、南北3.88km、周囲19.58 km)
世 帯	55,690世帯 (令和4年1月1日現在)
人 口	113,829人 (令和4年1月1日現在)
財 政	46,204,000千円 (令和4年度一般会計当初予算)
教育施設	幼稚園7園 (私立7)、小学校14校 (市立13 私立1)、中学校7校 (市立6 私立1)、 高校3校 (都立2 私立1)、専門学校1校 (私立)
産 業	事業所総数3,548 (卸小売・飲食・宿泊業1,433 サービス業168 製造業264 建設業302 不動産・物品賃貸業240 運輸・情報通信業110 金融・保険業42 その他989) [平成28年経済センサスー活動調査より]
都市計画	都市計画区域面積1,733 h a 市街化区域面積1,440.2 h a (83.1%) (住居系1,018.7 h a 工業系336.9 h a 商業系84.6 h a) 市街化調整区域 292.8 h a (16.9%)
公 園 等	都市公園42 児童遊園49 一時開放子どもの広場5
福祉施設	保育園22 (私立22) 幼保連携型認定こども園1 (社会福祉法人) 地域型保育事業5 (株式会社等) 児童センター1 (市立) 高齢者福祉センター3 (市立) 保健福祉センター1 (市立) 障害者通所等施設58 (社会福祉法人等) (共同生活援助15、生活介護6、就労継続支援14、就労移行支援2、児童発達支援7、 放課後等デイサービス14) 高齢者福祉施設23 (社会福祉法人等) (特別養護老人ホーム5、介護老人保健施設4、認知症対応型共同生活介護5、 有料老人ホーム7、養護老人ホーム2)

昭島市人口の推移

(単位：人)

年次	区分	世帯数	人口				人口密度	一世帯あたり人員
			総数	男	女	増減		
昭和	29年	8,113	36,482	18,080	18,402		2,022	4.50
	30年	8,368	37,316	18,614	18,702		2,069	4.46
	35年	10,300	45,481	22,599	22,882		2,521	4.42
	40年	17,680	59,165	29,851	29,314		3,440	3.35
	45年	24,341	76,174	38,713	37,461		4,429	3.13
	46年	25,266	77,772	39,416	38,356	1,598	4,522	3.08
	47年	26,650	79,507	40,190	39,317	1,735	4,623	2.98
	48年	27,195	80,664	40,888	39,776	1,157	4,690	2.97
	49年	28,028	82,451	41,852	40,599	1,787	4,794	2.94
	50年	28,571	84,013	42,560	41,453	1,562	4,884	2.94
	51年	28,899	84,852	42,919	41,933	839	4,933	2.94
	52年	29,208	85,535	43,255	42,280	683	4,973	2.93
	53年	29,194	86,124	43,541	42,583	589	5,007	2.95
	54年	29,512	86,805	43,846	42,959	681	5,047	2.94
	55年	30,474	89,303	45,045	44,258	2,498	5,192	2.93
	56年	30,827	89,662	45,285	44,377	359	5,213	2.91
	57年	32,197	93,602	47,320	46,282	3,940	5,442	2.91
	58年	33,124	95,932	48,525	47,407	2,330	5,577	2.90
	59年	33,729	96,709	48,835	47,874	777	5,623	2.87
	60年	34,059	97,370	49,277	48,093	661	5,661	2.86
	61年	34,463	97,884	49,564	48,320	514	5,691	2.84
	62年	35,149	98,764	50,132	48,632	880	5,742	2.81
	63年	36,659	102,029	51,909	50,120	3,265	5,932	2.78
平成	元年	37,761	103,944	52,932	51,012	1,915	6,043	2.75
	2年	38,608	104,848	53,430	51,418	904	6,096	2.72
	3年	39,515	105,792	53,936	51,856	944	6,105	2.68
	4年	40,176	106,512	54,230	52,282	720	6,146	2.65
	5年	41,030	107,289	54,795	52,494	777	6,191	2.61
	6年	41,659	108,037	55,153	52,884	748	6,234	2.59
	7年	42,216	108,593	55,346	53,247	556	6,266	2.57
	8年	42,597	108,709	55,367	53,342	116	6,273	2.55
	9年	42,935	108,347	55,088	53,259	△ 362	6,252	2.52
	10年	43,223	108,068	54,870	53,198	△ 279	6,236	2.50
	11年	43,866	108,284	54,903	53,381	216	6,248	2.47
	12年	44,029	107,427	54,372	53,055	△ 857	6,199	2.44
	13年	44,804	107,828	54,516	53,312	401	6,222	2.41
	14年	45,446	108,157	54,690	53,467	329	6,241	2.38
	15年	46,697	110,135	55,696	54,439	1,978	6,355	2.36
	16年	47,414	110,861	55,948	54,913	726	6,397	2.34
	17年	47,649	110,894	55,898	54,996	33	6,399	2.33
	18年	48,638	111,976	56,362	55,614	1,082	6,461	2.30
	19年	49,458	112,568	56,643	55,925	592	6,496	2.28
	20年	50,108	112,985	56,872	56,113	417	6,520	2.25
	21年	50,373	112,774	56,768	56,006	△ 211	6,507	2.24
	22年	50,947	113,262	57,018	56,244	488	6,536	2.22
	23年	51,407	113,646	57,134	56,512	384	6,558	2.21
	24年	51,687	113,679	56,996	56,683	33	6,560	2.20
	25年	51,858	113,166	56,664	56,502	△ 513	6,561	2.18
	26年	52,070	112,905	56,429	56,476	△ 261	6,562	2.17
	27年	51,878	112,727	56,329	56,398	△ 178	6,563	2.17
	28年	52,517	112,897	56,363	56,534	170	6,564	2.15
	29年	52,807	112,789	56,222	56,567	△ 108	6,565	2.14
	30年	53,490	113,244	56,424	56,820	455	6,531	2.12
	31年	53,837	113,215	56,384	56,831	△ 29	6,529	2.10
令和	2年	54,324	113,397	56,435	56,962	182	6,540	2.09
	3年	55,010	113,552	56,417	57,135	155	6,549	2.06
	4年	55,690	113,829	56,574	57,255	277	6,565	2.04

昭和29年は、5月1日現在。以下各年1月1日現在。住民基本台帳人口（外国人登録を含む）

平成25年からは、住民基本台帳法改正により、外国人住民を含む。

民生安定施設の助成による建設

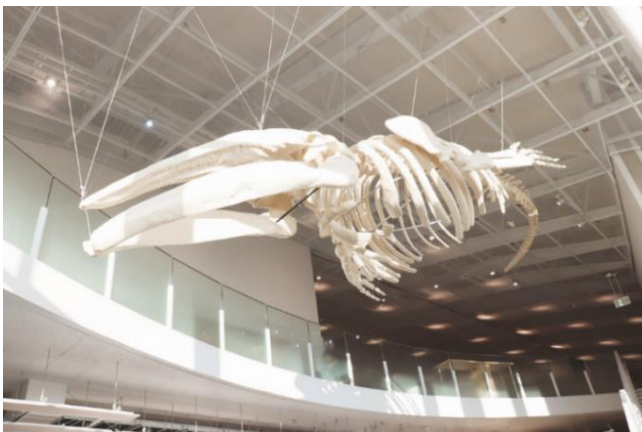
アキシマエンス (教育総合福祉センター) (令和2年3月開設)



特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用した事業



くじら祭大くじら作成
(令和元年完成)



アキシマクジラ化石複製品等作成
(令和2年完成)

2 基地のあらまし

(1) 沿革

旧陸軍立川飛行場の付属施設として、昭和15年4月に瑞穂町から福生市につながる狭山丘陵の広大な土地を買収し、「多摩陸軍飛行場」として314haの規模で発足した。

その後、昭和17年には、陸軍航空審査部が設置され、陸軍の新鋭機や試作機のテスト飛行が行われていたが、終戦とともに昭和20年9月の米軍の進駐により接收（当時の滑走路は約1,300m）され、昭和21年には米軍により当時の村山町（現在の武蔵村山市）の字名を採り「横田基地」と改称された。

朝鮮戦争の間に基地は拡張され、B-29をもつ爆撃連隊が移駐し、主要な米軍基地となった。この頃から、航空機の大型化、ジェット化が進み、滑走路も昭和37年には、3,350mとなり、更に基地も拡張（面積約700ha）され、国鉄八高線、国道16号線は、基地の外周を迂回するよう移設された。

昭和39年には、F-105DとKC-135を伴う戦術戦闘機中隊が板付基地から移駐し、昭和42年には、F-4ファントム戦闘爆撃機も配備され、極東戦闘部隊の最重要基地としての性格を強めていった。昭和46年には、戦闘部隊は、沖縄等に移駐し、戦闘基地としての性格は薄れたが、ベトナム戦争の激化に伴い輸送中継基地として、極東における重要な基地となった。昭和47年には、ミドルマーカーが設置され、C-5ギャラクシー等大型輸送機による輸送活動が活発に行われて航空機騒音等の被害が激化した。この状況のもと、昭和40年～48年にかけて滑走路南側近く、飛行直下になる堀向地区の住民、570世帯の集団移転が行われた。

昭和48年1月、日米安全保障協議委員会で米空軍の関東平野地域における施設を横田基地に整理・統合する計画、いわゆる「関東空軍施設整理統合計画（KPCP）」が決定された。この計画は、横田基地の機能強化と恒久使用をもたらすものであり、昭島市をはじめ基地周辺市町は、国に対して抗議を行った。昭和49年11月には、在日陸海空軍の調整などを主任務とする在日米軍司令部及び日本・韓国の米空軍を統括する第5空軍司令部が横田基地に置かれ、極東戦略上重要な位置を占めることとなった。また、基地内の住宅、病院、学校などの施設整備が行われ、横田基地の人口、施設密度は約2倍になった。関東地域に駐留する米空軍は横田基地に整理・統合され、グリーンパーク、グランドハイツ、大和基地、立川基地、府中基地、関東村などが日本に返還されることとなった。昭和50年9月には、C-130ハーキュリーズ輸送機を配備した第345戦術空輸部隊が移駐し、これまで漸減していた航空機の飛行回数も増加し、旋回訓練により、長時間、広範囲にわたり騒音被害が増加した。

このような状況下、横田基地に離着陸する航空機の騒音等に悩む周辺住民により、昭和51年以降累次にわたり横田基地関連訴訟が提起されてきた。令和3年1月に第9次横田基地公害訴訟の判決が確定したことにより、それまでに提起された訴訟に関しては全て判決が確定している。（訴訟内容等についてはP30「横田基地関連訴訟」参照）

この間、平成5年11月には、日米合同委員会において、横田基地における夜10時から翌朝6時までの飛行制限について合意がなされた。

昭和58年1月には、横須賀基地を母港とする米海軍航空母艦ミッドウェイの艦載機の夜間離着陸訓練（NLP）がはじまった。平成3年9月からは米空母ミッドウェイに代わり米空母インディペンデンスが、平成10年8月から米空母インディペンデンスに代わり米空母キティホークが配備された。

平成元年には、フィリッピン・クラーク基地から5部隊の移駐が行われ、さらに、整理・統合によりクラーク基地にある第21戦術空輸中隊を横田基地に移駐させ、横田基地の第316戦術空輸群と合体して、第374戦術空輸航空団が新編成された。その後、平成4年、第475航空団と第374戦術空輸航空団が合併し現在の第374空輸航空団に再編成された。

現在は、在日米軍司令部、第5空軍司令部の他、基地の管理部隊である第374空輸航空団が配属されており、指揮並びに極東各地に展開している米軍に対する物資・兵員の輸送中継基地の役割を担っている。基地内施設整備として、平成13年3月から平成14年7月にかけて、日本政府の負担により舗装盤の老朽化した滑走路の全面改修が行われた。

また、この間の平成13年9月11日に米国本土で同時多発テロが発生し、横田基地も厳戒体制が取られた。我が国においてもこのテロ事件の対応として平成13年10月29日には「テロ対策措置法」が制定され、米軍物資輸送支援の一環として航空自衛隊のC-130輸送機も横田基地に飛来することとなった。

航空機騒音については、常駐機として配備されていたC-9ナイチンゲール医療空輸機4機が平成15年9月に退役したこともあり、騒音測定結果からは飛行回数、総音量ともに減少に向かった。これらの事情を背景として平成17年10月20日、20年ぶりに国の住宅防音工事対象区域である第1種区域の一部指定区域等の見直しが告示され、この一部について指定区域の解除告示が行われた。

一方、平成17年10月29日、日米安全保障協議委員会（2+2）による在日米軍再編に係る中間報告、そして平成18年5月1日には再編最終合意がなされ、この中で横田基地については、共同統合運用調整所の設置、府中の航空自衛隊航空総隊司令部の移駐、横田空域における民間航空機の航行円滑化に係る措置検討、横田飛行場のあり得るべき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討が盛り込まれた。その後、平成20年9月には空域の一部について、管制業務が日本に返還され、平成24年3月には航空自衛隊航空総隊司令部の運用が開始されている。また、移駐に合わせ、日米司令部組織間が日本の防衛のための共同対処に資する機能を果たすための共同統合運用調整所を設置し運用を開始している。軍民共同使用に関しては、東京都を中心に検討が重ねられているが、現時点では結論は出ていない。

平成27年5月には、米国政府から日本政府に対し、平成29年後半にCV-22オスプレイ3機を横田基地に配備し、平成33年までに計10機配備する旨の接受国通報が行われたが、

平成29年3月、米国防省は、横田基地に配備予定のCV-22オスプレイのうち、最初の3機の到着を延期することについて公表した。この公表によれば、2020（平成32）米会計年度に到着するとされていた。

平成30年4月に在日米軍は、米空軍CV-22オスプレイの横田基地への配備について、太平洋地域における安全保障上の懸念に対応するため、平成29年に公表したスケジュールの変更を発表し、平成30年10月1日にCV-22オスプレイ5機を横田基地に配備した。2024年（令和6年）米会計年度までに段階的に計10機のCV-22オスプレイと約450人の人員を横田基地に配備するとしている。

令和元年8月、国は半世紀余にわたり課題となっている美堀町2丁目及び3丁目に所在する国有地の利用について、その解決に向けて地元住民に対して説明会を行った。（P62「移転後の国有地について」参照）

令和2年7月、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」が改正され、防衛施設関係施設の敷地又は区域及びその周辺おおむね300mの地域の上空において小型無人機等の飛行が禁止された。

令和3年4月より横田飛行場周辺における告示後住宅防音事業の対象拡大により、平成17年10月の区域見直しによって指定された85W以上の区域内の対象となる住宅は、平成17年10月20日までに建築された住宅となった。

令和3年7月には、6機目のCV-22オスプレイが横田基地に配備された。

(2) 概況

横田基地は、極東各地に展開している米軍の部隊及び基地に対する物資・兵員の輸送中継基地及び指揮の中核基地となっている。また、平成24年3月26日に航空自衛隊航空総隊司令部及びその関連部隊が、府中基地から横田基地に移転し、日米共同基地として航空自衛隊横田基地の運用が開始された。

① 所在地 立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町

② 規模 総面積 約7,136千㎡

(南北約4.5km 東西約2.9km 周囲約14km)

内訳 (A)

国・民有地	面積 (千㎡)	構成率 (%)
国有地	7,075	99.1
都 有 地	34	0.5
民・公有地	27	0.4
計	7,136	100.0

内訳 (B)

市 町 村 名	面積 (千㎡)	構成率 (%)
福 生 市	3,317	46.5
瑞 穂 町	2,101	29.4
武 蔵 村 山 市	990	13.9
羽 村 市	417	5.8
立 川 市	290	4.1
昭 島 市	21	0.3
計	7,136	100.0

昭島市分内訳 引込線等

③ 施設内容

在日米軍

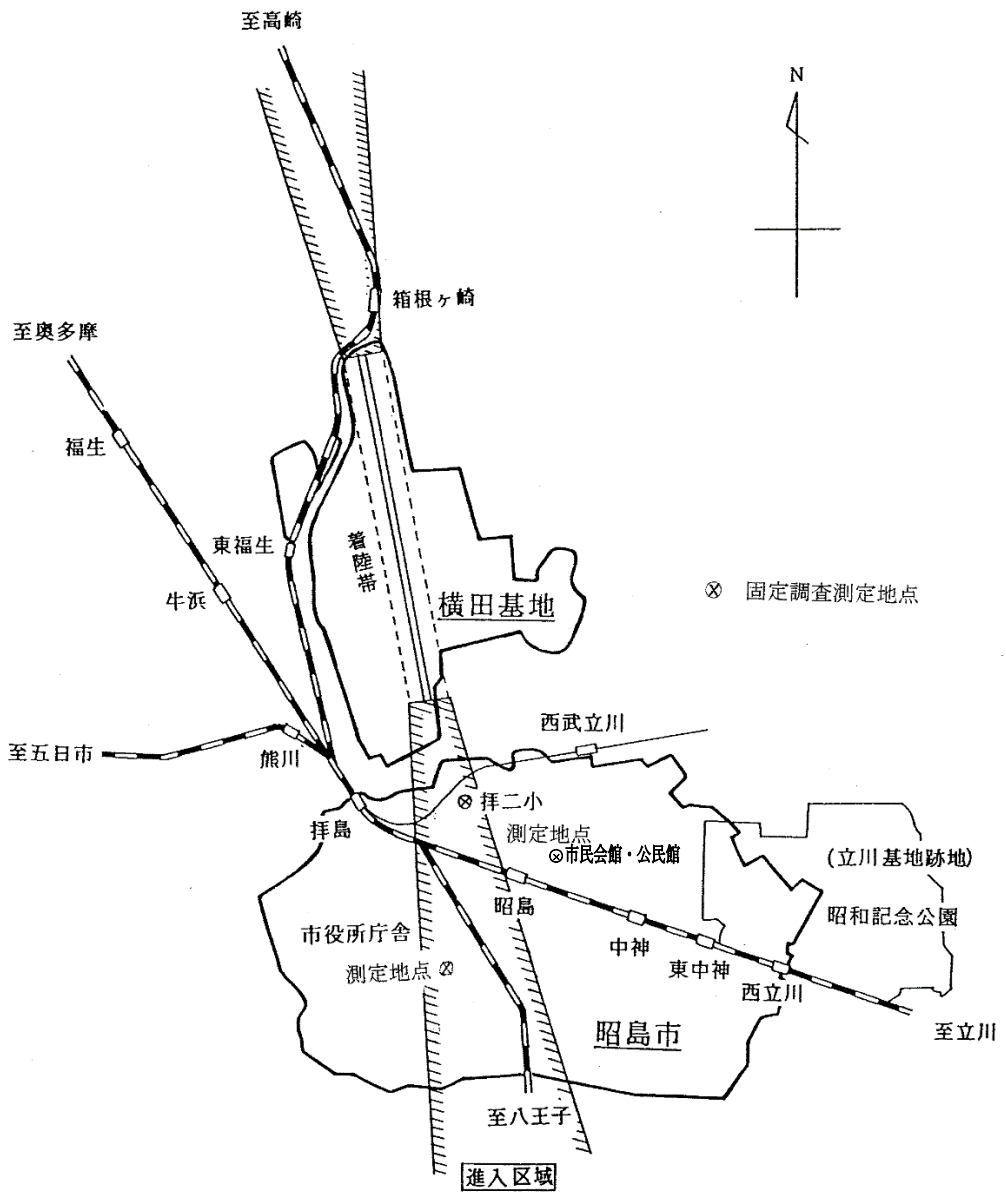
- ・ 管理部隊 米空軍第374空輸航空団
- ・ 使用部隊 在日米軍司令部
第5空軍司令部
米空軍第374空輸航空団
(運用群、整備群、使命支援群、医療群)
第730航空機動中隊
沿岸警備隊極東支部
米軍放送網 (AFN 旧FEN)
太平洋空軍音楽隊 等

航空自衛隊 航空総隊司令部
航空戦術教導団司令部

作戦情報隊
作戦システム運用隊
横田気象隊
横田地方警務隊 等

- ・ 航空自衛隊人員（令和4年1月現在） 約1,000人
- ・ 滑走路 約3,350m（延長）×約60m（幅）
他に オーバーラン 約600m（南側約300m、北側約300m）

昭島市と横田基地の位置図



<横田基地常駐機>



C-130

ハーキュリーズ輸送機J型 14機



C-12

ヒューロン輸送・連絡機 3機



UH-1

ヒューイ ヘリコプター 4機



CV-22
オスプレイ輸送機 6機

<主な飛来機>



ボーイング747チャーター機
(旅客・輸送機)



ボーイング757チャーター機
(旅客・輸送機)



ボーイング767チャーター機
(旅客・輸送機)



C-17
グローブマスターⅢ輸送機



C-5
ギャラクシー輸送機



KC-10
エクステンダー給油・輸送機



KC-135
ストラトタンカー給油・輸送機



F-16
ファイティングファルコン戦闘機



RQ-4

グローバルホーク無人偵察機



MV-22

オスプレイ輸送機

(米空母艦載機)



F/A-18

スーパーホーネット (戦闘機)

(3) 経緯

年 月	内 容
昭和15年4月	旧日本軍立川飛行場の附属施設「多摩陸軍飛行場」として設置される
昭和20年9月	米陸軍第1騎兵師団小分遣隊が進駐し接收、米軍第2航空輸送団が移駐
昭和21年8月	米軍により、基地北東部、当時の村山町（現武蔵村山市）内の「字名」から「横田基地」と命名される
昭和25年6月	朝鮮戦争勃発、軍用機の大型化・ジェット化に伴い、基地の拡張が図られる
昭和35年12月	埼玉県ジョンソン基地の滑走路施設返還により、第41航空師団及び第3爆撃連隊が、B-57爆撃機とF-102迎撃戦闘機を伴い移駐
昭和36年2月	昭島市、福生町、村山町、砂川町、瑞穂町の1市4町が「横田基地爆音対策協議会」を発足
昭和37年1月	滑走路南側に接近灯（アプローチ・ランプ）設置 （滑走路3, 350m）
昭和39年5月	板付基地から、第35、36及び第80戦術戦闘機中隊がF-105戦闘機等を伴って移駐
昭和42年10月	F-105が他へ移駐、F-4ファントム戦闘爆撃機が飛来
昭和45年7月	超大型輸送機C-5ギャラクシーが初飛来
昭和47年6月	基地南側にミドルマーカ（中間電波誘導信号所）設置
昭和48年1月	第14回日米安全保障協議委員会で、関東空軍施設整理統合計画が合意され、空軍施設を横田基地へ集約することとなる
昭和48年8月	ミドルマーカ（中間電波誘導信号所）作動開始
昭和49年3月	昭島市掘向地区の移転指定区域内 570世帯が移転完了
昭和49年11月	関東空軍施設整理統合計画に基づき、横田基地に在日米軍司令部と第5空軍司令部が配置される
昭和50年3月	「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、横田基地を特定防衛施設に指定
昭和51年4月	航空機騒音に悩む基地周辺住民が、国を相手に「夜間飛行差し止め及び損害賠償」で東京地裁八王子支部に提訴（第一次公害訴訟 41人）
昭和52年11月	第二次公害訴訟 112人が提訴
昭和54年8月	「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、第1種区域（85W以上）、第2種区域（90W以上）が指定される

年 月	内 容
昭和55年 9 月	「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、第 1 種区域（80W以上）が指定される
昭和56年 7 月	第一次、第二次訴訟第一審判決（賠償勝訴、夜間飛行差し止め却下） 国、原告ともに控訴
昭和57年 7 月	第一次、第二次訴訟団の家族605人からなる第三次訴訟提起
昭和59年 3 月	「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、第 1 種区域（75W以上）が指定される
昭和60年 3 月	30日、ミドルマーカー（中間電波誘導信号所）撤去
昭和62年 7 月	第一次、第二次訴訟高裁判決（賠償勝訴、夜間飛行差し止め却下） 国、原告ともに上告
平成元年 3 月	第三次訴訟地裁判決 国、原告ともに控訴
平成元年 9 月	フィリピン・クラーク基地から、C-9を伴って第 2 0 航空医療空輸飛行隊等 5 部隊が横田基地に移駐
平成元年12月	クラーク基地からC-130を伴って、第 2 1 戦術空輸飛行中隊が横田基地に移駐
平成 3 年 8 月	米軍飛行訓練が硫黄島で始まる
平成 4 年 4 月	第 4 7 5 航空団と第 3 7 4 戦術空輸団が合併、第 3 7 4 空輸航空団に再編成される
平成 5 年 2 月	第一次、第二次訴訟最高裁判決 過去分の賠償認定、夜間飛行差し止め却下で確定
平成 5 年10月	横田基地内航空機燃料漏れ事故判明（18,000ガロン、ドラム缶約 340本）
平成 5 年11月	日米合同委員会で、「横田基地における夜10時から朝 6 時までの飛行制限について」合意
平成 6 年 3 月	第三次訴訟東京高裁判決 過去分の賠償認定、飛行差し止めと将来分の損害賠償却下で確定
平成 6 年12月	第四次公害訴訟提訴（横田基地飛行差し止め訴訟） 原告 320人 昼夜問わず市街地上空の訓練飛行の禁止、過去・将来の損害賠償などを求める訴訟
平成 7 年 3 月	横田基地で、陸軍・海軍・空軍・海兵隊の 4 軍合同防空演習実施
平成 7 年10月	横田基地内航空機燃料漏れの除去作業開始
平成 8 年 4 月	新横田基地公害訴訟団第一次提訴（原告 3,140人） 午後 9 時～午前 7 時までの飛行禁止などを求める訴訟を米国政府を含めて提訴

年 月	内 容
平成9年2月	新横田基地公害訴訟団第二次提訴（原告2,781人）
平成9年4月	住宅防音工事対象区域の内、85WECPNL以上の区域について、これまで昭和54年8月31日の在家が対象とされていたが、昭和59年3月31日の在家まで拡大
平成9年6月	米軍の山梨県北富士演習に伴い、横田基地に日本の民間機が初飛来
平成9年8月	横田基地南側に誘導電波による計器着陸装置（ISL）を設置
平成10年4月	平成9年から、アラスカ・エルメンドルフ空軍基地への配置換えが行われ、横田基地常駐機は、C-130が13機、C-9が4機、C-21が4機、UH-1が4機となる
平成10年7月	13日基地内、燃料引込み線のポンプステーション付近で給油ホースから航空機燃料 30～50ガロン漏出
平成10年12月	29日福生市内で、米兵2人と瑞穂町住人が争い、瑞穂町住人が重傷を負う
平成11年4月	住宅防音工事、建替工事（10年以上経過し、継続性を有する）が対象となる
平成12年5月	基地武蔵村山市側第17ゲートから日本人3名が進入、C-9に乗り込み掴む
平成12年7月	武蔵村山市中原から基地に向けて飛しょう弾2発が発射された 基地東側誘導路付近で金属弾1個発見
平成12年9月	立川市泉町都道で米兵による女性（72歳死亡）轢逃げ事故発生
平成12年9月	NLP（空母キティホーク艦載機の夜間離着陸訓練）が横田飛行場で実施
平成13年3月	横田基地滑走路改修工事開始
平成13年7月	新横田基地公害訴訟（八王子地裁支部）結審
平成13年9月	11日、ニューヨーク世界貿易センタービル破壊など同時テロ発生、横田基地厳戒体制に入る
平成13年9月	横田基地米兵、酔って福生市立第一小学校のガラス破損
平成13年12月	基地内のテロ警戒投光機、武蔵村山側基地隣接農作物に異常を与える
平成14年2月	外務省、防衛施設庁、在日米大使、在日米軍はNLPを硫黄島で原則実施了解
平成14年4月	新横田基地公害訴訟、米軍への「夜間や早朝の飛行差止め」上告に対し、最高裁は「米軍の公的活動には日本の民事裁判権は及ばない」と判断、上告棄却判決
平成14年5月	15日夜、基地内で地上模擬爆破装置、サイレン、ジャイアントボイスを使用した訓練が行われ、周辺住民から苦情・問い合わせが殺到
平成14年5月	23日、横田基地飛行差止め訴訟（359人）（八王子地裁支部）結審

年月	内 容
平成14年 5 月	30日、新横田公害訴訟（約6千人）八王子地裁支部が判決
平成14年 6 月	11日、新横田公害訴訟団判決不服として東京高裁に控訴
平成14年 7 月	横田基地滑走路全面改修工事（平成13年3月から工事、路面補強、コンクリート板敷設）が完了
平成15年 3 月	横田基地に向けて金属弾ゲリラ
平成15年 5 月	13日、横田基地飛行差止め訴訟、一審判決 飛行差止め及び訓練飛行の禁止 棄却 将来分損害賠償 却下 過去分損害賠償額 約1億6千万円の賠償命令 同月、原告・国双方が控訴
平成15年 5 月	運用即応演習（ジャイアントボイス）実施
平成15年 7 月	運用即応演習（ジャイアントボイス）実施
平成15年 9 月	C-9航空機撤収。所管の第374航空医療搬送中隊解散
平成15年10月	運用即応演習（ジャイアントボイス）実施 サイレン吹鳴は無し
平成15年11月	新横田基地訴訟の控訴審が東京高裁で開始
平成16年 2 月	運用即応演習（ジャイアントボイス）実施
平成16年 7 月	NLP（空母キティホーク艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で実施
平成16年 9 月	運用即応演習（ジャイアントボイス）実施
平成16年10月	新潟県中越地震の被害者支援のため、東京都と横田基地周辺5市1町の支援物資が米軍の輸送機により横田基地から新潟空港に輸送された
平成16年11月	運用即応演習（ジャイアントボイス）実施
平成16年12月	新横田公害訴訟（東京高裁）結審
平成17年 1 月	運用即応演習（ジャイアントボイス）実施
平成17年 1 月	地上爆発模擬装置（グランドバーストシミュレータ）を使用した演習が行われた
平成17年 3 月	運用即応演習（ジャイアントボイス）実施
平成17年 9 月	運用即応演習（ジャイアントボイス）実施
平成17年10月	20日、住宅防音工事対象区域である第1種区域の一部指定区域解除の告示がなされた
平成17年10月	29日、日米安全保障協議委員会（2+2）において在日米軍再編に係る中間報告がなされ、横田基地については、共同統合運用調整所の設置、府中の航空自衛隊航空総隊司令部の移駐、横田空域における民間航空機の航行円滑化に係る措置検討が盛り込まれた
平成17年11月	30日、新横田公害訴訟高裁判決。飛行差止め棄却 将来分損害賠償却下（一部認定）、危険への接近不適用、過去分損害賠償額 約32億5千万円

年月	内 容
	国は一部将来分の損害賠償について、原告は飛行差止めについて上告
平成17年12月	運用即応演習（ジャイアントボイス）実施
平成18年 5月	N L P（空母キティホーク艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で実施
平成18年 5月	1日、日米安全保障協議委員会（2+2）において、在日米軍再編に係る最終合意がなされた 中間報告で盛り込まれた内容について、その具体的な実施日程を含めた計画を「再編実施のための日米のロードマップ」として発表
平成18年10月	N L P（空母キティホーク艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で実施
平成19年 5月	N L P（空母キティホーク艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で実施
平成19年 5月	新横田公害訴訟最高裁判決。審査終了後の損害賠償、飛行差止め却下で確定
平成19年10月	N L P（空母キティホーク艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で実施
平成20年 3月	N L P（空母キティホーク艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で実施
平成19年 7月	横田飛行差し止め訴訟（東京高裁）結審
平成20年 7月	17日、横田基地飛行差し止め訴訟控訴審判決 飛行差止め 棄却。将来分損害賠償却下、危険への接近 不適用、過去分損害賠償額 約1億9千万円 原告は飛行差止めについて上告
平成20年 9月	横田空域の一部返還
平成21年 4月	横田飛行差し止め訴訟上告棄却
平成21年 5月	N L P（原子力空母ジョージ・ワシントン艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で実施
平成22年 5月	N L P（原子力空母ジョージ・ワシントン艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で実施
平成23年 3月	基地が東日本大震災への支援「ともだち作戦」の拠点となる
平成23年 3月	航空自衛隊航空総隊司令部の一部の移転が始まる
平成24年 1月	運用即応演習が行われる
平成24年 1月	サムライサージ及び物資投下訓練が行われる
平成24年 2月	運用即応演習が行われる
平成24年 3月	緊急管理演習が行われる
平成24年 3月	運用即応演習が行われる
平成24年 3月	航空自衛隊航空総隊司令部の移転が完了する
平成24年 4月	第374空輸航空団整備中隊所属の上等空兵が港区六本木で傷害事件を起こし、現行犯逮捕
平成24年 5月	緊急管理演習が行われる

年月	内 容
平成24年 6 月	サムライサージ及び投下等訓練が行われる
平成24年 7 月	運用即応演習が行われる
平成24年 7 月	航空機の運用訓練が行われる
平成24年10月	パラシュート降下訓練が行われる
平成24年11月	運用即応演習が行われる
平成24年12月	第9次横田基地公害訴訟 137人が提訴 午後7時～午前8時までの飛行禁止、過去及び将来の騒音被害に対する損害賠償などを求める訴訟
平成25年 1 月	緊急管理演習が行われる
平成25年 2 月	即応準備週間が行われる
平成25年 3 月	緊急管理演習が行われる
平成25年 3 月	第2次新横田基地公害訴訟 905人が提訴 午後7時～午前7時までの飛行禁止、過去及び将来の騒音被害に対する損害賠償、これまでW値（うるささ指数）75以上の地域住民のみに認められていた賠償の範囲を70以上まで広げるなどを求める訴訟
平成25年 4 月	横田基地第730航空機動中隊所属の上級空兵が福岡市で窃盗事件を起こし、現行犯逮捕
平成25年 6 月	編隊飛行訓練が行われる
平成25年 6 月	パラシュート降下訓練が行われる
平成25年 7 月	横田基地に勤務する米軍属の米国人の男とその息子が、福生駅付近で日本人暴行被疑事件を起こし、その後、逮捕
平成25年 7 月	運用即応演習が行われる
平成25年 7 月	第2次新横田基地公害訴訟 173人が追加提訴
平成25年 8 月	編隊飛行訓練が行われる
平成25年 8 月	パラシュート降下訓練が行われる
平成25年 9 月	武蔵村山市内で、横田基地所属の米軍人による交通事故が発生
平成25年10月	即応準備週間が行われる
平成25年10月	編隊飛行訓練が行われる
平成25年10月	福生市内のアクセサリー店で、横田基地所属の米軍属家族が強制わいせつ事件を起こし、平成26年2月24日に逮捕
平成25年11月	人員降下訓練が行われる
平成26年 2 月	人員降下訓練が行われる
平成26年 3 月	サムライ即応監査が行われる
平成26年 3 月	人員降下訓練が行われる

年月	内 容
平成26年 4 月	人員降下訓練が行われる
平成26年 4 月	編隊飛行訓練が行われる
平成26年 5 月	サムライ即応監査が行われる
平成26年 6 月	人員降下訓練が行われる
平成26年 7 月	人員降下訓練が行われる
平成26年 7 月	サムライ即応演習週が行われる
平成26年 7 月	緊急管理演習が行われる
平成26年 8 月	人員降下訓練が行われる
平成26年 9 月	人員降下訓練が行われる
平成26年10月	人員降下訓練が行われる
平成26年11月	日米共同統合演習に伴う横田基地における日米共同訓練が行われる
平成26年11月	同月25日午前1時30分から約1時間、基地内放送システムの誤作動によりスピーカー1箇所から非常に大きなサイレン音が鳴り続ける
平成26年12月	人員降下訓練が行われる
平成27年 1 月	人員降下訓練が行われる
平成27年 1 月	サムライ即応監査が行われる
平成27年 2 月	人員降下訓練が行われる
平成27年 3 月	人員降下訓練が行われる（4月2日まで）
平成27年 5 月	サムライ即応監査が行われる
平成27年 5 月	米国政府から日本政府に対し、横田飛行場へのCV-22オスプレイ配備に関する接受国通報
平成27年 8 月	警戒対応能力の訓練が行われる
平成27年 9 月	国道16号牛浜北通り入口交差点付近で、横田基地関係車両から未消尽弾1個と空薬きょう269個が落下し道路に散乱
平成27年 9 月	人員降下訓練が行われる
平成27年10月	日本政府は、米国政府から提供を受けた、「CV-22の横田飛行場配備に関する環境レビュー」を公表
平成27年11月	サムライ即応監査が行われる
平成27年11月	人員降下訓練が行われる
平成27年12月	リュックサックを背負った侵入者があったため、基地住民の安全と基地の保全のため、すべてのゲートが一時閉鎖される
平成28年 1 月	人員降下訓練が行われる
平成28年 2 月	訓練・監査（基地外の公共衛生施設との連絡調整）が行われる（3月1日まで）

年月	内 容
平成28年 3 月	人員降下訓練が行われる
平成28年 3 月	飛行訓練が行われる
平成28年 4 月	熊本地震の被災地域で行われている災害救援活動を、横田基地所属 C-130 輸送機により支援
平成28年 4 月	人員降下訓練が行われる
平成28年 5 月	災害時における人道支援の要請等に対する対応力の訓練が行われる
平成28年 5 月	人員降下訓練が行われる
平成28年 7 月	人員降下訓練が行われる
平成28年 7 月	サムライ即応演習週が行われる
平成28年 8 月	横田飛行場と I H I 瑞穂工場隣接地におけるゲートの設置（車止めを含む）に係る工事が完了
平成28年10月	人員降下訓練が行われる
平成28年10月	日米共同統合演習に伴う横田基地における日米共同訓練が行われる（11月11日まで）
平成28年11月	人員降下訓練が行われる
平成28年11月	演習・監査（自然災害への対応訓練）
平成28年12月	緊急時における部隊の即応性訓練
平成29年 1 月	人員降下訓練が行われる
平成29年 1 月	部隊別の即応性訓練
平成29年 2 月	サムライ即応監査が行われる
平成29年 2 月	人員降下訓練が行われる
平成29年 3 月	基地内警戒態勢の強化訓練
平成29年 3 月	1 日、第 2 次新横田基地公害訴訟（東京地裁立川支部）結審
平成29年 3 月	3 日基地内、フライトライン上のコンクリートパッドにおいて、横田基地所属 C-130H の整備中に燃料漏れがあり、約 100 ガロンほどの燃料が流出
平成29年 3 月	C-130 輸送機を H 型から新型の J 型に交替（全 14 機を順次交替）
平成29年 3 月	人員降下訓練が行われる
平成29年 4 月	人員降下訓練が行われる
平成29年 4 月	空母ロナルド・レーガン艦載機（FCLP）の着陸訓練が硫黄島で行われる
平成29年 4 月	関東航空機空中衝突防止対策会議が開催される
平成29年 5 月	福生市内で横田基地に勤務している米軍属による交通事故が発生
平成29年 5 月	米空軍グローバル・ホークの横田基地への一時展開される 10月に帰投する

年月	内 容
平成29年 6 月	部隊別の即応性訓練が行われる
平成29年 6 月	PAS（パブリック・アドレス・システム）の試験放送が行われる
平成29年 6 月	横田基地内住宅地区にて不発弾（古い銃弾の入った箱）が発見される
平成29年 7 月	人員降下訓練が行われる
平成29年 8 月	サムライ即応演習が行われる
平成29年 8 月	PAC-3 展開訓練が行われる
平成29年 8 月	日米共同実動訓練（オリエントシールド）が東富士演習場等で行われる陸上自衛隊と同訓練に参加する米陸軍の人員等の輸送のための航空機が飛来する
平成29年 9 月	人員降下訓練が行われる
平成29年10月	11日、第2次新横田基地公害訴訟一審判決（東京地裁立川支部第19回口頭弁論判決言い渡し）自衛隊機の離着陸等の差し止めは却下 米軍機の離着陸等の差し止め棄却 損害賠償は、告示コンターによる75W以上の地域の住居者のみ認める 将来分は却下 差止、将来請求分の損害賠償請求を求め東京高裁へ控訴
平成29年10月	16日、最後のC-130H輸送機2機が帰投
平成29年10月	サムライ即応監査が行われる
平成29年10月	米空軍グローバル・ホーク10月に帰投する
平成29年10月	人員降下訓練が行われる
平成29年11月	人員降下訓練が行われる
平成29年11月	物料投下訓練が行われる
平成29年11月	サムライ即応監査が行われる
平成29年12月	F A-18 4機が飛来し、タッチアンドゴーが行われる
平成29年12月	防衛施設周辺放送受信事業（NHK放送受信料の助成制度）について見直しが公表された
平成30年 1 月	習志野演習場における降下訓練始めに参加する米陸軍第1特殊作戦部隊（沖縄）が航空機で飛来（横田基地から習志野演習場までに車両で移動）
平成30年 1 月	羽村市で横田基地内勤務の米軍属の酒気帯び運転による交通事故が発生
平成30年 1 月	人員降下訓練が行われる
平成30年 3 月	サムライ即応監査が行われる
平成30年 3 月	人員降下訓練が行われる
平成30年 3 月	日米施設部隊による飛行場被害復旧等訓練が行われる
平成30年 4 月	在日米軍は、太平洋地域における安全保障上の懸念に対応するため、平成

年月	内 容
平成30年 4 月	29年に公表したスケジュールを変更し、同年夏頃に5機のCV-22オスプレイを横田飛行場へ配備すると発表
平成30年 4 月	人員降下訓練が行われる
平成30年 4 月	19日、20日、人員降下訓練が行われる(無通告)
平成30年 4 月	27日、残りの2機が横田基地に到着し、C-130J輸送機(全14機)への交替が完了
平成30年 5 月	編隊飛行訓練(「サムライ・サージ」)が行われる
平成30年 5 月	FCLP(陸上模擬着艦訓練)が硫黄島で実施される
平成30年 6 月	サムライ即応監査が行われる
平成30年 6 月	人員降下訓練が行われる
平成30年 6 月	台風からの緊急避難のため、嘉手納飛行場に駐機しているKC-135及びC-130H(計8機)3機が横田基地へ飛来
平成30年 7 月	沖縄県への台風接近に伴う米軍機(KC-135及びRC-135 計7機)の横田飛行場への避難
平成30年 8 月	人員降下訓練が行われる(無通告)
平成30年 8 月	サムライ即応監査が行われる
平成30年 8 月	米軍嘉手納基地所属の輸送機及び空中給油機計10機程度が、台風の接近に伴う緊急避難のため横田基地に飛来
平成30年 8 月	人員降下訓練が行われる(無通告)
平成30年 9 月	人員降下訓練が行われる
平成30年10月	CV-22オスプレイ5機が配備される
平成30年10月	日米共同統合演習(実動演習)が実施される
平成30年10月	サムライ即応監査が行われる
平成30年10月	日米施設部隊による飛行場被害復旧等訓練が行われる
平成30年10月	人員降下訓練が行われる
平成30年11月	人員降下訓練が行われる
平成30年11月	編隊飛行訓練(サムライ・サージ)が行われる
平成30年11月	30日 第9次横田基地公害訴訟一審判決(東京地裁立川支部) 自衛隊の離着陸、音量規制等は却下、米軍の離着陸、音量規制等は棄却 過去の分についての損害賠償を認める 将来分は却下 自衛隊・米軍の離着陸、音量規制等、将来請求分の損害賠償請求を求め東京高裁に控訴
平成31年 1 月	習志野演習場における降下訓練始めに参加する米陸軍第1特殊作戦部隊(沖縄)が航空機で飛来(横田基地から習志野演習場まで車両で移動)

年月	内 容
平成31年 1 月	人員降下訓練が行われる
平成31年 2 月	天候不良により、F-22及びKC-135が横田飛行場へダイバード
平成31年 3 月	人員降下訓練が行われる
平成31年 3 月	日米施設部隊による飛行場被害復旧等訓練（消防訓練）が実施される
平成31年 3 月	人員降下訓練が行われる（無通告）
平成31年 4 月	1日、3日、5日、12日、人員降下訓練が行われる（無通告）
令和元年 5 月	人員降下訓練が行われる
令和元年 5 月	サムライ即応監査が行われる
令和元年 5 月	空母ロナルド・レーガン艦載機着陸訓練（FCLP）が硫黄島で行われる
令和元年 5 月	羽村市内及び福生市内で横田基地所属の軍人が酒気帯び運転による物損事故
令和元年 5 月	人員降下訓練が行われる
令和元年 5 月	千葉県において第374空輸航空団所属の人員が酒気帯びによる物損事故
令和元年 6 月	6日、第2次新横田基地公害訴訟東京高裁第5回口頭弁論判決言い渡し 過去の損害賠償（告示コンターによる75W以上の地域の居住者のみ）は認める 自衛隊機の離着陸等の差止めは却下 米軍機離着陸等の差止めは棄却 将来分は却下 最高裁に上告、上告受理申立
令和元年7月	1日、CV-22オスプレイ運用部隊の交代により、第21特殊作戦部隊及び第753特殊作戦航空機整備中隊による運用が開始される
令和元年 7 月	日出生台演習場において、陸上自衛隊による米空軍機からの空挺降下訓練の実施にあたり、隊員を演習場まで輸送するため横田基地を使用
令和元年 7 月	基地内警戒態勢の強化訓練が行われる
令和元年 7 月	人員降下訓練が行われる
令和元年 7 月	横田基地において航空機空中衝突防止会議を開催される
令和元年 8 月	横田飛行場に米空軍グローバル・ホーク4機が一時展開
令和元年 8 月	サムライ即応監査が行われる
令和元年 8 月	「美堀町2丁目及び3丁目に所在する国有地の利用について」北関東防衛局による住民説明会が開催される
令和元年 8 月	日米施設部隊による飛行場被害復旧等訓練が行われる
令和元年 9 月	日米施設部隊による飛行場被害復旧等訓練が行われる
令和元年 9 月	横田基地日米友好祭へ陸上自衛隊陸上総隊第1空挺団が参加し、空挺降下の展示が行われる
令和元年 9 月	人員降下訓練が行われる

年月	内 容
令和元年10月	福生市において横田基地所属の軍人が酒気帯びによる物損事故
令和元年10月	C V - 2 2 オスプレイの目視情報提供が終了
令和元年10月	日米施設部隊による飛行場被害復旧等訓練が行われる
令和元年10月	サムライ即応監査が行われる
令和元年10月	米空軍グローバル・ホーク4機グアムに帰投
令和元年11月	日出生台演習場及び航空自衛隊築城基地において、国内における横田基地所属の米空軍機からの空挺降下訓練が行われる
令和2年1月	習志野駐屯地において、横田基地所属部隊及び米空軍機の参加による日米空挺降下の展示が行われる
令和2年1月	K C - 1 3 5 がエンジントラブルのため横田基地に着陸
令和2年1月	横田基地に向かっていた米軍のチャーター機が燃料不足のため成田空港に着陸
令和2年1月	横田基地において抜き打ち演習を実施
令和2年1月	23日、第9次横田基地公害訴訟控訴審判決(東京高裁) 自衛隊の離着陸、音量規制等は却下 米軍の離着陸、音量規制等は棄却 過去分についての損害賠償を認める 将来分は却下
令和2年2月	航空機訓練が行われる
令和2年2月	日米共同統合防災訓練が行われる
令和2年2月	第9次横田基地公害訴訟原告団が最高裁に上告
令和2年5月	大規模な編隊飛行訓練が行われる
令和2年5月	空母ロナルド・レーガン艦載機発着訓練(FCLP)が硫黄島で行われる
令和2年5月	横田飛行場に米空軍グローバル・ホーク6機が一時展開
令和2年6月	人員降下訓練が行われる
令和2年7月	「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」が改正され、防衛施設関係施設の敷地又は区域及びその周辺おおむね300mの地域の上空において小型無人機等の飛行が禁止される
令和2年7月	玉城寺原演習場及び航空自衛隊百里基地において、陸上自衛隊陸上総隊第1空挺団による米空軍機からの降下訓練が行われる
令和2年7月	奥多摩町において横田基地所属の軍属が飲酒運転による交通事故
令和2年7月	立川市において横田基地所属の空軍兵が酒気帯び運転による交通事故
令和2年8月	サムライ即応監査が行われる
令和2年8月	人員降下訓練が行われる

年月	内 容
令和2年8月	北海道大演習場及び航空自衛隊千歳基地における陸上自衛隊陸上総隊第1空挺団による米空軍機からの降下訓練が行われる
令和2年8月	人員降下訓練が行われる
令和2年9月	習志野演習場及び海上自衛隊厚木航空基地における陸上自衛隊陸上総隊第1空挺団による米空軍機からの降下訓練が行われる
令和2年9月	米空軍グローバル・ホーク6機がグアムへ帰投
令和2年10月	福生市において横田基地所属の軍属が酒気帯運転による物損事故
令和2年10月	日米共同統合訓練(実動演習)が行われる
令和2年10月	サムライ即応監査が行われる
令和2年11月	日米施設部隊による滑走路被害復旧訓練が行われる
令和2年11月	横田基地から基地外の処分所に運ばれた土から50口径(12.7mm)弾1発発見される(1940年代製造の未使用のもの 長年にわたり地下に埋まっていたもの)
令和2年12月	9日、第2次新横田基地公害訴訟 最高裁の上告棄却により判決確定
令和3年1月	日米空挺降下訓練が行われる
令和3年1月	人員降下訓練が行われる
令和3年1月	横田基地内で狙撃事件があったという想定での演習【PAS(パブリック・アドレス・システム)使用】が行われる
令和3年1月	27日、第9次横田基地公害訴訟 最高裁がの告棄却により判決確定
令和3年2月	人員降下訓練が行われる
令和3年3月	東富士演習場及び横田基地において陸上自衛隊陸上総隊第1空挺団による米空軍機からの降下訓練が行われる
令和3年3月	あきる野市において日米地位協定が適用されるメンバーが関与する飲酒運転による(飲酒検査の結果、法的制限値を超えていた)自動車事故
令和3年4月	横田飛行場周辺における告示後住宅防音事業の対象が拡大 平成17年10月の区域見直しによって指定した85W以上の区域内にある対象住宅の範囲が、平成17年10月20日までに建築された住宅となる
令和3年4月	人員降下訓練が行われる
令和3年4月	サムライ即応監査が行われる
令和3年4月	人員降下訓練が行われる
令和3年5月	習志野演習場及び横田基地における陸上自衛隊陸上総隊第1空挺団による米空軍機からの降下訓練が行われる
令和3年5月	空母ロナルド・レーガン艦載機発着訓練(FCLP)が硫黄島で行われる

年月	内 容
令和3年6月	横田飛行場に米空軍グローバル・ホーク6機が一時展開
令和3年6月	人員降下訓練が行われる
令和3年7月	横田基地にCV-22オスプレイ1機が追加配備
令和3年7月	人員降下訓練が行われる
令和3年7月	東富士演習場及び横田基地における陸上自衛隊陸上総隊第1空挺団による米空軍機からの降下訓練が行われる
令和3年8月	サムライ即応監査が行われる
令和3年8月	陸自第1空挺団の米国における米陸軍との実動訓練が行われる
令和3年9月	日英米蘭加共同訓練(PC21)が行われる
令和3年10月	米空軍グローバル・ホーク6機がグアムに帰投
令和3年10月	サムライ即応監査が行われる
令和3年11月	日出生台演習場及び横田基地における陸上自衛隊陸上総隊第1空挺団による米空軍機からの降下訓練が行われる
令和3年11月	国内における米海兵隊との実働訓練に横田基地所属のCV-22オスプレイが参加
令和3年12月	日米施設部隊による滑走路被害復旧訓練が行われる
令和3年12月	人員降下訓練が行われる
令和4年1月	習志野演習場での降下訓練始において、人員輸送のため横田基地が使用される
令和4年1月	令和3年度第4回国内における米空軍機からの降下訓練が行われる 人員輸送のため横田基地が使用される

※ 記載内容は、令和4年3月31日現在

横田基地関連訴訟

訴訟	提訴年月日	原告数	被告	訴訟主内容	経過・判決
横田基地公害訴訟 (第一次訴訟)	1976年4月28日 (昭和51年) 東京地裁八王子支部	41人	国	①夜9時～翌朝7時までの離着陸禁止 ②過去分の損害賠償 ③将来分の損害賠償	1993年2月25日 (平成5年) 最高裁判決 ② 認定 ①③却下
横田基地公害訴訟 (第二次訴訟)	1977年11月17日 (昭和52年) 東京地裁八王子支部	112人	国		
横田基地公害訴訟 (第三次訴訟)	1982年7月21日 (昭和57年) 東京地裁八王子支部	605人	国	①夜9時～翌朝7時までの離着陸禁止 ②過去分の損害賠償 ③将来分の損害賠償	1994年3月30日 (平成6年) 高裁判決 ② 認定 ①棄却③却下
横田基地飛行差し止め 訴訟 (第一次訴訟)	1994年12月12日 (平成6年) 東京地裁八王子支部	320人	国	①夜9時～翌朝7時までの離着陸禁止 ②過去分の損害賠償 ③将来分の損害賠償 ④昼夜を問わず市街地上空での訓練 飛行の禁止	2009年4月10日 (平成21年) 最高裁上告棄却の決定 2008年7月17日の高裁判決確定 ② 認定 ③ 却下 ①棄却④却下
横田基地飛行差し止め 訴訟 (第二次訴訟)	2000年8月24日 (平成12年) 東京地裁八王子支部	39人			
新横田基地公害訴訟 (第一次訴訟)	1996年4月10日 (平成8年) 東京地裁八王子支部	3,140人	国 米国	①夜9時～翌朝7時までの離着陸禁止 ②過去分の損害賠償 ③将来分の損害賠償 ④夜間早朝の離着陸禁止実現のため 日米合同委員会で米国政府と交渉す る義務が国にあることの確認	2007年5月29日 (平成19年) 最高裁判決 ① 認定 ②③却下 ④棄却(2002年(平成14年) 4月最高裁)
新横田基地公害訴訟 (第二次訴訟)	1997年2月14日 (平成9年) 東京地裁八王子支部	2,781人			
新横田基地公害訴訟 (第三次訴訟)	1998年4月20日 (平成10年) 東京地裁八王子支部	37人			
第9次横田基地公害訴訟	2012年12月12日 (平成24年) 東京地裁立川支部	128人 + 16人 (2014年(平成26年) 8月7日追加提訴)	国	①夜7時～翌朝8時までの離着陸禁止 ②それ以外の時間帯については損音 の音量規制 ③旋回や急上昇、急降下訓練の禁止 ④過去分の損害賠償 ⑤将来分の損害賠償	2021年1月27日 (令和3年) 最高裁上告棄却の決定 2020年1月23日の高裁判決確定 ①②③自衛隊機は却下、米軍 機は棄却 ④認定 ⑤却下
第2次新横田基地公害訴訟	2013年3月26日 (平成25年) 東京地裁立川支部	905人 + 173人 (2013年(平成25年) 7月追加提訴)	国	①夜7時～翌朝7時までの離着陸禁止 ②過去分の損害賠償 ③将来分の損害賠償 ④これまでw値(うるささ指数) 75以上の地域住民のみに認め られていた賠償の範囲を70以上 まで広げる	2020年12月9日(平成2年)最高 裁上告棄却し、上告審として 受理しないと決定。2019年6月 6日(平成元年)の高裁判決が 確定 ①自衛隊機は却下、米軍機は 棄却 ②認定 ③却下 ④告示コンターによる75W以 上の地域の居住者のみ認め る。

3 航空機騒音

(1) 騒音問題

本市は、横田基地に隣接し滑走路の南側、飛行直下に位置することから、航空機騒音が市民生活をはじめまちづくりに与える影響は非常に大きなものである。市にとって基地周辺整備対策は重要な行政課題となっており、積極的な取組を行っている。

騒音の影響としては、昭和20～30年代にかけての軍用機の大型化・ジェット化に伴い騒音問題が一層深刻化し、昭和40年代に飛行直下にあたる堀向地区の570世帯の集団移転が行われた。市宅地造成による東ノ岡団地に153世帯、それ以外の市内移転170世帯、他の世帯は市外へそれぞれ移転が行われた。なお、他の飛行コースにあたる地域については、昭和50年から国の法律により一定の基準に基づき個人住宅の防音工事がはじめられたが、市民要望に対し十分とは言えず指定区域の拡大、整備内容の充実等について国に対し要請を行っている。また、テレビの映像、電話使用時における会話などにも影響があり、テレビについては、昭和39年から受信料が半額となり、その後範囲が拡大され、現在は市域の約6割が対象となっている。さらに範囲の拡大と電話通話料の助成措置等について要請を続けている。

公共施設に関しては、騒音が子どもの学習等に重大な妨げとなることによる小中学校をはじめとして、保育園、学習等供用施設、庁舎等、国の補助を受けて防音工事（高気密防音サッシ、冷暖房設備など）を実施しているところであるが、市の財政負担も大きく、国に対し、補助額、対象施設の拡大について要請を行うとともに飛行訓練の中止等騒音の軽減に向けて、米軍に対しても要請を行っているところである。

一方、前項で触れた昭島市民が参加している横田基地に係る公害訴訟に関して、平成25年までに提起されたものについては、全て判決が確定している。市は訴訟団に対し、物心両面からの支援を行った。

(2) 騒音調査

本市は、飛行直下に位置し、航空機騒音によって、市民生活や都市整備にさまざまな影響を受けており、これらの実態を把握するため、昭和38年にポータブル指示騒音計により航空機騒音調査を開始し、以後、今日まで継続して調査を行っている。

当初、ポータブル指示騒音計では、自動的に記録ができず、夜間の調査も困難であったが、昭和44年、東京都公害研究所の委託を受け、高速レベルコーダーによる本格的な調査が行われるようになった。昭和47年からは、現在のデジタル式騒音測定機に変わり、翌48年10月から新たにコンピューターテープを取り付け、資料収集の正確性が一段と高められた。一定以上の音が5秒間以上継続した時に自動的に記録するようデジタル式騒音測定機をセットし、騒音発生年月日、時刻、騒音最高値、継続時間などを24時間継続測定している。

近年、従来の飛行ルート以外の地域からの苦情が多くなったことから、飛行実態等の把握をするため、令和3年10月より市民会館・公民館屋上に新たに固定測定機を増設した。

現在、市では通年で調査する固定測定機を2か所、測定場所を3か月単位で移動して行う移動測定を実施している。また、東京都においても次頁のとおり同様の騒音測定が実施されている。

環境基準については、昭和48年から騒音の評価指標としてW E C P N Lが採用されてきたが、近年、騒音測定機の技術的進歩に伴い高度な測定を簡易に行うことが可能になったこと、国際的にも騒音の評価には等価騒音レベルを基本とした評価指標が主流となっていることから、平成25年4月1日から騒音の評価指標がW E C P N LからL d e nに改正された。

<昭島市騒音測定>

① 固定調査（デジタル式騒音測定機により通年測定）

測定場所	基地からの距離
拝島第二小学校屋上（拝島町3927-2）	滑走路南端から南へ 約1,200m
市民会館・公民館屋上（つつじが丘3-7-7）	滑走路南端から南東へ 約2,300m

市民会館・公民館屋上については、令和3年10月1日より測定を開始。

② 移動調査（デジタル式騒音測定機により3か月間測定）

測定場所 市立市民会館・公民館（令和3年度からは固定調査に変更） 昭和会館
拝島第三小学校 旧拝島第四小学校

③ 測定方法

i 拝島第二小学校

暗騒音+8dB以上の騒音が5秒以上継続したときに、70dB以上の騒音を評価

ii 市民会館・公民館

暗騒音+6dB以上の騒音が8秒以上継続したときに、70dB以上の騒音を評価

※測定場所の環境によって測定方法は異なる。市民会館・公民館では、上記の方法で騒音測定を行っているが、騒音測定開始（令和3年10月）から半年分の騒音測定データ分析したうえで、必要であれば、測定方法について再調整を図る予定である。

<東京都騒音測定>

① 固定調査（デジタル式騒音測定機により通年測定）

測定場所	設置位置
昭島市役所（田中町1-17-1） <H10.10月大神町2-5-1から移設>	滑走路南端から南へ3.0km 離着陸コース直下

※昭島市以外に基地周辺3か所で測定を行っている

② 分布調査（デジタル式騒音測定機により2週間測定）

測定地として12か所

（昭島2 瑞穂2 福生1 羽村1 立川1 八王子4 日野1）

（昭島市内… 建設局観測井 中神小学校）

③ 測定方法

暗騒音+8dB以上の騒音が5秒以上継続したときに、70dB以上の騒音を測定

騒音とその具体例（騒音レベルの単位：dB）

騒音レベル	音源例	騒音レベル	音源例
120	航空機エンジンの50m近く	60	普通の会話
110	自動車の警報前方2m	50	静かな事務所
100	電車の通るガード下	40	市内の深夜
90	騒々しい工場内	30	郊外の深夜
80	電車内	20	木の葉のそよぎ
70	電話のベル		

Lden（Level day evening night）…時間帯補正等価騒音レベル

EU指令において採用されているとともに、フランス、オランダ、デンマークなど多くの国が採用する国際的な騒音の評価指標の主流になってきている。

エネルギー積分により騒音の総暴露量を評価できる等価騒音レベルのひとつで、夕方や夜間の騒音に重みづけをして評価するもの。具体的には、午後7時～午後10時の間の騒音はプラス5dB、午後10時～午前7時までの間はプラス10dBで評価される。

航空機騒音に係る環境基準について

環境基準は下記のとおりとし、「地域の類型」については都道府県知事が指定となっている。

地域の類型	該 当 地 域	基準値	
I	都市計画法上の住居・住居専用地域など専ら住居に供される地域	WECPNL 70以下	Lden 57dB以下
II	都市計画法上の商業・工業地域など上記以外の地域で通常の生活を保全する必要がある地域	WECPNL 75以下	Lden 62dB以下

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)

…加重等価継続感覚騒音レベル

我が国の旧環境基準に採用されていた航空機騒音の指数であって、航空機の騒音レベルに加え、一日当りの観測された騒音回数を発生時間帯別（早朝、昼、夜、深夜）による重みづけを加味したもの。

(固 定 調 査 結 果)

調 査 地 点

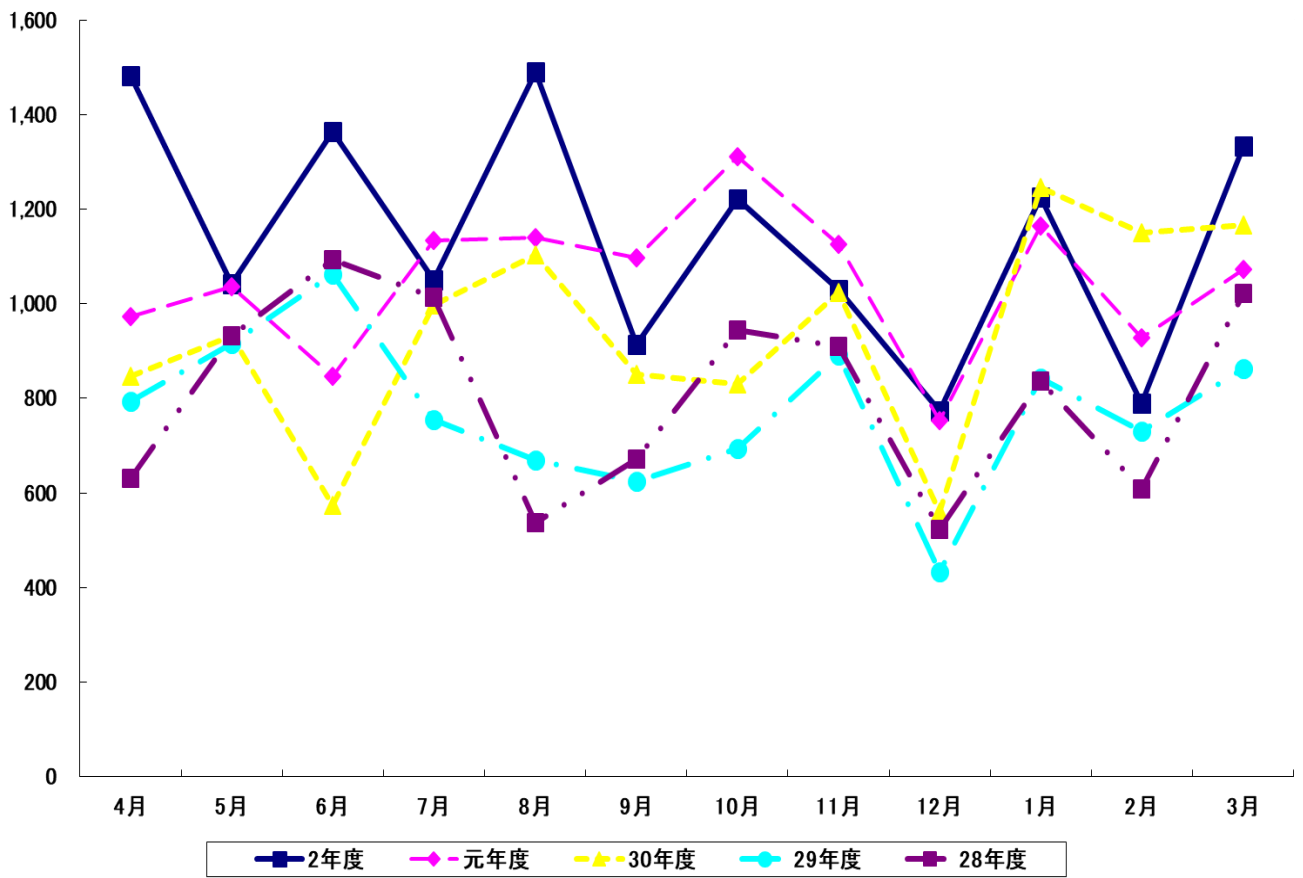
扨 島 第 二 小 学 校



測定回数の推移（拝島第二小学校）

		2年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度
4月	測定回数（回）	1,481	972	847	794	630	820	854
	測定時間（時間）	720	720	720	720	720	720	720
	1日平均回数	49.4	32.4	28.2	26.5	21.0	27.3	28.5
	Lden（dB）	62	62	61	62	61	64	67
	WECPNL	77	78	79	78	78	81	84
5月	測定回数（回）	1,042	1,035	933	915	932	580	964
	測定時間（時間）	744	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	33.6	33.4	30.1	29.5	30.1	18.7	31.1
	Lden（dB）	61	60	63	61	64	63	67
	WECPNL	76	75	78	78	80	79	84
6月	測定回数（回）	1,364	846	573	1,062	1,092	1,248	901
	測定時間（時間）	720	720	720	720	720	720	720
	1日平均回数	45.5	28.2	19.1	35.4	36.4	41.6	30.0
	Lden（dB）	62	62	64	64	64	64	67
	WECPNL	78	76	79	81	82	81	84
7月	測定回数（回）	1,050	1,134	998	755	1,013	1,020	802
	測定時間（時間）	744	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	33.9	36.6	32.2	24.4	32.7	32.9	25.9
	Lden（dB）	61	61	66	59	62	64	68
	WECPNL	76	76	84	76	78	79	86
8月	測定回数（回）	1,491	1,139	1,104	670	538	725	844
	測定時間（時間）	744	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	48.1	36.7	35.6	21.6	17.4	23.4	27.2
	Lden（dB）	65	61	60	62	68	64	69
	WECPNL	80	78	75	76	83	79	85
9月	測定回数（回）	914	1,098	851	624	672	620	949
	測定時間（時間）	720	720	720	720	720	720	720
	1日平均回数	30.5	36.6	28.4	20.8	22.4	20.7	31.6
	Lden（dB）	65	63	61	59	63	61	68
	WECPNL	81	79	78	75	79	77	86
10月	測定回数（回）	1,221	1,311	830	693	944	1,172	1,165
	測定時間（時間）	744	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	39.4	42.3	26.8	22.4	30.5	37.8	37.6
	Lden（dB）	64	62	61	61	63	64	69
	WECPNL	79	77	78	76	80	80	85
11月	測定回数（回）	1,030	1,125	1,023	892	910	715	972
	測定時間（時間）	720	720	720	720	720	720	720
	1日平均回数	34.3	37.5	34.1	29.7	30.3	23.8	32.4
	Lden（dB）	60	63	64	65	62	63	65
	WECPNL	76	78	80	81	79	80	82
12月	測定回数（回）	773	752	559	434	523	608	736
	測定時間（時間）	744	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	24.9	24.3	18.0	14.0	16.9	19.6	23.7
	Lden（dB）	61	60	61	61	65	62	65
	WECPNL	78	75	77	78	84	79	83
1月	測定回数（回）	1,226	1,164	1,245	842	837	1,149	1,092
	測定時間（時間）	744	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	39.5	37.5	40.2	27.2	27.0	37.1	35.2
	Lden（dB）	62	62	61	58	63	66	64
	WECPNL	78	79	77	74	80	85	81
2月	測定回数（回）	790	929	1,151	730	609	917	565
	測定時間（時間）	672	696	672	672	672	696	672
	1日平均回数	28.2	32.0	41.1	26.1	21.8	31.6	20.2
	Lden（dB）	61	62	65	59	64	62	60
	WECPNL	76	78	81	76	82	79	78
3月	測定回数（回）	1,333	1,072	1,167	863	1,021	1,035	730
	測定時間（時間）	744	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	43.0	34.6	37.6	27.8	32.9	33.4	23.5
	Lden（dB）	64	61	63	59	62	63	64
	WECPNL	81	75	78	74	78	80	81
年間合計	測定回数（回）	13,715	12,577	11,281	9,274	9,721	10,609	10,574
	測定時間（時間）	8,760	8,784	8,760	8,760	8,760	8,784	8,760
	1日平均回数	37.6	34.4	30.9	25.4	26.6	29.0	29.0
	Lden（dB）	62	62	63	61	64	63	67
	WECPNL	78	77	79	77	81	80	84

測定回数比較図（拝島第二小学校）



騒音量の内訳（拝島第二小学校）

騒音量 区分		70dB	75dB	80dB	90dB	100dB	110dB 以上	合計
		～ 74dB	～ 79dB	～ 89dB	～ 99dB	～ 109dB		
2年度	回数	2,283	2,526	7,901	953	41	11	13,715 回
	百分率	16.6	18.4	57.6	7.0	0.3	0.1	100 %
元年度	回数	1,883	2,264	7,529	851	45	5	12,577 回
	百分率	15.0	18.0	59.8	6.8	0.3	0.1	100 %
30年度	回数	2,005	2,219	6,075	876	90	16	11,281 回
	百分率	17.8	19.7	53.9	7.8	0.8	0.1	100 %
29年度	回数	1,671	1,811	4,627	1,094	65	6	9,274 回
	百分率	18.0	19.5	49.9	11.8	0.7	0.1	100 %
28年度	回数	1,453	1,504	4,072	2,584	81	27	9,721 回
	百分率	14.9	15.5	41.9	26.6	0.8	0.3	100 %
27年度	回数	1,764	1,915	4,380	2,455	78	17	10,609 回
	百分率	16.6	18.1	41.3	23.1	0.7	0.2	100 %
26年度	回数	1,724	1,795	4,501	2,374	87	93	10,574 回
	百分率	16.3	17.0	42.6	22.4	0.8	0.9	100 %

曜日別測定回数（拝島第二小学校）

区分		曜日	月	火	水	木	金	土	日	合計
2年度	測定回数		2,685	3,042	2,896	2,802	1,555	384	351	13,715 回
	1日平均回数		51.6	58.5	54.6	53.9	29.9	7.4	6.8	37.6 回
元年度	測定回数		1,686	2,576	2,907	3,253	1,500	371	284	12,577 回
	1日平均回数		31.8	48.6	55.9	62.6	28.8	7.1	5.5	34.4 回
30年度	測定回数		1,481	2,412	2,485	2,650	1,538	385	330	11,281 回
	1日平均回数		28.5	46.4	47.8	51.0	29.6	7.4	6.2	30.9 回
29年度	測定回数		1,276	2,042	2,098	2,023	1,104	421	310	9,274 回
	1日平均回数		24.5	39.3	40.3	38.9	21.2	7.9	6.0	25.4 回
28年度	測定回数		1,389	2,078	2,224	2,135	1,271	362	262	9,721 回
	1日平均回数		26.7	40.0	42.8	41.1	24.0	7.0	5.0	26.6 回
27年度	測定回数		1,705	2,362	2,296	2,385	1,295	318	248	10,609 回
	1日平均回数		32.8	45.4	43.3	45.0	24.9	6.1	4.8	29.0 回
26年度	測定回数		1,726	2,502	2,160	2,181	1,365	357	283	10,574 回
	1日平均回数		33.2	47.2	41.5	41.9	26.3	6.9	5.4	29.0 回

時間帯別測定回数（拝島第二小学校）

区分・年 時間帯		測定回数（回）						
		2年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度
昼 間	7 ～ 8	72	83	104	109	79	91	133
	8 ～ 9	341	259	362	306	169	164	282
	9 ～ 10	1,062	930	904	700	536	621	588
	10 ～ 11	1,446	1,257	1,103	885	868	881	938
	11 ～ 12	1,499	1,369	1,228	883	884	898	911
	12 ～ 13	1,144	1,002	827	692	726	775	699
	13 ～ 14	740	590	565	590	769	802	759
	14 ～ 15	783	629	609	635	709	771	765
	15 ～ 16	650	765	588	712	728	819	832
	16 ～ 17	726	710	543	612	808	920	805
	17 ～ 18	857	864	830	705	682	712	808
	18 ～ 19	1,211	1,165	1,121	799	769	793	853
	N ₂ 小計	10,531	9,623	8,784	7,628	7,727	8,247	8,373
夜 間	19 ～ 20	1,461	1,401	917	722	759	819	796
	20 ～ 21	1,166	1,000	996	548	748	986	895
	21 ～ 22	381	396	418	184	341	440	374
	N ₃ 小計	3,008	2,797	2,331	1,454	1,848	2,245	2,065
	22 ～ 23	21	7	20	29	21	14	14
	23 ～ 24	5	9	8	7	9	8	13
	N ₄ 小計	26	16	28	36	30	22	27
	0 ～ 1	4	3	10	13	5	9	1
	1 ～ 2	2	4	4	17	6	5	3
	2 ～ 3	2	4	2	15	11	6	5
3 ～ 4	1	0	4	11	7	5	1	
4 ～ 5	1	3	7	10	6	2	3	
5 ～ 6	2	1	1	8	11	4	4	
6 ～ 7	138	126	110	82	70	64	92	
N ₁ 小計	150	141	138	156	116	95	109	
合 計		13,715	12,577	11,281	9,274	9,721	10,609	10,574

N₁ : 0時～ 7時 N₂ : 7時～ 19時
 N₃ : 19時～ 22時 N₄ : 22時～ 24時

(固 定 調 査 結 果)

調 査 地 点

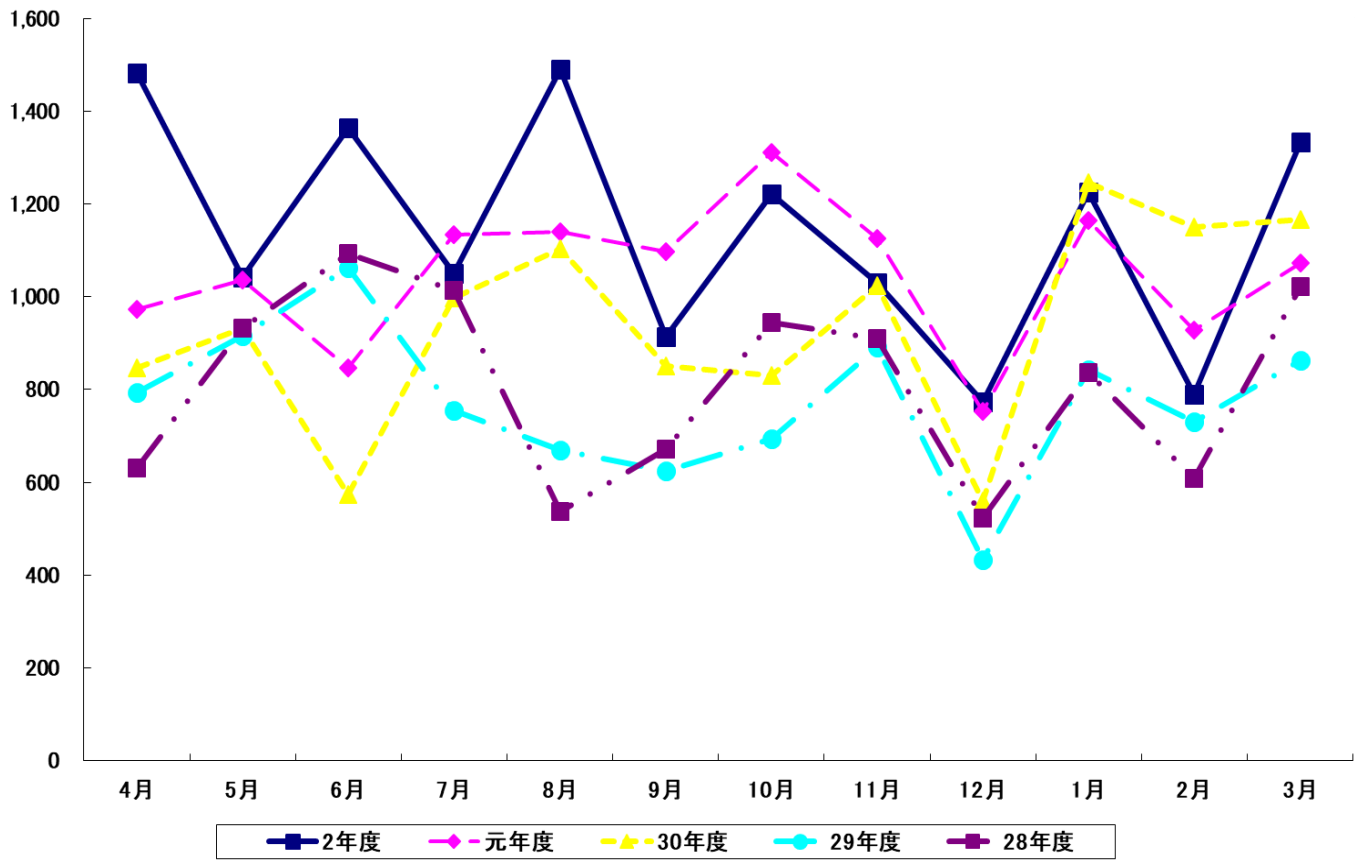
昭 島 市 役 所 (都 調 査)



測定回数の推移（昭島市役所）

		2年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度
4月	測定回数（回）	1,030	620	557	550	406	611	611
	測定時間（時間）	720	720	720	720	720	720	720
	1日平均回数	34.3	20.7	18.6	18.3	13.5	20.4	20.4
	Lden（dB）	55	54	55	56	56	58	60
	WECPNL	69	68	70	70	71	72	74
5月	測定回数（回）	745	609	650	538	637	395	587
	測定時間（時間）	744	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	24.0	19.6	21.0	17.4	20.5	12.7	18.9
	Lden（dB）	54	52	56	54	58	57	60
	WECPNL	67	66	69	69	72	70	75
6月	測定回数（回）	855	514	396	737	807	829	628
	測定時間（時間）	720	720	720	720	720	720	720
	1日平均回数	28.5	17.1	13.2	24.6	26.9	27.6	20.9
	Lden（dB）	56	53	57	58	58	58	62
	WECPNL	71	66	69	72	73	75	76
7月	測定回数（回）	675	746	623	459	610	650	522
	測定時間（時間）	744	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	21.8	24.1	20.1	14.8	19.7	21.0	16.8
	Lden（dB）	53	52	60	53	56	59	62
	WECPNL	67	67	75	67	71	73	77
8月	測定回数（回）	858	688	615	446	388	518	542
	測定時間（時間）	744	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	27.7	22.2	19.8	14.4	12.5	16.7	17.5
	Lden（dB）	58	53	53	55	60	57	63
	WECPNL	71	68	66	68	74	71	76
9月	測定回数（回）	690	724	551	414	533	465	669
	測定時間（時間）	720	720	720	720	720	720	720
	1日平均回数	23.0	24.1	18.4	13.8	17.8	15.5	22.3
	Lden（dB）	58	55	55	52	56	54	62
	WECPNL	71	70	70	67	70	68	77
10月	測定回数（回）	940	960	598	513	706	837	816
	測定時間（時間）	744	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	30.3	31.0	19.3	16.5	22.8	27.0	26.3
	Lden（dB）	55	55	53	53	56	57	61
	WECPNL	69	68	67	66	71	71	76
11月	測定回数（回）	734	805	695	691	711	528	729
	測定時間（時間）	720	720	720	720	720	720	720
	1日平均回数	24.5	26.8	23.2	23.0	23.7	17.6	24.3
	Lden（dB）	53	55	56	58	55	55	58
	WECPNL	66	69	69	72	69	69	73
12月	測定回数（回）	565	565	364	316	442	464	590
	測定時間（時間）	744	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	18.2	18.2	11.7	10.2	14.3	15.0	19.0
	Lden（dB）	53	52	55	54	56	54	57
	WECPNL	66	66	69	70	72	68	72
1月	測定回数（回）	895	852	876	552	642	891	805
	測定時間（時間）	744	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	28.9	27.5	28.3	17.8	20.7	28.7	26.0
	Lden（dB）	54	54	52	51	56	59	58
	WECPNL	68	69	67	64	71	75	72
2月	測定回数（回）	574	714	858	501	484	682	451
	測定時間（時間）	672	696	672	672	672	696	672
	1日平均回数	20.5	24.6	30.6	17.9	17.3	23.5	16.1
	Lden（dB）	54	55	59	52	57	56	53
	WECPNL	68	69	71	67	72	70	68
3月	測定回数（回）	946	752	762	584	781	753	526
	測定時間（時間）	744	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	30.5	24.3	24.6	18.8	25.2	24.3	17.0
	Lden（dB）	56	53	54	53	55	57	57
	WECPNL	71	66	68	66	69	72	72
年間合計	測定回数（回）	9,507	8,549	7,545	6,301	7,147	7,623	7,476
	測定時間（時間）	8,760	8,784	8,760	8,760	8,760	8,784	8,760
	1日平均回数	26.0	23.4	20.7	17.3	19.6	20.8	20.5
	Lden（dB）	55	54	55	54	57	57	60
	WECPNL	69	68	69	68	71	72	75

測定回数比較図（昭島市役所）



騒音量の内訳（昭島市役所）

騒音量 区分		70dB ～ 79dB	80dB ～ 89dB	90dB ～ 99dB	100dB ～ 109dB	110dB 以上	合計
		2年度	回数	8,014	1,425	54	14
	百分率	84.3	15.0	0.6	0.1	0.0	100 %
元年度	回数	7,251	1,233	60	5	0	8,549 回
	百分率	84.8	14.4	0.7	0.1	0.0	100 %
30年度	回数	6,269	1,175	74	27	0	7,545 回
	百分率	83.1	15.6	1.0	0.4	0.0	100 %
29年度	回数	4,733	1,479	79	10	0	6,301 回
	百分率	75.1	23.5	1.2	0.2	0.0	100 %
28年度	回数	4,606	2,415	101	25	0	7,147 回
	百分率	64.4	33.8	1.4	0.3	0.0	100 %
27年度	回数	4,687	2,805	111	20	0	7,623 回
	百分率	61.5	36.8	1.4	0.3	0.0	100 %
26年度	回数	4,589	2,664	132	91	0	7,476 回
	百分率	61.4	35.6	1.8	1.2	0.0	100 %

曜日別測定回数（昭島市役所）

区分		曜日							合計
		月	火	水	木	金	土	日	
2年度	測定回数	1,830	2,129	1,960	1,899	1,117	298	274	9,507 回
	1日平均回数	35.2	40.9	37.0	36.5	21.5	5.7	5.3	26.0 回
元年度	測定回数	1,156	1,727	1,964	2,240	1,068	237	157	8,549 回
	1日平均回数	21.8	32.6	37.8	43.1	20.5	4.6	3.0	23.4 回
30年度	測定回数	936	1,605	1,657	1,812	1,073	275	187	7,545 回
	1日平均回数	18.0	30.9	31.9	34.8	20.6	5.3	3.5	20.7 回
29年度	測定回数	826	1,323	1,431	1,348	817	334	222	6,301 回
	1日平均回数	15.9	25.4	27.5	25.9	15.7	6.3	4.3	17.3 回
28年度	測定回数	1,002	1,535	1,606	1,592	937	294	181	7,147 回
	1日平均回数	19.3	29.5	30.9	30.6	17.7	5.7	3.5	19.6 回
27年度	測定回数	1,207	1,721	1,647	1,703	894	263	188	7,623 回
	1日平均回数	23.2	33.1	31.1	32.1	17.2	5.1	3.6	20.8 回
26年度	測定回数	1,122	1,731	1,562	1,525	1,030	279	227	7,476 回
	1日平均回数	21.6	32.7	30.0	29.3	19.8	5.4	4.4	20.5 回

時間帯別測定回数（昭島市役所）

区分・年 時間帯		測定回数（回）							
		2年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	
昼 間	7～8	51	38	45	83	72	88	128	
	8～9	257	125	252	214	145	132	228	
	9～10	766	628	602	489	381	416	426	
	10～11	1,039	935	757	600	639	650	674	
	11～12	1,085	938	824	575	654	616	622	
	12～13	851	719	579	479	529	528	508	
	13～14	533	380	421	418	545	603	570	
	14～15	510	421	429	413	485	517	523	
	15～16	380	496	380	470	516	578	537	
	16～17	478	467	333	421	620	687	569	
	17～18	536	620	578	504	527	537	589	
	18～19	846	820	741	537	562	608	592	
		N ₂ 小計	7,332	6,587	5,941	5,203	5,675	5,960	5,966
夜 間	19～20	1,017	942	586	462	557	572	560	
	20～21	746	681	656	372	551	694	582	
	21～22	246	266	274	130	244	299	253	
		N ₃ 小計	2,009	1,889	1,516	964	1,352	1,565	1,395
	22～23	21	6	20	20	18	11	13	
	23～24	7	5	6	6	8	4	11	
		N ₄ 小計	28	11	26	26	26	15	24
	0～1	3	2	2	7	4	7	1	
	1～2	2	2	1	4	6	4	5	
	2～3	1	0	2	10	9	4	2	
	3～4	1	0	4	5	5	4	1	
	4～5	1	1	6	5	5	2	4	
	5～6	1	1	1	6	7	3	36	
6～7	129	56	46	71	58	59	42		
	N ₁ 小計	138	62	62	108	94	83	91	
合 計		9,507	8,549	7,545	6,301	7,147	7,623	7,476	

N₁： 0時～ 7時

N₂： 7時～19時

N₃： 19時～22時

N₄： 22時～24時

4 航空機による事故

昭島市内における航空機事故としては、終戦2年後の昭和22年に米軍機が多摩川に墜落、その際、拝島鉄橋上で通過中の列車に接触したと報道記録がある。それ以降は航空機部品の落下事故が発生しているが大事には至らなかった。昨今の基地周辺事故としては、平成30年4月にC-130による人員降下訓練中、予備パラシュートから切り離された誘導傘等が羽村第三中学校に落下する事故、また、令和2年7月2日には人員降下訓練中にメインパラシュートの備品2つを立川市内に落下、更に同月7日、人員降下訓練中にフィンが福生市内の牛浜駅西口自転車駐車場付近に落下するなど立て続けに人員降下訓練中にパラシュート等の落下事故が発生している。一步間違えれば大惨事に繋がりがねないことから、市としても機会があるごとに事故防止に万全を期すよう、米軍に申し入れを行っているところである。なお、事故の備えとして平成9年3月には「事故等の連絡体制」（資料編参照）の見直しが日米合同委員会で合意され、より迅速な連絡体制が確立された。基地周辺の航空機事故、部品落下等は、下記のとおりである。

主 な 航 空 機 事 故 一 覧

事故発生年月	機 種	事 故 内 容
昭和22年7月	A-26	エンジン故障で墜落、拝島鉄橋通過中の列車最後尾に接触、列車の1両分が河原に落下（4名死亡）
昭和38年1月	T-33	模擬爆弾が昭島市拝島町4079番地の民家の庭に落下
昭和39年12月	F-105	戦闘機の超低空飛行による衝撃波によって市民が負傷、窓ガラス破損、壁崩れ等の被害が発生
昭和40年1月	F-105	曳行標的が昭島市拝島町3924番地に誤投下
昭和40年2月	T-33	埼玉県入間市内に墜落
昭和40年2月	F-105	青梅市内の山林及び農地に墜落、農地4haが被害
昭和40年5月	F-105	部品が福生市内に落下
昭和40年5月	F-105	神奈川県相模原市内に墜落、死者2名、負傷者8名、家屋損害4戸
昭和41年9月	輸送機	立川市内の農地へ墜落
昭和41年8月	F-105	胴体エアブレーキが昭島市大神町720番地に落下
昭和42年2月	F-105	府中市内の多摩川に墜落
昭和42年5月	B-707	基地内で火災
昭和43年6月	F-4	風防が昭島市上川原町197番地日枝神社境内に落下
昭和44年1月	F-4	埼玉県入間市内の山林に墜落、高圧送電線切断により昭島市をはじめ立川、府中、日野市の一部が停電

事故発生日	機 種	事 故 内 容
昭和46年12月	CH-46	基地滑走路南端付近に厚木基地所属米海兵隊ヘリコプターが墜落、乗員7名死亡
昭和47年6月	B-727	瑞穂町内にエンジンカバーが落下
昭和51年10月	CH-46	瑞穂町の民家へヘリコプターの窓枠が落下
昭和51年11月	C-1	厚木基地内ゴルフ場に墜落、乗員6名
昭和52年9月	RF-4	神奈川県横浜市内に転落、死者2名、負傷者7名、家屋損害2戸
昭和53年4月	UH-1	世田谷区内の公園野球場に不時着
昭和53年7月	DC-8	基地内滑走路上で火災
昭和54年4月	UH-1	横浜市内に不時着
昭和58年5月	SH-2	埼玉県飯能市内の中学校校庭に不時着
昭和59年10月	UH-1	神奈川県藤沢市内に墜落、乗員2名負傷
昭和60年8月	UH-1	世田谷区区民野球場に不時着
昭和61年4月	EA-6	三宅島沖東方約20kmの海上に墜落
昭和62年4月	SH-3	神奈川県大和市の住宅街空き地にヘリコプターのドア落下
昭和62年11月	C-130	埼玉県小川町の民家の庭先にアクセスドアが落下
平成2年3月	KC-135	埼玉県鳩山町の水田にエンジンカバーが落下
平成4年6月	C-130	神奈川県相模原市内の工場にライトカバーを落下
平成5年1月	UH-1	杉並区内の中学校に不時着
平成8年4月	C-130	物資投下訓練中、基地外東側、基地フェンスから約10mの緩衝緑地内にトレーニング用砂袋誤投下
平成8年5月	C-141	着陸時にブレーキ事故
平成10年10月	C-9	基地周辺で訓練中、縦・横1.5mの金属製エンジンカバー紛失、エンジン火災発生
平成11年5月	C-130	5日、飛行訓練中、町田市小山町で砂袋（7kg、パラシュート付）を誤投下、屋根瓦2枚破損
平成13年9月	C-17	24日、羽村市神明台菊池プレス第二工場にグローブマスター（20cm×35cm、厚さ3.5cm、重さ1.19kg）を落下、屋根に約1m×0.6mの穴が空く
平成16年5月	C-130	6日、横田基地を離陸した米軍機C-130輸送機（アラスカ基地所属）が埼玉県（比企郡鳩山町あるいは玉川村付

事故発生日	機種	事 故 内 容
平成16年 5 月		近) 上空を飛行中に第 1 エンジン排気口の一部である直径 60cm、長さ90cmの部品 (テールパイプ) を落下
平成16年 8 月	UH-1	横田基地所属。19日、横浜市内のヘリポートにエンジントラブルのため緊急着陸
平成16年 8 月	C-130	21日、友好祭パラシュート降下戦術デモ中にヘルメットを誤って落下 瑞穂町のトーヨーアサノ東京工場敷地内で発見
平成16年11月	UH-1	横田基地所属。2日、沼津市のグラウンドに事故予防着陸
		横田基地所属。23日、調布飛行場に事故予防着陸
平成17年 4 月	EA-6	14日、米軍艦載機EA-6が厚木基地～海上～キャンプ富士～横田飛行場～厚木飛行場のルートで飛行し、厚木基地に着陸した際に、「はしご」(長さ約1.2m、重さ約6.8kg、アルミ製) がないことに気づく
平成17年 4 月	FA-18	14日、米軍艦載機FA-18が厚木基地～相模湾～厚木基地のルートで飛行した際、模擬弾のフィン(アルミ製) を落下
平成17年 5 月	UH-1	横田基地所属。7日、山梨県南都留郡鳴沢村の駐車場に緊急着陸
平成17年 6 月	KC-130	米軍海兵隊普天間基地所属。岩国基地離陸後から横田基地の間に、着陸灯カバー(大きさ約15cm×厚さ約10cmの円筒形、重さ約700g、プラスチック製) を紛失
平成17年10月	C-130	横田基地所属。20日、福岡空港に緊急着陸。
平成20年 6 月	UH-1	横田基地所属。11日、神奈川県相模原市田名の相模川河川敷に緊急着陸
平成20年 7 月	UH-1	横田基地所属。10日、横田基地から南へ約3.2km多摩川上空で、飲料用ペットボトルを落下
平成20年 7 月	C-130	横田基地所属。14日、横田基地から北へ約48kmへの往復飛行を行った際に、IFFアンテナ(板状、大きさ約13cm×10cm、厚さ0.7cm、重さ約1.4kg) を紛失
平成22年 9 月	UH-1	横田基地所属。13日、エンジントラブルのため、調布飛行場へ緊急着陸
平成23年10月	UH-1	横田基地所属。27日、警告灯の点灯のため、調布飛行場に事故予防着陸
平成25年 7 月	C-130	横田基地所属。30日、アルミ製カバーパネル(8インチ×

事故発生日	機種	事 故 内 容
		12インチ A4紙程度)を紛失
平成26年3月	C-130	横田基地所属。25日、機体前部の乗組員乗降口ドア下に取り付けられているアルミ製パネル(3インチ×5インチ)を紛失
平成26年3月	C-130	横田基地所属。26日、機体頭頂部に張られているアンテナ(長さ60フィート、直径約0.5インチ、重さ約10ポンド)紛失
平成26年6月	C-130	横田基地所属。3日、アルミ製パネルラッチ(掛け金)(5.0cm×1.9cm)を紛失
平成26年11月	C-130	横田基地所属。25日、アルミ製パネルラッチ(掛け金)(5.5cm×1.8cm)を紛失
平成28年2月	UH-1	横田基地所属。29日、警告灯の点灯のため、調布飛行場に事故予防着陸
平成28年3月	C-130	横田基地所属。22日、東富士演習場にて降下訓練を実施中に、米兵1名が場外に降下
平成28年4月	UH-1	横田基地所属。22日、エンジンサービスライトの点灯のため、キャンプ富士に事故予防着陸
平成28年9月	KC-135	米国カリフォルニア州のマーチ・エアリザーブ基地所属。15日、緊急対応が必要な着陸を要する故障が発生したため、横田基地に緊急着陸
平成28年10月	UH-1	横田基地所属。31日、自動燃料制御装置の不具合のため、富山空港に事故予防着陸
平成29年3月	C-5	カリフォルニア州トラビス空軍基地。29日、横田基地を離陸後、油圧系に異常が確認されたため、再び横田基地へ着陸
平成29年6月	F-16	韓国空軍所属。1日、韓国戦闘機6機が、米軍の空中給油機のトラブルにより、横田基地に緊急着陸
平成29年6月	C-5	米国カリフォルニア州所属トラビス米空軍基地。16日、横田基地に着陸、17日に同機を点検中に左翼上部パネル(パネルの大きさ約30.48cm×182.88cm、重さ8ポンド)を遺失

事故発生日	機種	事 故 内 容
平成29年 7 月	C-130H	横田基地所属。12日、機体点検中に、着陸装置の一部である鋸歯状のプレート（1cm×5cm）重さ0.5ポンド）を遺失
平成29年 7 月	C-5	米国フォルニア州トラビス空軍基地所属。20日、横田基地におけるC-5輸送機のブレーキ・システムの不具合に伴い、滑走路の西側にある誘導路の北端に同機のブレーキ液漏れが発生
平成29年 8 月	FA-18E	厚木基地所属。22日、海上で訓練を終え、厚木基地に帰投する際、厚木基地の滑走路がメンテナンスのため一時閉鎖されていたため、横田基地へ着陸し、給油を行い、厚木基地に帰投 翌23日の点検において、機体中心後部にある外部燃料タンク（胴体直下にある）を胴体下部につなぐ部品を紛失していることが判明
平成29年11月	C-130J	横田基地所属。15日、横田基地における物料投下訓練を実施中、約30kgの貨物（ベニヤ板の合板の箱で中身は緩衝材）がパラシュートから外れて滑走路中央付近に落下
平成29年12月	C-130J	横田基地所属。3日、C-130Jからフレアの一部（長さ約30～33cm、重さ0.28ポンド）を遺失
平成30年 2 月	C-130J	横田基地所属。28日、エンジン不具合を認めたため嘉手納飛行場に予防着陸
平成30年 4 月	C-130J	横田基地所属。10日、人員降下訓練中にメインパラシュートと予備パラシュートの両方を開傘したため、メインパラシュートと誘導傘等を切り離した メインパラシュートは基地内に落下 誘導傘等が羽村第三中学校に落下
平成30年 6 月	CV-22	4日、横田基地から岩国基地を経由し、嘉手納基地へ向かう途中エンジン部分等に不具合があるため奄美空港に着陸
平成30年12月	C-130J	横田基地所属。19日、パラシュートによる物資投下訓練中に、東富士演習場近隣の施設区域外（静岡県裾野市の富士裾野工業団地付近）にパラシュートを落下
平成31年 1 月	C-130J	横田基地所属。8日、人員降下訓練中にメインパラシュートが機能しなかったため、当該パラシュートを切り離し、予備パラシュートで着地 メインパラシュートは基地内に落下

事故発生日	機種	事 故 内 容
平成31年1月	C-130J	横田基地所属。9日、人員降下訓練中に、メインパラシュートが機能しなかったため、当該パラシュートを切り離し、予備パラシュートを展開。メインパラシュートは基地内に落下 予備パラシュートが畳みこまれていたナイロン生地のプロイメントバッグが風にさらわれた
平成31年1月	C-130J	横田基地所属。31日、東富士演習場での物質投下訓練中に抽出用パラシュートは展開したが物資が抽出されなかったため抽出用パラシュートを切り離した 物資は機内にとどまり、パラシュートは演習場内に落下
令和2年1月		20日、横田基地に向かっていた米軍のチャーター機が燃料不足のため成田空港に着陸
令和2年6月	CV-22	横田基地所属。16日、飛行後の点検においてオスプレイのサーチライトドーム(大きさ15.8cm×15.8cm×10cm、重量453g)を遺失
令和2年7月	UH-60	2日、人員降下訓練中にメインパラシュートが絡まったため、メインパラシュートを切り離し、予備パラシュートで着地 メインパラシュートは、立川市内に落下
令和2年7月	UH-60 CV-22	7日、人員降下訓練中にパラシュートが一時的に絡まり、米軍兵の足首及びふくらはぎに固定されていたフィン(足ひれ、ゴムの長さ50.8cm、重さ1,020.5g)が外れ、福生市内に落下
令和3年6月	CV-22	横田基地所属。14日、飛行中に不具合が生じ山形空港に予防着陸
令和3年9月	CV-22	横田基地所属。22日、機体の右側のエンジントラブルにより仙台空港に予防着陸
令和3年12月	CV-22	横田基地所属。1日、千葉県館山駐屯地に予防着陸

※ 記載内容は、令和4年3月31日現在

日枝神社へ落下したF-4の風防



5 基地周辺の生活環境の整備

(1) 生活環境整備法の概要

国は、防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止等のため、防衛施設周辺環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とした「防衛施設周辺の整備等に関する法律」を昭和41年7月に制定した。この法律に基づき周辺の整備事業が各種実施されてきたが、都市化の進展、住民の生活環境保全に対する意識の高揚に伴い、この法律では十分な対応が出来なくなったため、抜本的に強化改善した「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」が昭和49年6月に制定された。主な内容は次のとおりである。[条文 資料編 74頁参照]

ア 障害防止工事の助成（第3条）

地方公共団体その他の者が航空機の離着陸等頻繁な飛行等により生ずる騒音の防止又は軽減のため、公共施設又はこれに準ずる施設について、必要な工事を行うとき予算の範囲内において費用の全部又は一部を国が補助することを定めている。

(過去10年間の事業)

平成24年度	成隣小学校除湿温度保持機能復旧工事 清泉中学校除湿温度保持機能復旧工事（設計）
平成25年度	中神小学校除湿温度保持機能復旧工事（設計） 清泉中学校除湿温度保持機能復旧工事
平成26年度	玉川小学校除湿温度保持機能復旧工事（設計） 中神小学校除湿温度保持機能復旧工事
平成27年度	玉川小学校除湿温度保持機能復旧工事
平成28年度	富士見丘小除湿温度保持機能復旧工事（設計） 拝島第一小校舎増築併行防音工事 拝島第二小校舎増築併行防音工事（設計）
平成29年度	拝島第三小除湿温度保持機能復旧工事（設計）
平成30年度	富士見丘小除湿温度保持機能復旧工事 拝島第一小除湿温度保持機能復旧工事（設計） 拝島第二小校舎増築併行防音工事
令和元年度	拝島第三小除湿温度保持機能復旧工事
令和2年度	拝島第一小除湿温度保持機能復旧工事 拝島第三小除湿温度保持機能復旧工事
令和3年度	拝島第一小除湿温度保持機能復旧工事 昭和中除湿温度保持機能復旧工事（設計）

3 条（過去10年間の補助金）

（単位：千円）

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
100,120	196,492	104,595	149,217	21,718
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1,544	157,818	33,920	173,812	109,578

イ 住宅防音工事の助成（第4条）

住宅防音工事は、国が航空機騒音の防止と軽減を目的に実施しているものであるが、区域・期日が指定され指定日以前から区域内に所在する住宅の所有者又は居住者が防音工事を希望した場合に一定の基準により補助を受けられる制度である。

<制度の主な内容>

① 対象住宅

- ・ 第一種区域(第二種区域を含む)に所在する住宅で、昭和59年3月31日までに建設された住宅（平成17年10月20日の告示により、区域見直し後の85W以上の区域は、平成17年10月20日までに建設された住宅）
- ・ 一度防音工事を実施してから10年以上経過し、その後建て替えた住宅又は建て替え計画のある住宅

② 対象室数

- ・ 工事の対象となる室数は、世帯人員に1を加えた部屋数で、5室が限度（外郭及び防音区画改善工事を除く）

（1人2室、2人3室、3人4室、4人以上5室）

③ 工事内容

- ・ 第1工法（80W、85W以上の区域）
壁、天井の遮音工事、窓、ふすま、戸等建具の防音建具への取替工事、冷暖房機、換気装置を設置する空調工事
- ・ 第2工法（75Wの区域）
第1工法の内容から壁、天井の遮音工事を除いた工事

④ 機能復旧工事

- ・ 防音工事により設置した冷暖房機が、10年以上経過し、その機能の全部又は一部を保持していない場合
- ・ 防音工事により外部開口部に設置した防音建具が一定期間経過し、その機能の全部又

は一部を保持していない場合

- ⑤ 「バリアフリー対応住宅」「フレックス対応住宅」あるいは身体障害者、要介護者が居住する住宅を対象とした防音区画改善工事及び85W以上の区域に所在する住宅を対象として、家屋全体を一つの区画として、その外郭について行う外郭防音工事もある。

第一種区域	W E C P N L 85以上90未満(第1工法)	昭和54年8月31日指定 平成19年5月1日指定解除
	W E C P N L 80以上85未満(第1工法)	昭和55年9月10日指定 平成19年5月1日一部指定解除
	W E C P N L 75以上80未満(第2工法)	昭和59年3月31日指定 平成17年10月20日指定 平成19年5月1日一部指定解除
第二種区域	W E C P N L 90以上(第1工法)	昭和54年8月31日指定 平成19年5月1日指定解除

※ 平成17年10月20日に横田飛行場に係る第一種区域（住宅防音工事の助成対象区域）等の指定及び指定解除に係る告示が行われた。指定が解除された区域及び区域が見直された区域では、平成19年4月30日までに住宅防音工事希望届の提出を行った場合には、従来と同じ内容で住宅防音工事の助成が適用された。（解除適用日：平成19年5月1日）

昭島市住宅防音工事実施状況

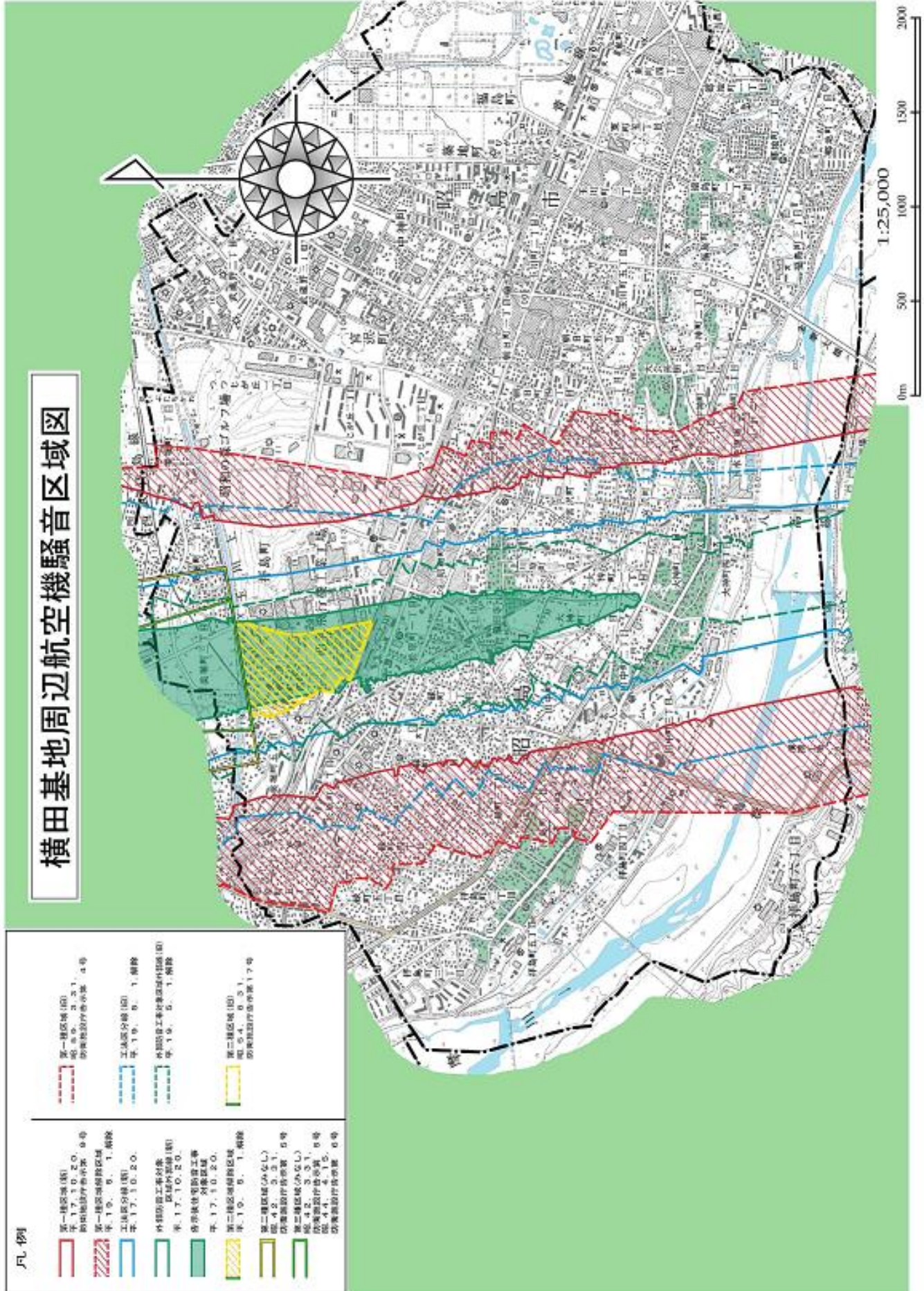
単位：世帯

	新規	追加	特定新規	特定追加	建替	区画改善	外郭	告示後
S50～ H13年度	9,144	5,528	230	32	12	1		
H14年度	121	24	62		56		15	
H15年度	105	32	37	1	26		48	
H16年度	106	46	291	1	27		153	
H17年度	57	35	226	3	16	2	54	2
H18年度	58	59	6	15	9	3	97	2
H19年度	30	104	2				49	
H20年度	81	47	58	15	1	2	89	
H21年度	25	23	5	1	20	3	38	
H22年度	15	10	7	4	16	8	36	
H23年度	13	10	4	0	9	11	46	
H24年度	11	2	2	0	3	8	39	
H25年度	5	2	2	0	4	9	12	
H26年度	4	2	2	0	4	3	11	
H27年度	4	1	2	1	6	7	14	
H28年度	3	1	1	0	3	2	20	0
H29年度	2	1	1	0	3	7	9	0
H30年度	0	1	1	0	9	5	2	0
R1年度	3	8	1	0	1	16	7	5
R2年度	0	4	1	1	2	11	14	0
計	9,787	5,940	941	74	227	98	753	9

工事実施世帯数は、北関東防衛局調べによる

- ・新規とは、防衛省告示により区画指定された日に現に所在する住宅に対して実施する工事。
- ・特定新規、特定追加とは、特定住宅防音事業にもとづき、80WECPNL以上の区域で、75WECPNL以上、80WECPNL未満の告示日までに建設された住宅（いわゆる告示後住宅）に対して実施する防音工事。
- ・建替とは、建替住宅防音事業にもとづき、80WECPNL以上の区域において、過去に防音工事の助成を受け、その後建替られた住宅、または建て替えられる住宅で防音工事完了後10年以上経過した住宅を対象に防音工事の再補助を実施する工事。平成11年度から実施されている。なお、平成12年度から75WECPNL以上の区域も対象となった。
- ・区画改善とは、告示日の住宅で、バリアフリーである住宅について防音補助を行う工事。平成12年度から実施されている。
- ・外郭では、85WECPNL以上の区域において、世帯人員に関わりなく居室及びユーティリティによる家屋全体を遮音構成上一つの区画となるように行う工事である。平成14年度から実施されている。

この地図は、国土庁副館長の承認を得て、同館発行の数値地図250000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平17総環第420号）



横田基地周辺航空機騒音区域図

凡例	第一種区域(図) 平 17.10.20. 防衛施設庁告示第 0号	第一種区域(図) 昭 43.9.2.31. 防衛施設庁告示第 4号
第一種区域(図) 平 17.10.20. 防衛施設庁告示第 0号	工業区分線(図) 平 19.9.1.解除	工業区分線(図) 平 19.9.1.解除
第一種区域(図) 平 17.10.20. 防衛施設庁告示第 0号	外部防音工事対象区域(図) 平 19.9.1.解除	外部防音工事対象区域(図) 平 19.9.1.解除
第二種区域(図) 昭 43.9.2.31. 防衛施設庁告示第 0号	第二種区域(図) 昭 43.9.2.31. 防衛施設庁告示第 17号	第二種区域(図) 昭 43.9.2.31. 防衛施設庁告示第 0号
第二種区域(図) 昭 43.9.2.31. 防衛施設庁告示第 0号	第二種区域(図) 昭 43.9.2.31. 防衛施設庁告示第 0号	第二種区域(図) 昭 43.9.2.31. 防衛施設庁告示第 0号
第二種区域(図) 昭 43.9.2.31. 防衛施設庁告示第 0号	第二種区域(図) 昭 43.9.2.31. 防衛施設庁告示第 0号	第二種区域(図) 昭 43.9.2.31. 防衛施設庁告示第 0号
第二種区域(図) 昭 43.9.2.31. 防衛施設庁告示第 0号	第二種区域(図) 昭 43.9.2.31. 防衛施設庁告示第 0号	第二種区域(図) 昭 43.9.2.31. 防衛施設庁告示第 0号
第二種区域(図) 昭 43.9.2.31. 防衛施設庁告示第 0号	第二種区域(図) 昭 43.9.2.31. 防衛施設庁告示第 0号	第二種区域(図) 昭 43.9.2.31. 防衛施設庁告示第 0号

ウ 移転の補償等（第5条）

航空機の離着陸等の頻繁な実施により騒音が特に著しいと認めて、防衛施設庁長官が指定した区域内に現存する建物等の所有者が移転等を希望した際、予算の範囲内において国が補償する制度である。

（集団移転）

本市においては、横田基地滑走路の南端に隣接し航空機騒音被害の最も著しい堀向地区住民から、航空機騒音の防止と危険排除を求める請願が市議会に提出されたことに端を発し、国の法律が制定される以前、全国初のケースとして集団移転が実施された。

（集団移転経過）

昭和39年7月	堀向地区住民（和泉会、中央会）は、航空機騒音により「他地区へ移転できる補償をしてほしい」と請願を市議会に提出
昭和39年10月	市及び市議会は、この請願の趣旨に沿って政府に民生安定対策を強く求め、集団移転問題が動き出した
昭和40年7月	政府は、「基地問題等閣議懇談会了解事項」を発表し、移転問題についての基本となるべき解決方針を打ち出した
昭和41年11月	和泉会、中央会の224戸が移転することになり、その移転先について、市が都営住宅などを斡旋、また、宅地造成して、移転先の確保を図ることになる
昭和42年3月	市の宅地造成事業は、団地内総面積約33,900㎡、区画数154区画、1区画当りの標準面積140㎡として設計、団地の名称は、大神町の字名をとり「東ノ岡団地」と仮称した
昭和42年10月	「東ノ岡団地」宅地造成工事着手
昭和43年2月	「東ノ岡団地」宅地造成工事完了
昭和47年3月	42年度から46年度までの入居者 153世帯。残り1区画は、地元自治会集会所用地として分譲し、5年にわたる「東ノ岡団地」への集団移転事業は完了した
昭和49年3月	これまでに、堀向地区の移転指定区域内に居住していた約840世帯のうち、570世帯が「東ノ岡団地」、都営住宅、市外などに移転した

航空機騒音による集団移転（拝島町堀向地区）



集団移転前



移転後



現在



出典：
国土地理院撮影の航空写真
(昭和31年撮影) より一部抜粋



出典：
国土地理院撮影の航空写真
(昭和62年撮影) より一部抜粋



出典：
航空写真撮影デジタル画像データ
より一部抜粋 (令和4年1月撮影)

(移転後の国有地について)

集団移転後の堀向地区（昭島市美堀町2丁目及び3丁目）に所在する国有地は、住宅地に虫食い状態に点在しており、雑草が繁茂し、夏季には蚊の発生、冬季には枯草による火災の危険性等、地元住民からの苦情が絶えなかった。昭和45年1月に野火が発生したことを機に、地元住民は自ら除草を行い、さらに雑草の繁茂を防止する目的で菜園等を設置し、良好な住環境の確保に努め、半世紀余りにわたる期間が経過した。

こうした中、平成28年度の会計検査で、当該地域における国有地について、国によって適正に管理されていない旨の指摘がされた。国は問題の解決に向け、土地の有効活用を図る観点から、これまでの公共的な目的の使用のほか、新たに個人への有償での使用許可を認める方針を示し、令和元年8月、地元住民に対する説明会を開催した。しかしながら、国が示す方針に対し一部住民からは同意を得るに至らなかった。更なる混乱を招くことが懸念されたことから、市は国の取組に協力し、地域住民の意向を踏まえ、令和3年度より市民花壇として使用許可を受けた国有地を、市民に有償で貸し出すこととした。

令和4年4月1日現在 市民花壇使用件数 28件 使用面積 771.48㎡



点在する国有地



市民花壇

エ 基地周辺財産の使用（第7条）

基地周辺には、航空機の離着陸等により生ずる騒音障害が著しい地域について、移転等により国が買い入れた土地がある。昭島市には約15.5haの国有地があり、緑地帯その他の緩衝地帯等となっている。市では、これらの国有地の一部を「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第7条（買い入れた土地の無償使用）により、国から借用し広場等として活用している。また、平成23年には国の整備による施設を含む公園「エコ・パーク」が開園した。

使用目的	面積（㎡）
公園	38,861.19
広場	2,815.07
種苗育成施設	4,843.63
資材保管施設	3,184.10
道路	4,162.84
消防関係施設	57.0
下水道関係施設	1,563.66
ごみ処理施設	19,867.70
掲示板等小規模施設	7.64
市民花壇	771.38
合計	76,134.21

オ 民生安定施設の助成（第8条）

前記第3条、第4条の助成が障害を直接的に防止し、又は軽減するため公共施設及び住宅について、必要な工事を行うときの助成であるのに対し、本条は防衛施設の設置又は運用により周辺地域の住民が生活上又は事業活動上被る阻害を障害として幅広く捉え、地方公共団体が民生安定の見地から、その障害の緩和に資するために行う施設の整備について、必要な措置を採るとき国がその費用の一部を補助するものである。

(過去10年間の事業)

平成24年度	市民会館・公民館大規模改修工事（設計） 市民会館・公民館大規模改修工事
平成25年度	松原町コミュニティセンター新築工事 消防ポンプ車購入 昭和会館耐震診断調査 拝島会館耐震診断調査 市民会館・公民館大規模改修工事
平成26年度	福島会館空調設備等改修工事（設計） 拝島会館耐震補強等工事（設計）
平成27年度	福島会館空調設備等改修工事 昭和会館気密建具取替等改修工事（設計） 拝島会館耐震補強等工事
平成28年度	防災行政無線等デジタル化事業 昭和会館気密建具取替等改修工事 （仮称）教育福祉総合センター整備事業
平成29年度	防災行政無線等デジタル化事業 （仮称）教育福祉総合センター整備事業 緑会館空調設備等改修工事（設計）
平成30年度	防災行政無線等デジタル化事業 教育福祉総合センター整備事業 緑会館空調設備等改修工事（設計）
令和元年度	防災行政無線デジタル化事業 教育福祉総合センター整備事業
令和2年度	防衛行政無線デジタル化事業 大神会館外壁等改修工事（設計）
令和3年度	防衛行政無線デジタル化事業 大神会館外壁等改修工事

8条（過去10年間の補助金）

（単位：千円）

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
82,938	369,059	3,287	95,341	117,118
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
170,626	962,503	1,598,136	45,968	97,873

カ 特定防衛施設周辺整備調整交付金（第9条）

国は、防衛施設の設置又は運用が、周辺地域に及ぼす影響等を考慮したとき、特に配慮する必要があると認められる場合に、防衛施設及び市町村をそれぞれ特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村として指定、交付金を交付することができる。交付金は、公共用施設の整備のための費用に充てるとされてきたが、平成23年4月、法律の一部改正が行われ、生活環境改善・地域開発の円滑な実施に寄与する事業、基金造成のための費用としても充当することが認められた。なお、交付額については、防衛施設の形態、運用様態、市町村の状況等の条件に基づき算出される。

（過去10年間の事業）

平成24年度	航空機騒音測定機器購入 なしのき保育園内壁等改修工事 自動体外式除細動器購入 清掃センター焼却施設改修（白煙防止空気加熱器及び空気予熱器・主灰出しコンベア・排ガス分析計・誘引送風機・無停電電源装置） 防災衛星携帯電話購入 小・中学校音声調整卓購入 小・中学校プール改修工事 拝島第二小学校プール浄化装置改修工事 小学校グラントピアノ購入 清泉中学校給食配膳用昇降機改修工事 堀向会館耐震補強工事（設計） 市民会館大ホール舞台機構改修工事 学校給食調理用機器整備事業 消防団第1分団詰所耐震補強工事（設計） 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金
平成25年度	松原町三丁目児童遊園便所改築工事 清掃センター焼却施設精密機能検査 消防団第1分団詰所耐震補強工事

	<p>小学校音声調整卓購入</p> <p>中学校プール改修工事</p> <p>小学校プール浄化装置改修工事</p> <p>小学校給食配膳用昇降機改修工事</p> <p>小学校グランドピアノ購入</p> <p>小学校教育用コンピュータ購入</p> <p>堀向会館耐震補強工事</p> <p>運動施設管理用トラクター購入</p> <p>学校給食調理用機器整備事業</p> <p>特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金</p>
平成26年度	<p>清掃センター焼却施設修繕</p> <p>交通安全施設設置工事</p> <p>朝日備蓄倉庫外壁等改修工事</p> <p>消防団第2分団詰所外壁等改修工事</p> <p>防災行政無線等デジタル化事業</p> <p>小・中学校音声調整卓購入</p> <p>小・中学校プール改修工事</p> <p>小学校プール浄化装置改修工事</p> <p>小学校給食配膳用昇降機改修工事</p> <p>玉川会館耐震補強工事</p> <p>学校給食用給食調理機器整備事業</p> <p>特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金</p>
平成27年度	<p>廃棄物収集運搬車購入</p> <p>消防ポンプ車購入</p> <p>(仮称) 拝島駅前備蓄倉庫整備事業</p> <p>防災行政無線等デジタル化事業</p> <p>小学校プール改修工事</p> <p>小学校プール浄化装置改修工事</p> <p>特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金</p>
平成28年度	<p>航空機騒音測定機器整備事業</p> <p>廃棄物収集運搬車購入</p> <p>小・中学校プール・浄化装置改修工事</p> <p>小学校プールピット改修工事</p> <p>中学校校庭防球ネット設置工事</p> <p>学校給食用食器洗浄機購入</p>

	特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金
平成29年度	拜島駅前備蓄倉庫新築工事 小学校プール改修工事 市民会館・公民館屋上等防水改修工事 市民交流センター建設事業基金 乳幼児医療費助成事業基金 中学校コンピュータ教室等機器整備事業基金 アキシマクジラ化石複製品等作成事業基金 市民会館・公民館外壁改修事業基金
平成30年度	あきしまくじら号作成事業 小学校プール改修工事 学校給食調理備品購入 市民交流センター建設事業基金 乳幼児医療費助成事業基金 小学校コンピュータ教室等機器整備事業基金 中学校コンピュータ教室等機器整備事業基金 アキシマクジラ化石複製品等作成事業基金 市民会館・公民館外壁改修事業基金 図書館システム整備事業基金
令和元年度	公共施設防犯カメラ設置事業 郷土資料室展示環境整備事業 教育福祉総合センター備品購入 中学校プール改修工事 学校給食備品購入 市民交流センター建設事業基金 乳幼児医療費助成事業基金 学校図書館支援員配置事業基金 小学校デジタル教科書整備事業基金 小学校コンピュータ教室等機器整備事業基金 中学校コンピュータ教室等機器整備事業基金 アキシマクジラ化石複製品等作成事業基金 図書館システム整備事業基金
令和2年度	公共施設防犯カメラ設置事業 昭島駅南口立体自転車等駐車場塗装等工事 (仮称) 都営昭島福島町団地備蓄倉庫新築等工事 (設計)

	小学校プール浄化装置改修工事 市民会館・公民館舞台設備改修工事（設計） 学校給食備品購入 市民交流センター建設事業基金 乳幼児医療費助成事業基金 学校図書館支援員配置事業基金 小学校デジタル教科書整備事業基金 小学校コンピュータ教室等機器整備事業基金 中学校デジタル教科書整備事業基金 中学校コンピュータ教室等機器整備事業基金 図書館システム整備事業基金
令和3年度	航空機騒音測定機器購入 東中神駅前備蓄倉庫新築工事 総合スポーツセンター外壁等改修工事（設計） 学校給食調理備品購入 中学校給食施設備品購入 市民交流センター建設事業基金 乳幼児医療費助成事業基金 小学校コンピュータ教室等機器整備事業基金 中学校コンピュータ教室等機器整備事業基金 英語技能調査事業及び体験型英語学習施設利用事業基金 図書館システム整備事業基金

9条（過去10年間の交付金）

（単位：千円）

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
295,158	282,733	285,911	293,723	296,774
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
334,606	341,793	361,882	420,027	457,298

（2）その他の助成

ア 防音事業関連維持費

防音工事が施工された学校、保育園を対象に温度保持設備等で使用した電気料金、ガス料金の基本料金に3分の2を、使用料金に10分の5.5を乗じて得られた額の範囲内において補助されている。

平成28年度以降、3級及び4級機能復旧工事の補助率引き上げ及び維持費における補助

の見直しがされたことにより、3級及び4級相当の防音工事による機能復旧工事を実施した施設の維持費については、補助の対象外となった。

令和3年度現在、維持費対象施設数は、小中学校17校となっている。

防音事業関連維持費（過去10年間の補助金） (単位:千円)

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
20,132	19,796	15,141	10,540	16,899
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
18,569	19,599	18,603	25,426	18,633

イ 施設区域取得等事務委託金

国は、施設区域取得に係る各種連絡調整等の事務経費を市町村に交付している。

(過去10年間の委託金) (単位:千円)

	平成24～平成30年度	令和元年度～
各年度の委託金	300	320

ウ 基地交付金と調整交付金

(ア) 基地交付金

基地交付金は、「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和32年法律第104号）」に基づき、国が所有する固定資産のうち、アメリカ合衆国軍隊に使用させている固定資産及び自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫等の用に供する固定資産が市町村の区域内に広大な面積を占有し、市町村の財政に著しい影響を及ぼしていること等を考慮し、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需用に対処するための財政補給金的なものとして交付されるものである。

基地交付金（過去10年間の交付金） (単位:千円)

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
13,198	13,259	13,107	13,107	13,107
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
13,575	13,349	14,139	14,211	14,199

(イ) 調整交付金

調整交付金は、本市では該当がないが「施設等所在市町村調整交付金（昭和45年自治省告示第224号）」に基づき、アメリカ合衆国軍隊の所有する資産が市町村助成交付金の対象とされていないこと並びに米軍及びその構成員等に係る固定資産税、軽自動車税等の市町村税の非課税措置による税財政上の影響を考慮して、財政補給的なものとして交付されるものである。

エ 再編交付金

再編交付金は、新しい訓練の実施や施設建設等、在日米軍の再編計画に関係する自治体に対し「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法）」に基づき交付された。

(これまでの事業)

平成19年度	崖線緑地保全事業（用地取得）
平成25年度	コミュニティバス購入 防犯カメラ購入 玉川備蓄倉庫整備用地取得 玉川備蓄倉庫新築工事設計 教育振興基金 エコ・パーク管理運営基金
平成26年度	防犯カメラ購入 玉川備蓄倉庫新築工事 もくせいの杜備蓄倉庫整備事業 教育振興基金
平成27年度	防犯カメラ購入 もくせいの杜備蓄倉庫新築工事 教育振興基金
平成28年度	防犯カメラ購入 教育振興基金

再編交付金（これまでの交付金）

(単位:千円)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
25,958	69,204	69,204	69,204	103,835
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
103,835	103,835	103,835	77,876	51,888

6 基地と市議会

(1) 市議会の組織

(令和4年4月1日現在)

[議員定数] 現議員数 22名
 条例定数 22名

[構成]

	定数
常任委員会	
├── 総務委員会	7名
├── 厚生文教委員会	8名
└── 建設環境委員会	7名
議会運営委員会	5名
特別委員会	
├── 交通機関改善対策特別委員会	5名
├── 基地対策特別委員会	7名
└── 立川基地跡地利用対策特別委員会	10名

(2) 基地対策特別委員会

横田基地に起因し発生する航空機騒音は、朝鮮戦争終結時を境に航空機がプロペラ機からジェット機に移行したことに伴い一層激化した。

この航空機騒音に耐えかねた堀向地区周辺住民1,236名の署名により、昭和35年12月の市議会に「米軍基地による堀向地区騒音防止について」の請願が提出された。

市議会では、「横田基地騒音対策特別委員会（7名）」を設置し、騒音被害の防止等に取り組み一定の成果を得た。

以来、議会の立場から機会を捉えては政府関係当局をはじめ米軍当局に対して騒音被害の実情を訴え、騒音の軽減、障害防止施策の充実等の要請活動を行うなど民意の反映に努めている。

(3) 基地関係の主な決議・意見書

議 決 年 月 日	件 名
昭和37年10月30日	基地周辺対策特別措置法制定要望の決議
昭和38年12月14日	F 1 0 5 D戦闘爆撃機の板付基地より横田基地への移駐反対に関する決議
昭和39年 9 月 9 日	米軍航空機の墜落事故等危険防止に関する要望決議
昭和39年12月24日	横田基地周辺の騒音及び危険排除に関する要求決議
昭和41年10月 5 日	大型輸送機及びF 1 0 5 D機の即時撤去と騒音激増に抗議する決議
昭和42年10月 5 日	F 4 ファントム機の横田基地配備反対に関する決議
昭和42年12月20日	掘向地区集団移転後の空地利用に関する意見書
昭和43年 3 月30日	基地周辺の障害防止工事促進に関する要望決議
昭和43年 3 月30日	駐留軍関係離職者等臨時措置法の存続と同離職者対策センター無料職業紹介事業認可促進に関する要望決議
昭和43年 6 月 6 日	米空軍の横田基地より即時撤退を要求する決議
昭和43年 9 月18日	駐留軍労務者の離職対策に関する要望決議
昭和44年 3 月26日	基地関係公害対策確立に関する意見書
昭和44年 3 月26日	横田基地へのジェット空輸部隊配置反対に関する決議
昭和44年10月27日	米軍弾薬庫の横田基地移設反対に関する決議
昭和46年10月18日	立川基地の平和利用に関する意見書
昭和46年12月23日	立川基地の自衛隊移駐強行に抗議する決議
昭和47年 7 月24日	横田基地からのベトナム出撃即時中止、立川基地自衛隊本隊移駐に反対する決議
昭和47年10月27日	立川基地の油流出による多摩川汚染と立入調査拒否に抗議する決議
昭和47年12月14日	立川基地の平和的公共利用を阻害する自衛隊移駐反対に関する決議
昭和50年 7 月28日	米空軍戦術空輸部隊の横田基地移駐反対に関する決議
昭和50年 9 月26日	米空軍第3 4 5戦術空輸部隊の横田基地移駐に抗議する決議
昭和50年12月19日	横田・立川軍事基地の早期返還と跡地の平和利用促進に関する意見書
昭和50年12月19日	横田基地周辺の生活環境の整備に関する要望決議
昭和51年 3 月31日	基地周辺の生活環境の整備等に関する決議
昭和51年 6 月18日	立川基地返還跡地の利用に関する意見書
昭和52年 3 月28日	基地返還に伴う損失補償法制定に関する要望決議
昭和52年 8 月20日	立川基地跡地に仮称昭和記念公園の設置に関する意見書

議 決 年 月 日	件 名
昭和52年12月20日	立川基地の地元跡地利用計画の実現に関する意見書
昭和53年11月6日	米軍基地従業員の雇用安定等に関する決議
昭和54年2月3日	立川飛行場返還国有地の処理に関する意見書
昭和55年3月28日	基地交付金激減緩和措置の継続に関する意見書
昭和58年3月23日	ミッドウエー艦載機の横田基地飛行訓練中止に関する意見書
昭和60年12月20日	横田をはじめ在日米軍基地からの核戦争遂行手段撤去に関する意見書
昭和62年9月25日	三宅島への米艦載機夜間発着訓練基地建設に反対する意見書
平成3年3月27日	基地関係予算の増額確保に関する意見書
平成5年12月17日	横田基地騒音公害訴訟の和解勧告受け入れを求める意見書
平成7年10月6日	沖縄県における米兵による少女暴行事件に抗議し、日米地位協定の見直しを求める意見書
平成11年6月22日	米軍横田基地の軍民共同使用に反対する意見書
平成11年6月22日	周辺事態安全確保法に関する意見書
平成16年9月24日	沖縄、米軍ヘリコプター墜落事故に対する意見書
平成18年6月22日	基地対策予算の増額等を求める意見書
平成21年6月23日	基地対策予算の増額等を求める意見書
平成24年6月25日	「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の延長に関する意見書
平成24年6月25日	基地対策予算の増額等を求める意見書
平成25年10月2日	垂直離着陸輸送機C V-22オスプレイを横田基地に配備しないことを求める意見書
平成27年6月16日	横田基地へのC V-22オスプレイの配備に対する決議
平成29年6月30日	「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の延長に関する意見書

7 関係団体及び周辺市町との連携

(1) 全国組織

①全国基地協議会

[設立等の経緯]

昭和30年11月、全国基地協議会の前身である「駐留軍基地関係都市協議会」が発足した。設立総会には、当時駐留軍に提供された基地の所在する69市のうちの24市が出席した。

昭和32年5月、「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律」が成立したが、交付金の対象に自衛隊が使用する固定資産も含まれていたことから、自衛隊所在地の市にも加盟を依頼した。同年7月に開かれた役員会で規約改正が行われ、協議会の名称を「基地関係都市協議会」に変更、加盟市は105市となった。

昭和33年12月の役員会で協議会の運動をより強力にするため、関係町村に加盟を勧奨することとした。翌34年2月の総会で、協議会の名称を「全国基地協議会」に変更した。令和3年4月1日現在の会員数は、1都159市72町村の232都市町村である。(沖縄県の自治体は、本協議会には加盟していない。)

全国基地協議会規約

(昭和30年11月16日制定)

(名称)

第1条 この会は、全国基地協議会という。

(組織)

第2条 駐留軍及び自衛隊が所在する全国地方団体をもって組織する。

(事務所)

第3条 この会の事務所を全国市長会内に置く。

(目的)

第4条 この会は、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する調査研究並びにその具体的解決策を強力に推進することを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、次の事業を行う。

1. 国有提供施設等所在市町村の実態調査並びに研究
2. 国有提供施設等の所在に伴う税収の欠陥に関する対策
3. その他本会の目的達成に必要なこと

(役員)

第6条 この会に次の役員を置き関係団体の長の中より互選する。

会 長 1 名
副会長 若干名

理 事 若干名

監 事 2 名

役員任期は2年とする。ただし、任期満了後も後任が決定するまでは、なおその職務を行う。

第7条 本会は、必要に応じ顧問及び相談役を置くことができる。

(会計)

第8条 本会の経費は各関係団体の分担金、寄附金その他の収入をもってこれを支弁する。

第9条 本会の毎年度歳入歳出予算は役員会の議決を経て、総会の承認をうるものとする。

第10条 本会の決算は役員会の認定に付し、総会に報告するものとする。

(補足)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

(付則・省略)

[会員数] (令和3年4月現在)

232都市町村 (1都159市72町村)

[会 長]

長崎県佐世保市長 朝 長 則 男 (令和3年度現在)

②防衛施設周辺整備全国協議会

[設立等の経緯]

昭和34年8月、全国防音対策協議会が飛行場基地所在の13市10町村の23市町村により発足した。

昭和41年7月、「防衛施設周辺の整備等に関する法律」の成立に際し、基地交付金制度を同法律に吸収しようとする動きが起こったため全国基地協議会との役割分担を明確にし、基地周辺の民生安定施策の推進については、「防衛施設周辺整備全国協議会（同年7月全国防音対策協議会を改組）」が当たることとなった。

その後、前述の整備法では基地所在市町村の実情にそぐわなくなったため本協議会での運動の結果等により、昭和49年5月、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」が成立した。新整備法には、従来の事業の拡充に加え、住宅防音工事助成、特定防衛施設周辺整備調整交付金（9条交付金）などが盛り込まれた。

令和3年4月1日現在の会員数は、155市87町村の242市町村である。（沖縄県の自治体は、本協議会には加盟していない。）

防衛施設周辺整備全国協議会規約

(昭和41年7月1日制定)

(名称)

第1条 本会は防衛施設周辺整備全国協議会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所を全国市長会内に置く。

(組織)

第3条 本会は防衛施設の所在及びその周辺の地方公共団体をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は自衛隊等の行為によって生ずる損失の補償、障害の防止及び防衛施設周辺の整備を促進することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 損失の補償及び障害の防止又は軽減に関する調査研究及びその対策
2. 防衛施設周辺整備に関する調査研究及びその対策
3. 飛行場周辺の安全に関する調査研究及びその対策
4. その他防衛施設周辺整備に関し、必要と認められた事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き関係団体の長の中より総会において互選する。

ただし、副会長1名は全国基地協議会会長をもってこれに充てる。

会 長 1 名
副会長 若干名
理 事 若干名
監 事 2 名

第7条 役員の任期は2年とする。但し任期満了後も後任者が決定するまで、なおその職務を行う。

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総轄する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長代理となる。

理事は、会務の処理にあたる。

監事は、会計の監査にあたる。

第9条 本会に顧問、参与を置くことができる。

(会議)

第10条 理事会は会務及び重要事項を審議する。

第11条 本会は毎年1回定期総会を開催し、必要あるときは、臨時総会を開くことができる。

(会計)

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする。

第13条 本会の経費は関係団体の分担金及び寄附金、その他の収入をもってこれに充てる。

第14条 本会の毎年度歳入歳出予算は理事会の議決を経て総会の承認をうるものとする。

第15条 本会の決算は理事会の認定に付し、総会に報告するものとする。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会に諮って会長が定める。

(付則・省略)

[会員数] (令和3年4月現在)

242市町村 (155市87町村)

[会 長]

北海道千歳市長 山 口 幸太郎 (令和3年度現在)

(2) 基地周辺市町との組織

①横田基地周辺市町基地対策連絡会

[設立等の経緯]

横田基地の周辺市町（5市1町）は、昭和58年1月に横田基地において、米空母艦載機による離発着訓練が開始されたこともあり、基地に起因する騒音等共通の諸問題を相互に協力し、具体的解決事項について研究協議するため「横田基地周辺市町基地対策連絡会」を設立した。

横田基地周辺市町基地対策連絡会規約

(昭和58年5月27日制定)

(名称)

第1条 この会は、横田基地周辺市町基地対策連絡会（以下「会」という。）という。

(目的)

第2条 会は、横田基地の所在することによって起こる共通の諸問題を調査研究するとともに相互に協力し、関係行政機関と連絡を密にし、地域住民の福祉の向上を図るための具体的解決事項について研究協議することを目的とする。

(組織)

第3条 会は、横田基地の所在する次の周辺市町の長により組織する。

立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町

2 会には調整会を設置し、会の運営を行う。

3 調整会は、会の市町の基地対策担当職員をもって構成する。

(事業)

第4条 会は、目的達成のため、次に掲げる事業を行う。

(1) 横田基地が所在することによって起こる航空機等の事故並びに騒音防止に関する調査及び研究

(2) 横田基地が所在することによって起こる騒音その他被害に対する補償措置等に関する調査及び研究

(3) その他会の目的達成に必要なこと

(幹事市町)

第5条 第3条第1項に掲げる周辺市町は順次幹事となり、会及び調整会の運営及び会計にあたる。

2 幹事市町は、会及び調整会を代表し、会及び調整会の会務を総理するとともに会及び調整会の経理を処理する。

3 幹事市町となる期間は、1年とする。

(会議)

第6条 会の会議は、必要に応じて幹事市町が召集する。

2 調整会は、定例会及び臨時会とし、定例会はおおむね毎月1回、臨時会は必要に応じて、幹事市町が召集する。

(経費)

第7条 会及び調整会の活動に要する経費は、加入市町の負担とする。

(事務局)

第8条 会及び調整会の事務を処理するため、事務局を幹事市町に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に協議して定める。

(付則・省略)

[幹事となる順序]

福生市、昭島市、立川市、武蔵村山市、瑞穂町、羽村市

[平成28年度幹事市町 瑞穂町]

②横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

[設立等の経緯]

基地周辺5市1町は昭和58年から連絡会を設立し、基地に起因する諸問題に連携し取り組んでいたが、平成8年5月東京都知事が横田基地周辺を視察した際、地元自治体からの提案を東京都が受け入れ、平成8年11月に東京都と基地周辺市町（5市1町）で組織する「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」を設立した。

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会規約

(平成8年11月11日制定)

(名称)

第1条 この会は、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、東京都と横田基地が所在する周辺市町が密接に連携し、基地に起因する問題の解決に向け、基地の整理・縮小・返還を含めた協議を行うことにより、住民福祉の向上を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、東京都及び立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町をもつ

て組織する。

(事業)

第4条 協議会は、目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 基地に関する問題の解決策の検討
- (2) 国、在日米軍への要請
- (3) 基地問題に関する情報の収集等
- (4) その他協議会の目的達成に必要なこと

(役職員)

第5条 協議会に次の役職員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(役職員の選任)

第6条 役職員の選任は、次の方法による。

- (1) 会長は都知事とする。
- (2) 副会長は横田基地周辺市町基地対策連絡会の幹事市町長とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、定例会及び臨時会とし、会長が召集する。

- 2 定例会は、都知事及び関係市町長による会議として、年1回の開催とする。
- 3 臨時会は、必要に応じて開催する。

(幹事会)

第8条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の運営に関する調査事項を処理する。
- 3 幹事は、東京都都市整備局の理事級職及び関係市町の基地対策担当部長をもって充て、幹事長は東京都都市整備局の理事級職とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、東京都に置く。

(会計)

第10条 協議会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 協議会の活動に必要な経費は、加入都市町の負担とする。
- 3 協議会の予算の決定及び決算の承認は、定例会において行う。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、協議会にはかつて会長が定める。

(付則・省略)

[会長 : 東京都知事]

[副会長 : 横田基地周辺市町基地対策連絡会の幹事市町の長が務める。]

8 要請活動（令和3年度）

実施年月日	内 容
令和3年 4月2日	横田基地関係者による飲酒を伴う交通事故について（要請） 〔横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会〕 要請先：北関東防衛局長、横田防衛事務所長、 在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官
5月4日	空母ロナルド・レーガン艦載機の着陸訓練について（要請） 〔横田基地周辺市町基地対策連絡会〕 要請先：外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長、横田防衛事務所長、 在日米軍司令官、在日米軍海軍司令官、米海軍厚木航空施設司令官、 米海軍第6空母航空団司令官、第5空軍司令官、在日米軍横田基地第 374空輸航空団司令官
5月17日	米空軍グローバル・ホークの横田飛行場への一時展開について（要請） 〔横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会〕 要請先：北関東防衛局長、横田防衛事務所長、 在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官
令和3年 7月14日	・防衛施設周辺整備事業に係る補助事業採択基準等の適切な見直しを求める要請 ・基地周辺整備対策の推進について要請 〔昭島市〕 要請先：防衛大臣、北関東防衛局長
7月21日	CV-22オスプレイの横田飛行場配備について（要請） 〔横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会〕 要請先：外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長 在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官
9月28日	仙台空港へのCV-22オスプレイの予防着陸について（要請） 〔横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会〕 要請先：北関東防衛局長、横田防衛事務所長、 在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官
11月30日	横田基地における正月三が日の飛行停止について（要請） 〔横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会〕 要請先：北関東防衛局長、横田防衛事務所長、
12月2日	館山航空基地へのCV22オスプレイの予防着陸について（要請） 〔横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会〕 要請先：北関東防衛局長、横田防衛事務所長、 在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官

実施年月日	内 容
12月24日	<p>横田基地対策に関する要望（総合要請） 国への要望事項 [横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会] 要請先：内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、 環境大臣、防衛大臣、北関東防衛局長</p>
12月27日	<p>横田基地対策に関する要請（総合要請） 在日米軍への要望事項 [横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会] 要請先：在日米軍兼第5空軍司令官、 在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官</p>
令和4年 1月7日	<p>横田基地における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について（要請） [横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会] 要請先：外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長、横田防衛事務所長 在日米軍兼第5空軍司令部司令官、在日米軍横田基地第374空輸航空団 司令官</p>

※ 記載内容は、令和4年3月31日現在

< 参 考 资 料 >

① 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

昭和35年6月23日号外条約第6号

日本国及びアメリカ合衆国は、

両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、

また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、

よつて、次のとおり協定する。

第1条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第2条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによって、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第3条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第4条

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第5条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、国際連合憲章第51条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第6条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第7条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第8条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第9条

1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の時に効力を失う。

第10条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もっとも、この条約が10年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後1年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国のために

岸 信介

藤山愛一郎

石井光次郎

足立 正

朝海浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター

ダグラス・マックアーサー二世

J・グレイアム・パーソンズ

② 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（抄）

昭和35年6月23日号外条約第7号

日本国及びアメリカ合衆国は、1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

第1条

この協定において、

- (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
- (b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第14条1に掲げる者を除く。）をいう。この協定のみ適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
- (c) 「家族」とは、次のものをいう。
 - (1) 配偶者及び21才未満の子
 - (2) 父、母及び21才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第2条

- 1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第6条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
 - (b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。
- 2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない。また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。
- 4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。
 - (b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第3条

- 1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置

を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。

- 2 合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によっては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。
- 3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。

第4条

- 1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たって、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。
- 2 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。
- 3 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

第5条～第9条（省略）

第10条

- 1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。
- 2 合衆国軍隊及び軍属用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

第11条～第15条（省略）

第16条

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第17条

- 1 この条の規定に従うことを条件として、
 - (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。
 - (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で

犯す罪で日本国の法令によって罰することができるものについて、裁判権を有する。

- 2 (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によって罰することができる罪で日本国の法令によっては罰することができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
 - (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によって罰することができる罪で合衆国の法令によっては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
 - (c) 2及び3の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。
 - (i) 当該国に対する反逆
 - (ii) 妨害行為（サボタージュ）、諜報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反
- 3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。
 - (a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。
 - (i) もっぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもっぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪
 - (ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪
 - (b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。
 - (c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 4 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。
- 5 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従って裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。
 - (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。
 - (c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。
- 6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。

- (b) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。
- 7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。
- (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 8 被告人がこの条の規定に従って日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。
- 9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。
- (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
- (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
- (c) 自己に不利な証人と対決する権利
- (d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的な手続により証人を求める権利
- (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行なわれている条件に基づき費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
- (f) 必要と認めるときは、有能な通訳を用いる権利
- (g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち合わせる権利
- 10 (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第2条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。
- (b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。
- 11 相互協力及び安全保障条約第5条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し60日前に予告を与えることによって、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもって直ちに協議しなければならない。
- 12 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定第17条の当該時に存在した規定を適用する。

第18条

- 1 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
 - (a) 損害が他方の当事国の防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合
 - (b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたときに限る。

海難救助についての一方の当事国の他方の当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、その防衛隊が公用のため使用しているものであった場合に限る。
- 2 (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して1に掲げるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従って選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。
 - (b) (a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によって、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある日本国民の中から選定する。
 - (c) 仲裁人が行なった裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的のものとする。
 - (d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5 (e) (i)、(ii) 及び (iii) の規定に従って分担される。
 - (e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によって定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。
 - (f) もっとも、各当事国は、いかなる場合においても1,400合衆国ドル又は504,000円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があった場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。
- 3 1及び2の規定の適用上、船舶について「当事国が所有する」というときは、その当事国が裸用船した船舶、裸の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によって負担される範囲については、この限りでない。
- 4 各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
- 5 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本国が次の規定に従って処理する。
 - (a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従って、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。
 - (b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行なう。
 - (c) 前記の支払（合意による解決に従ってされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従ってされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判

所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。

(d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに (e) (i) 及び (ii) の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。2 箇月以内に回答がなかったときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。

(e) (a) から (b) まで及び 2 の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。

(i) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その 25 パーセントを日本国が、その 75 パーセントを合衆国が分担する。

(ii) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によって生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。

(iii) 比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が 6 箇月の期間内に支払った額の明細書は、支払要請書とともに、6 箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本円で行なわなければならない。

(f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。

(g) この項の規定は、(e) の規定が 2 に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4 の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。

6 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方法で処理する。

(a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。

(b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。

(c) 慰謝料の支払の申出があった場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を日本国の当局に通知する。

(d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

7 合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場

合を除くほか、6の規定に従って処理する。

- 8 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2(b)の規定に従って選任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は、最終的のものとする。
- 9 (a) 合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に関しては、5(f)に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。
(b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行なうべき私有の動産(合衆国軍隊が使用している動産を除く。)があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。
(c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。
- 10 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によって解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。
- 11 この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。
- 12 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴って生じた請求権についてのみ適用する。
- 13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定第18条の規定によって処理する。

第23条

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため随時に必要となるべき措置を執ることについて協力するものとする。日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

第24条

- 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。
- 2 日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権(飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。)をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。
- 3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが合意される。

第25条

- 1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たって使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。
- 2 合同委員会は、日本国政府の代表者1人及び合衆国政府の代表者1人で組織し、各代表者は、1人又は2人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。
- 3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名した。

1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国のために

岸信介

藤山愛一郎

石井光次郎

足立正

朝海浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター

ダグラス・マックアーサー二世

J・グレイアム・パーソンズ

- ③ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

2015年9月28日

日本国及びアメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）（以下「両締約国」と総称する。）は、共に1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）に基づく日本国における合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

環境の管理の重要性及び当該管理が合衆国軍隊の駐留に関連する公共の安全に対する危険の管理（条約

第6条の規定に基づいて合衆国が使用を許される日本国内の施設及び区域（以下「施設及び区域」という。）又は当該施設及び区域に隣接する地域若しくは当該施設及び区域の近傍における汚染の防止を含む。）に貢献することを認め、

両締約国が環境の管理のために成功裡に取り組んできたこと（地位協定第25条1に規定する合同委員会（以下「合同委員会」という。）及び合同委員会の環境分科委員会その他の関連する分科委員会において長期間にわたり緊密に協力してきたことを含む。）を認識し、

2000年9月11日に両締約国により発表された「環境原則に関する共同発表」（合衆国軍隊により引き起こされた汚染の影響への対処についての合衆国の政策及び施設及び区域外の発生源により引き起こされた重大な汚染に対し関係法令に従い適切に対応するとの日本国の政策に言及していることを含む。）が成功裡に実施されていることを再確認し、

地位協定第3条3の規定に従い施設及び区域における作業が公共の安全に妥当な考慮を払って引き続き行われていることを再確認し、

地位協定を補足するこの協定を含む枠組みを設けることにより、環境の管理の分野における両締約国間の協力を強化することを希望して、

次のとおり協定した。

第1条

この協定は、合衆国軍隊に関連する環境の管理のための両締約国間の協力を促進することを目的とする。

第2条

両締約国は、施設及び区域又は当該施設及び区域に隣接する地域若しくは当該施設及び区域の近傍における公共の安全（人の健康及び安全を含む。）に影響を及ぼすおそれのある事態に関する入手可能かつ適当な情報を相互に提供するため、合同委員会の枠組みを通じて引き続き十分に協力する。

第3条

- 1 合衆国は、自国の政策に従い、施設及び区域内における合衆国軍隊の活動に関する環境適合基準を定める確定した環境管理基準（日本国については、「日本環境管理基準」（以下「JEGS」という。））を発出し、及び維持する。JEGSは、漏出への対応及び漏出の予防に関する規定を含む。合衆国は、当該環境適合基準についての政策を定める責任を負う。
- 2 JEGSは、適用可能な合衆国の基準、日本国の基準又は国際約束の基準のうち最も保護的なものを一般的に採用する。
- 3 両締約国は、合衆国がJEGSの改定を発出する前に、又はJEGSの改定が円滑に行われるために日本国が要請したときはいつでも、JEGSに関連して合衆国が日本国の基準を正しく、かつ、正確に理解していることを確保するため、合同委員会の環境分科委員会において、協力し、及び当該基準について協議する。

第4条

両締約国は、特定された日本国の当局が次に掲げる場合における施設及び区域への適切な立入りを行うことができるよう合同委員会が手続きを定め、及び維持することに合意する。

- (a) 環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）が現に発生した場合
- (b) 施設及び区域（2013年10月3日付けの日米安全保障協議委員会の共同発表において言及されている日本国へ返還される施設及び区域を含む。）の日本国への返還に関連する現地調査（文化財調

査を含む。)を行う場合

第5条

- 1 両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、この協定の実施に関するいかなる事項についても合同委員会の枠組みを通じて協議を開始する。
- 2 両締約国は、この協定の実施に関連して両締約国の間に紛争が生じた場合には、地位協定第25条に定める問題を解決するための手続に従い当該紛争を解決する。

第6条

- 1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、地位協定が有効である限り効力を有する。
- 3 2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、外交上の経路を通じて一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

2015年9月28日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語による本書2通を作成した。

日本国のために

アメリカ合衆国のために

④日米地位協定の軍属に関する補足協定に係る日米合同委員会合意（仮訳）

2017年1月16日

件名：合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力

1. 参照：
 - a. 1960年1月19日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）
 - b. 2017年1月16日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）
2. 合同委員会は、協定に従い、合同委員会により選定される分科会の下での作業部会を設置する。3. に係る者の地位に関する問題が生じた場合又は協定の実施に関する事項が生じた場合、そのような問題又は事項は協議及び解決のため作業部会に付託され、必要があるときは、解決のため合同委員会に送付される。
3. 合衆国政府及び日本国政府は、軍属（関連する職能のコントラクターの被用者を含む。）の範囲を明確化した。合衆国政府は、地位協定第一条（b）に規定する資格を満たすことを条件として、次の種

別の者に対し軍属の構成員としての地位を付与する。

- a. 予算上の資金により雇用される在日米軍の文民の被用者
 - b. 在日米軍の監督下にある歳出外資金により雇用される文民の被用者。
 - c. 合衆国軍隊が運行する船舶及び航空機の文民の被用者（地位協定第17条の適用に当たってのみ、一定の期間合衆国軍隊の使用に供される船舶であって契約により運行されるもの、定期用船契約により運航されるもの及び一般業務委託契約により運行されるものの乗組員を含む。）。
 - d. 在日米軍に随伴し、及びこれを直接支援するサービス機関（合衆国サービス機関及び米国赤十字等を含む。）の人員であって合衆国軍隊に関連する公の目的のためにのみ日本に滞在している人員。
 - e. 合衆国軍隊に関連する公の目的のためにのみ日本に滞在している合衆国軍隊に雇用されていない合衆国政府の被用者。
 - f. 次の要件を満たすコントラクターの被用者。
 - 1) 合衆国政府の正式な招請により、また、合衆国軍隊に関連する公の目的のためにのみ日本に滞在しているコントラクターの被用者。
 - 2) 合衆国軍隊の任務にとって不可欠であり、かつ、任務の遂行のために必要な高度な技能又は知識を有しているコントラクターの被用者。当該コントラクターの被用者は、次のいずれかの要件を満たす。
 - a) 高等教育又は専門的な訓練及び経験を通じて技能又は知識を取得していること。
 - b) 任務の遂行のため、合衆国により承認された情報取扱資格を保持していること。
 - c) 任務の遂行のため、合衆国の連邦省庁、合衆国の諸州、合衆国の準州又はコロンビア特別区によって発行された免許又は資格証明書を保持していること。
 - d) 専門的な任務を遂行するため、合衆国軍隊により緊急事態において必要であると認定され、日本での滞在が91日未満であること。
 - e) 合同委員会により特に認められること。
 - g. 地位協定第20条2の規定に従い維持される軍用銀行施設を運用する被用者。
 - h. 合同委員会によって特に認められる者
4. 協定第4条の規定を考慮し、両国政府は、次のとおり協力及び調整を強化する。
- a. 日本国政府及び合衆国政府は、通常日本国に居住する者が軍属の構成員から除かれることを確認する。
 - b. 合衆国政府は、居住に係る日本国の関係法令に合致する適切な指針を発出する。
 - c. 両国政府は、適切な仕組み及び手続きを強化する。いずれかの一方の政府が二重に資格を有している者を特定したときは、両国政府は、この問題に対処するために適切な措置をとる。
 - d. この項の仕組み及び手続きを更に強化するため、地方の入国管理局及び地方の軍当局は、双方の間の情報共有、協力及び連絡を促進する。
5. 合衆国政府は、次の手続きを適用する。当該手続きは、合衆国の法令上の求めにより、本覚書が有効となる日の後に作成される契約に対して適用される。
- a. 合衆国政府は、3.f.の基準に基づき、コントラクターの被用者が軍属の構成員としての資格を有するかについて判断するため、見直しを行う。コントラクターの被用者が当該基準を満たしていな

いと判断される場合、合衆国政府は、軍属の構成員としての当該コントラクターの被用者の地位を終了する手続きを直ちに開始する。合衆国政府が軍属の構成員としてのコントラクターの被用者の地位を終了する手続きを開始するに当たり、当該コントラクターの被用者は、1年を限度として、軍属の構成員としての地位から日本国における他の適法な滞在資格への移行を完了するか又は日本国から出国する。

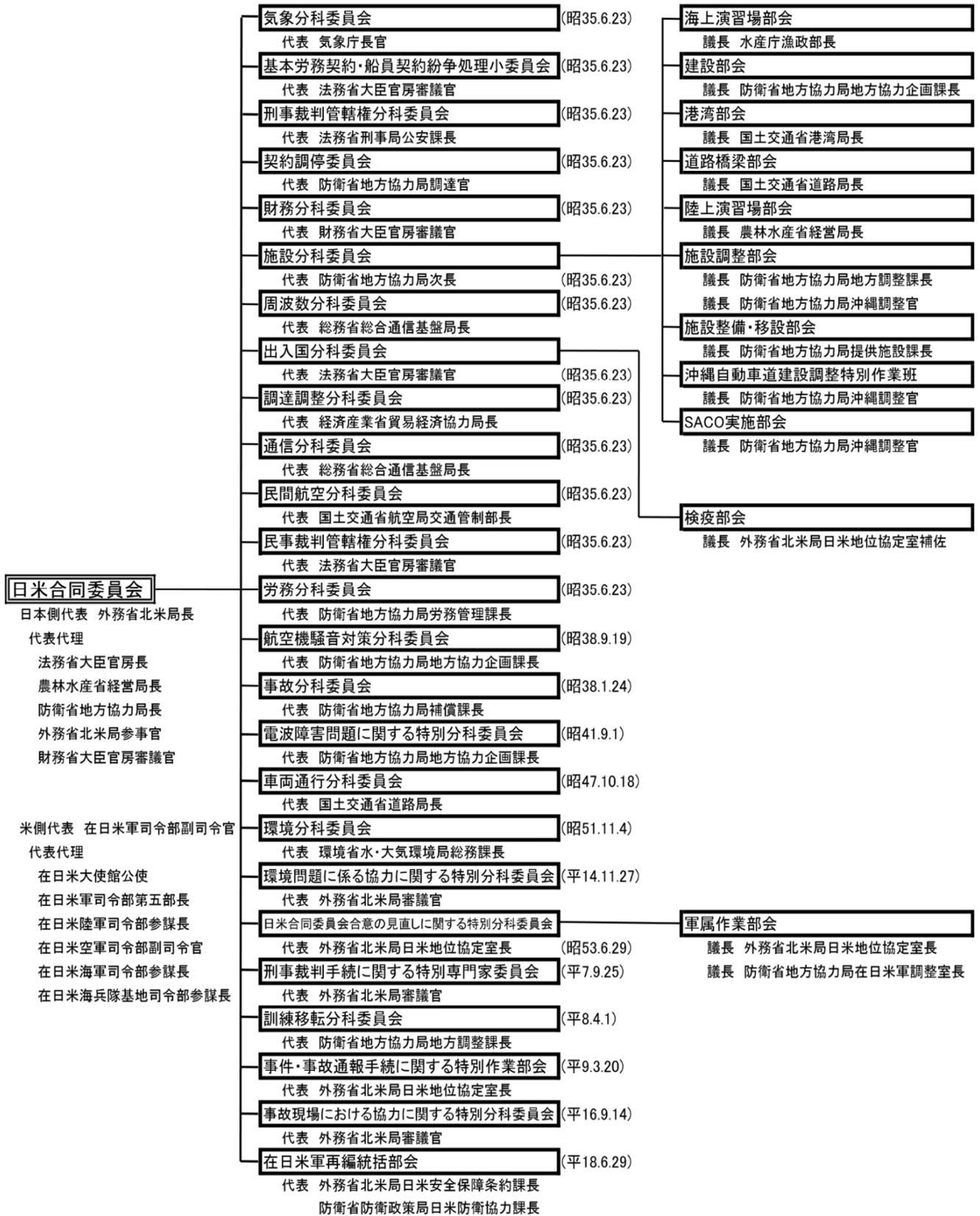
- b. 合衆国政府は、合衆国の法令上の制限により、軍属の構成員としてのコントラクターの被用者の地位を直ちに終了することができない場合、実行可能な限り早期に当該地位を終了するために必要な措置をとる。この場合においては、当該コントラクターの被用者は、1年を限度として、軍属の構成員としての地位から日本国における他の適法な滞在資格への移行を完了するか又は日本国から出国する。
 - c. 合衆国政府は、軍属の構成員として当該地位が終了したときは、日本国政府にその旨を通知する意向を有する。
 - d. a.にいう見直しの進捗状況は、半年ごとに日本国政府との間で共有され、その最終的な結果は、協定の発効後2年以内に日本国政府に報告される。
6. 協定第5条1に規定する通報の手続は、合同委員会の枠組みを通じて決定される。通報には、コントラクターの被用者の氏名、コントラクターの被用者を雇用している会社及びコントラクターの被用者が3.f.2)のいずれの基準を満たしているかに係る評価等の情報を含む。
7. 合衆国政府は、協定第5条2に規定する定期的な見直しの結果として、軍属の構成員として認定された全てのコントラクターの被用者が実際に当該認定を受ける資格を有しているかを毎年確認する。合衆国政府は、合同委員会によって選定される他の種別の軍属の人員についても同様の見直しを行う意向を有する。合衆国政府は、コントラクターの被用者又は当該他の種別に含まれる人員が軍属の構成員として地位を得る資格を有していないと決定される場合、当該者に関する適切な情報を提供する。
8. 協定第5条3に規定する報告は、軍属の構成員の総数並びに3.f.にいうコントラクターの被用者の総数及び合同委員会が決定する他の情報を含む。

日米合同委員会組織図

平成30年2月現在

() は設置年月日

* 以下「代表」及び「議長」は、日本側代表・議長を示す。



※外務省ホームページより

⑤ 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議規約に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、米軍又は自衛隊の航空事故等が発生した場合における緊急連絡及び被災者に対する救援活動等の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

(連絡者の設置及びその任務)

第2条 各関係機関に別表1「航空事故緊急連絡者職名表」に定める連絡者及び副連絡者(以下「連絡者等」という。)を置き、事故の通報、救援活動等の連絡に当てるものとする。

2 連絡者等は、米軍又は自衛隊の航空事故等を知ったときは、別表2「航空事故通報経路図」により、他の関係機関の連絡者に直ちに通報するものとする。

3 各関係機関は、別表1「航空事故緊急連絡者職名表」に変更があった場合は直ちに北関東防衛局へ通知し、北関東防衛局は他の機関へ通知するものとする。

(緊急連絡通報の内容)

第3条 前条の規定による通報は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事故の種類(墜落、不時着、器物落下等)
- (2) 事故の発生日時、場所
- (3) 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- (4) その他必要事項

(現地連絡所の設置)

第4条 航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により現地連絡所等を設置したときは、相互に緊密な連絡に努めるものとする。

2 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災救援に関する連絡等の円滑化に努めるものとする。

この場合において、他の関係機関は可能な限り、これに協力するものとする。

(救急及び救援活動)

第5条 航空事故による災害発生に伴う関係機関の救急及び救援活動の分担並びに協力については、米軍機事故及び自衛隊機事故のそれぞれについて、別表3「被災者救援活動分担表」に掲げるとおりとする。

(被災者救援の優先)

第6条 事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ被災者の救急及び救援に努めるものとする。

(被害調査の協力)

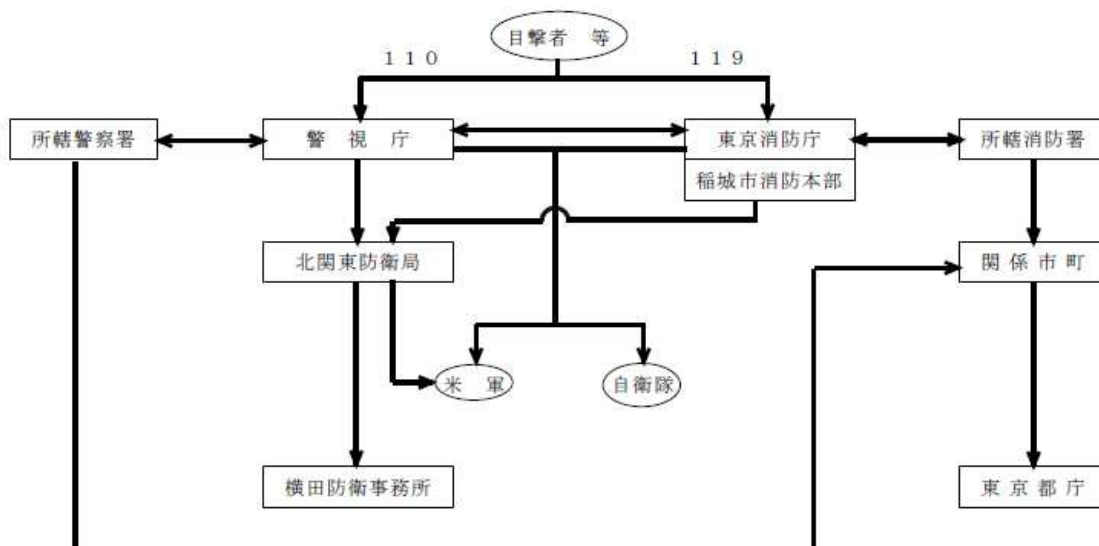
第7条 関係機関が被害調査を行うに当たっては、現場活動に支障のない限りにおいて相互に協力するものとする。

(要綱の改正)

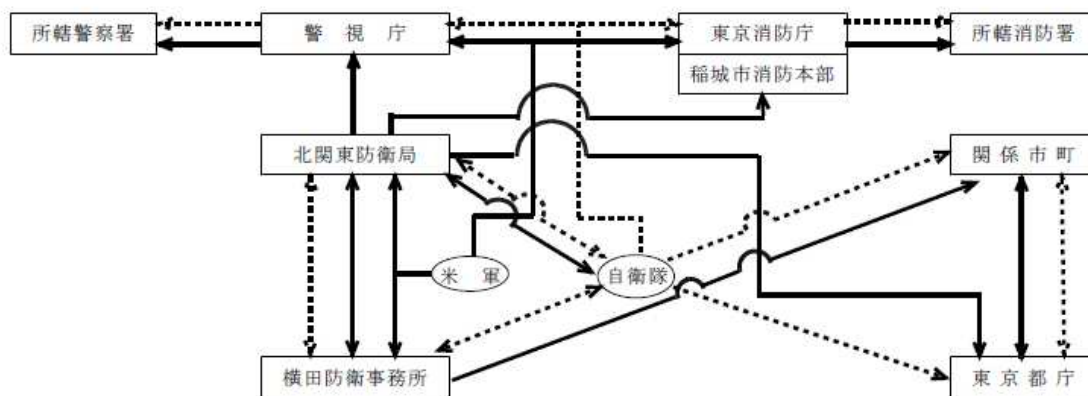
第8条 この要綱を改正する場合は、連絡会議規約第5条に定める会議において検討し改正するものとする。

附則(省略)

1. 目撃者等からの通報経路：



2. 米軍又は自衛隊からの通報経路：



凡 例	
—	米軍航空事故等に係る通報経路
.....	自衛隊航空事故等に係る通報経路

⑥ 在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（外務省仮訳）

1. 目的

- (1) 合同委員会における日米双方の代表は、在日米軍に係る事件・事故に対する日本側関係当局の迅速な対応を確保し、かかる事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小限のものとするため、在日米軍に係る事件・事故の発生についての情報（以下「事件・事故発生情報」という。）を、日本側関係当局及び地域社会に対して正確にかつ直ちに提供することが重要であると認識する。この通報手続は、以上の認識を踏まえて、在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報基準、通報経路、通報様式を定める。
- (2) この通報手続は米軍と日本当局との間の既存の連絡経路を補完することを目的としており、他のいかなる連絡手続をも代替し又は取り消すものではない。

2. 事件・事故発生情報の通報基準

- (1) 公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故が発生した場合の日本政府への通報については、米側は、中央レベルにおいて、これらの事件・事故について、事件・事故発生情報を得た後できる限り速やかに外務省日米安全保障条約課に通報するとともに、現地レベルにおいて、迅速に関係の防衛施設局に通報する。この通報の対象となる事件・事故の例は以下に掲げるとおりであるが、これらに限られない。これらの事件・事故は、事件・事故通報手続に関する特別作業班（AWGON）の付託事項第3項dにおいて示される基準を満たすものでなければならない。
 - (a) 墜落、投棄、危険物の落下等の航空機に係る事件。
 - (b) 衝突、沈没、座礁等の艦船に係る事件。
 - (c) 爆発又は爆発の相当な蓋然性がある弾薬に係る事件。
 - (d) 米国の施設・区域外への跳弾、日本人又はその財産の被弾等の訓練中の事件。
 - (e) 危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性。
 - (f) 米国の施設・区域外での飛行場施設以外への米国軍用航空機の着陸。
 - (g) 米国の施設・区域内における差し迫った若しくは既に発生した危険又は災害であって日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性があるもの。
 - (h) 日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性がある事件・事故。
 - (i) 米国の施設・区域の中で発生する又は施設・区域に対するテロ行為であって、米軍の人員若しくは施設・区域又は周辺地域社会の安全に影響し又は危険を及ぼすテロ行為の発生。
- (2) 上記2.(1)の事件・事故が地域社会に対して急迫の危険をもたらす時には、米側は、従来と同様に、迅速に現地の関係当局（警察、消防、海上保安部等）へ通報する。

3. 事件・事故発生情報の通報経路

在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報経路は、別紙1において示されたとおりとする。

4. 事件・事故発生情報の通報様式

事件・事故発生情報の通報様式には、以下の事項が含まれる。

- (1) 事件・事故の発生日時
- (2) 事件・事故の発生場所
- (3) 事件・事故の概要

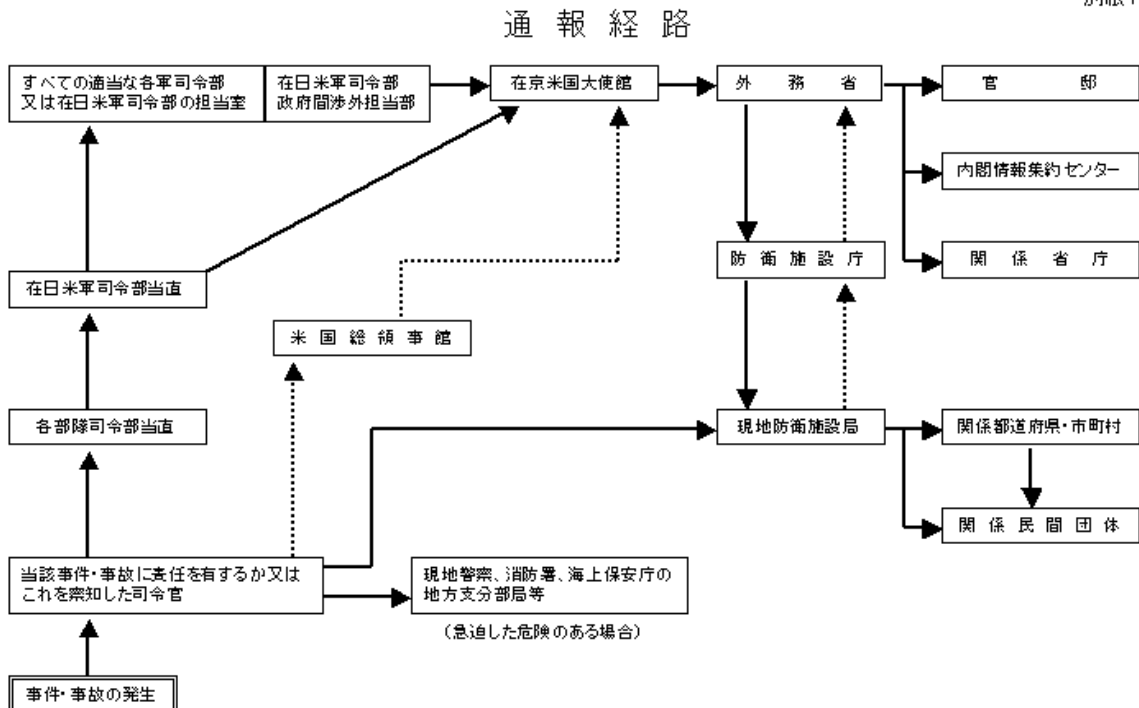
- (a) 経緯
- (b) 被害状況
- (c) 処理状況
- (d) 危険性残存の有無
- (e) 環境破壊の有無
- (4) 日本側支援の必要性
- (5) 案件の番号
- (6) 通報者氏名
- (7) 通報受領者氏名
- (8) 現地への通報の有無と通報先当局

5. 留意事項

- (1) 日米双方は、時刻、曜日、日付に関わりなく、事件・事故の通報を迅速に行う。
- (2) 双方の合同委員会事務局は、連絡担当者の電話番号を含め、通報が行われる経路を示す図表を編集し、定期的に更新することによって、別紙1に明記された通報経路の実効性の確保に努める。
- (3) 双方の合同委員会事務局は、直通FAX機器、通報担当者の専用携帯電話、ボイス・メール等の整備を通じ、通信設備の改善に努める。
- (4) この通報手続は、AWGON付託事項に規定されているとおり、必要に応じAWGONにおいて見直される。

(了)

別紙1-1



※ 実線は、正規の通報経路を示す。破線は、補助的な通報経路を示す。
 ※※ 米側からの情報を受けた後、外務省、防衛施設庁及び現地防衛施設局は、至急、相互に情報を確認する。
 ※※※ この通報経路図は、日本政府内において外務省以外の機関が必要に応じて官邸に情報を伝達することを妨げるものではない。

※ 防衛施設庁・現地防衛施設局はそれぞれ、防衛省・現地防衛局として読み替える

⑦ 横田飛行場における航空機騒音の軽減措置（抄） （昭和39年4月17日日米合同委員会で承認）

2 分科委員会は、横田飛行場における騒音問題について、長期に渡り慎重な検討を実施した。この検討に当って分科委員会は、ジェット航空機の騒音を次の二種類に分類して考察した。

- (1) 地上におけるジェット・エンジンの試運転及び調整作業に伴い発生する騒音
- (2) 飛行活動に伴い発生する騒音

最近のジェット航空機が飛行する場合、必然的に相当の騒音を発生するが、この騒音は、通常は一時的な現象である。また、飛行活動に伴う騒音の量と強度は、その飛行方法および飛行速度により左右されるものである。さらに飛行活動に伴う騒音による影響は、その飛行時刻にも関連がある。即ち、昼間においては不快に感じられない程度の騒音であっても、夜間においては耐えられないような場合もありえる。この騒音は、飛行に伴い必然的に発生し、避けることのできないものであるが、騒音による不快感の程度については、飛行活動に或種の規制を加えることにより、これを軽減することが出来る。その方法としては、飛行時間の制限、飛行方法の規制および所定の飛行規則の遵守により規制することである。しかしながら、戦術的能力を麻痺させ、飛行の安全をおびやかすような一方的措置を行わないよう留意する必要がある。

横田飛行場周辺地域の住民に苦痛を与えている騒音の最大の原因としては、地上におけるエンジンの試運転および調整作業に伴い発生する騒音は、消音装置の設置および使用により、不快に感じられない程度にまで軽減されるものと思われる。

3 分科委員会は、前記の事情を勘案して、横田飛行場における航空機騒音の軽減に関する左記の規制措置につき同意した。また分科委員会は、次に掲げる規制措置が実施されることにより、横田飛行場における航空機騒音についての正当な苦情は著しく減少し、または除去されるであろうことを全員で確認した。

- (1) 消音装置の設置および使用

横田飛行場に、効果的消音装置をできるだけ速やかに設置し、ジェット・エンジンの試運転場および調整場における作業に当り、これを使用すること。

- (2) ジェット・エンジンの試運転場および調整場における作業時間の規制

ジェット・エンジンの試運転場および調整場におけるすべての作業は、効果的消音装置が使用されるまでの間は、緊急の場合または運用上やむを得ない場合を除き、左記の時間には実施しないこと。

ア ジェット・エンジンの試運転場における作業の制限時間

(ア) J-57型エンジンおよびより高出力のエンジン…17:00～07:00

(イ) その他のエンジン…18:00～07:00

(ウ) 土曜日および日曜日には、ジェット・エンジンの試運転場および調整場におけるすべての試運転作業は実施しない。

イ ジェット・エンジンの調整場における作業の制限時間

すべてのエンジン…18:00～07:00

- (3) 列線におけるジェット・エンジン整備出力の規制

列線におけるジェット機の整備出力は、日没後においては、エンジン出力の60パーセント以内で実施すること。

(4) 夜間飛行訓練の規制

夜間飛行訓練は、使命の達成および搭乗員の技能保持に必要とする最小限に制限し、かつ司令官は夜間飛行訓練をできるだけ早い時期に終了するよう最善の努力を払うこと。

(5) アフター・バーナー使用の規制

アフター・バーナー装備のジェット機が、アフター・バーナーを使用して離陸する際は、できるだけ速やかに急上昇を行ない、使命達成のため必要とする場合、または運用上やむを得ない場合を除き、完全高度と安全速度に達した後、速やかにアフター・バーナーの使用を中止すること。

(6) 飛行方法の規制

ア 離着陸および計器進入の場合を除き、横田飛行場隣接地域の上空における最低飛行高度は、ジェット機については平均海面上2,000フィートとし、ターボ・プロップ機および在来機については平均海面上1,500フィートとすること。

イ 横田飛行場周辺地域の上空におけるすべてのジェット機の速力は、1 Mach未満に制限すること。

(7) 場周経路等の検討

ア 在日米軍は、人口稠密^{ちゆうみつ}地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ジェット機、ターボ・プロップ機および在来機より適切な場周経路、発進経路および進入経路の設定について、引き続き検討を加えること。

イ 在日米軍は、人口稠密^{ちゆうみつ}地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ヘリコプター機より適切な発進経路および進入経路の設定について、引き続き検討を加えること。

(8) 統計資料の提供

在日米軍は、日本政府（防衛施設庁）の要請に基づき、毎年、横田飛行場における航空機離着陸平均回数（四半期単位）を示す統計資料を提供すること。

4 分科委員会は、横田飛行場において、飛行活動に対する騒音規制措置が、次の通り、すでに実施されていることを確認した。

(1) 人口稠密^{ちゆうみつ}地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ジェット機、および在来機の場周経路、発進経路および、進入経路を変更した。

(2) 人口稠密^{ちゆうみつ}地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ヘリコプター機の発進経路を設定したこと。

(3) 管制塔員は、操縦士に所定の場周経路の飛行および騒音抑制処理を確実に遵守させるため、横田飛行場周辺地域の上空を飛行する航空機を常時監視し、管制すること。

(4) 操縦士および整備員に対し、横田における騒音問題の重要性につき十分教育するとともに、各飛行に当っては、騒音抑制上遵守しなければならない事項を指示すること。

(5) 日曜日の飛行訓練を最小限に制限すること。

(6) 低空において高騒音を発する飛行を禁止すること。

(7) 横田飛行場周辺地域の上空における曲技飛行を禁止すること。

(8) 横田飛行場司令官およびその幕僚は、騒音問題およびその対策を常時留意検討するとともに、住民の理解を深め、日米双方の協力を推進するため、政府の地方機関および地方公共団体の代表者と密接な連絡を取ること。

5 勧告 日米合同委員会が本報告を承認することを勧告する。

⑧ 横田飛行場の騒音規制措置に関する日米合同委員会の合意

平成5年11月18日 外務省
防衛施設庁

本日、日米合同委員会は、1964年（昭和39年）4月17日の第81回日米合同委員会において承認された、「横田飛行場における騒音軽減に係る航空機騒音対策分科委員会の検討報告」を一部改正する合意に達したことを発表した。改正内容は次の通りである。

「22時から6時までの間の時間における飛行および地上における活動は、米軍の運用上の必要性に鑑み緊急と認められるものに制限される。夜間飛行訓練は在日米軍の任務の達成および乗組員の練度維持のために必要とされる最小限に制限し、司令官は、夜間飛行活動をできるだけ早く完了するようすべての努力を払う。」

⑨ 日本国における新たな航空機（MV-22）に関する合同委員会への覚書（仮訳）

参照：

- a. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（日米地位協定）
- b. 日本国における新たな航空機（MV-22）に関する声明

1. この覚書（参照bを含む。）は、MV-22の飛行運用の安全性を確認し、日本国への新たな航空機（MV-22）の駐留及び運用を取り扱う。
2. 参照bは、航空機の概要、その安全性についての記録、その乗組員及び整備要員の訓練、米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路及び運用、並びに訓練区域及びその他の空域における飛行運用を含む。
3. 日本国政府及び合衆国政府は、合同委員会及びその様々な分科会を通じて、飛行の安全性、騒音規制及び低空飛行訓練を含む相互の関心事項に関する緊密な協力を継続する。

2012年9月19日に合同委員会により承認された。

伊原純一
合同委員会日本国政府代表

アンドリュー・W・オドンネル・ジュニア
合衆国海兵隊少将
合同委員会合衆国政府代表

日本国における新たな航空機（MV-22）（仮訳）

1. 概況：

米海兵隊は、MV-22ティルトローター機により航空機部隊の更新を行い、普天間飛行場において、同機1機につき1機のCH-46ヘリコプターを退役させる。これは、世界的にCH-46ヘリコプターをMV-22ティルトローター機に換装するという米海兵隊のプロセスの一部である。これは、部隊レベルの更新であって、日本国における合衆国のプレゼンスの重大な変更ではない。また、この更新によって、沖縄における隊員又はその家族の人数に大きな変更が生じるものではない。

2. 航空機の概要：

a. MV-22は、ヘリコプターの垂直離着陸能力と固定翼機の数及び行動範囲とを組み合わせた高い性能を有する航空機である。MV-22は、1964年に導入されたCH-46と比較して、約2倍の飛行速度を有し、約3倍の搭載量の輸送が可能であり、約4倍の戦闘行動半径を有する。こうした高い性能を有するMV-22の沖縄への配備は、戦略的重要性を有し、日本国の安全並びに地域における国際の平和及び安全の維持に一層寄与するものである。

b. MV-22は、その高い性能と多機能性により、日本国及びこの地域における人道的援助、災害救援及び救助活動をより効果的に遂行することもできる。

MV-22によって、合衆国政府が地元コミュニティ及びこの地域に対して人道的援助及び災害救援活動を提供することができるようになることが期待される。訓練区域での自然火災の消火において、CH-46と比べて3倍の水量を輸送する能力を有するMV-22による水の輸送及び投下といった機能は、同機の重要な機能の例である。さらに、MV-22は、過酷な遠征地からの援助や救助活動といった運用が可能であり、また、2万ポンドの貨物を260ノット以上の最大巡航速度で輸送することができる。例えば、2010年のハイチにおける災害救援活動においては、MV-22の速度、航続距離及び垂直離着陸能力によって、複数の部隊及び救援物資を遠隔地に輸送することが可能となった。MV-22は、リビアにおいて撃墜されたF-15Eから操縦士1名を救出するために地中海遠隔の場所にある揚陸艦から安全に飛び立つことも可能であった。

c. 災害救援、人道的援助及び救助活動の分野において成功を取めたこれまでのMV-22の運用成績や実績に鑑みれば、MV-22は日本国及び地域全体において重要な役割を果たす。

3. 航空機の安全性についての記録：過去10年間の飛行実績から収集したデータは、MV-22が、一貫して米海兵隊の平均よりも優れた安全性についての記録を示してきたことを証明している。

a. 合衆国政府は、MV-22の飛行運用の安全性にコミットしている。合衆国政府は、MV-22が、同機に適用される海軍航空訓練運用手続標準（NATOPS）飛行マニュアルに従って運用されること、また、それにより飛行運用の安全性が高まること、及び米海兵隊は乗組員を徹底的に教育及び訓練することを再確認する。合衆国政府においては、事故原因の特定、及び類似の事故の予

防に向けた適切な措置をとるための手続が確立されている。これらの手続には、その見直しの必要性の有無を判断するための、運用や訓練の内容の再検証も含まれている。合衆国政府は、モロッコにおけるMV-22の事故及びフロリダにおけるCV-22の事故について、これらの手続に従って対応した。また、これらの事故を受け、米海兵隊は、MV-22の運用及び訓練に適切な見直しを反映させるため、これらの手続に従って適切な再発防止措置を講じた。

- b. 合衆国政府は、日本国政府に対し、2012年4月11日モロッコにおいて発生したMV-22の事故及び同年6月13日にフロリダにおいて発生したCV-22の事故に関する調査報告書を提供した。合衆国政府は、日本国政府に対し、これらの調査が、関連する規則及び命令に従って独立かつ客観的に行われたことを保証する。日本国政府は、これらの調査報告書を主体的に検証し、MV-22の安全性を確認した。その際、日本国政府は、MV-22に関する情報への過去に類を見ないアクセスが与えられ、また、多数の試乗飛行やブリーフィングが提供された。さらに、日本国政府及び合衆国政府は、様々なレベルの政策担当者や運用担当者との間で広範な協議を行った。
- c. 米海兵隊は、更なる事故の発生を防ぐため、NATOPSの手順を積極的に文書化し、また、適切であれば、手順を修正したり、見直しを行うといった努力を行ってきており、その結果、MV-22は際立った安全性についての記録を有するに至っている。

4. MV-22の乗組員及び整備要員の訓練：

- a. 日本国に着任する全てのMV-22の乗組員は、熟練しており、必要な資格を有する者である。乗組員は、必要な資格を取得するために、関連する訓練基準を満たさなければならず、これには航空機の緊急事態への対応も含まれる。航空機事故を防ぐため、乗組員の訓練には、世界で起こるあらゆる航空機事故の事例から得られた適用し得る教訓も含まれる。MV-22の機長は、同乗の乗組員の運用を含む航空機の安全性に常に責任を有することから、機長及び指揮官の任に当たるその他の米海兵隊士官は、乗組員の練度維持、乗組員の能力向上、及び軍の即応態勢の強化を目的として、日本国において乗組員の訓練を継続する。
- b. 日本国に着任する全てのMV-22の乗組員は、日本国において同機による飛行を行う前に、まず運用上の所要（「飛行場規則」）及びその他の固有の特性（例えば、地形や気候等）を熟知する。また、MV-22による飛行を行うに際してはその度ごとに、同機の乗組員に対し、標準的な運用手順、乗組員間の連携及び計画に定められた運用区域を確認するための徹底したブリーフィングが行われる。
- c. 全てのMV-22の整備要員は、適用される職業技能上の特殊な基準に従って徹底して訓練され、また、MV-22の効果的かつ安全な運用を確保するため、最新の整備に関する情報や整備方法をとり入れる。

5. 米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路及び運用：

- a. 合衆国政府は、適用される騒音規制措置に関する合同委員会合意を引き続き遵守する意図を有する。

- b. 合衆国政府は、周辺のコミュニティに及ぼす飛行運用による影響が最小限になるよう、米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路を設定する。この目的のために、MV-22を飛行運用する際の進入及び出発経路は、できる限り学校や病院を含む人口密集地域上空を避けるよう設定される。MV-22は、陸上あるいは水上を飛行するにも安全であるが、移動の際には、可能な限り水上を飛行する。
 - c. 22時から6時までの間、MV-22の飛行及び地上での活動は、運用上必要と考えられるものに制限される。夜間訓練飛行は、在日米軍に与えられた任務を達成し、又は飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限される。部隊司令官は、できる限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限の努力を払う。合衆国政府は、シミュレーターの使用等により、MV-22の夜間飛行訓練が普天間飛行場の周辺コミュニティに与える影響を最小限にする。
 - d. MV-22は、安全な飛行運用を確保するために、普天間飛行場における離発着の際、基本的に、既存の固定翼機及び回転翼機の場合周経路並びに現地の運用手順の双方を使用する。
 - e. MV-22は、通常、ほとんどの時間を固定翼モードで飛行する。運用上必要な場合を除き、MV-22は、通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し、転換モードで飛行する時間をできる限り限定する。
 - f. MV-22の沖縄への配備の後、既存の計画の一部として、また、日本国政府からの支援も得て、日米両政府は、日本国内の沖縄以外の場所で飛行訓練を行う可能性を検討する意向である。
6. 訓練区域及びその他の空域におけるMV-22の飛行運用：
- a. 低空飛行を含む飛行運用の一部として、MV-22の乗組員は、訓練区域や訓練航法経路沿いにおける障害物や危険物について、定期的に報告を行う。さらに、情報伝達及び飛行計画チャートへの記載のため、乗組員は、訓練区域や訓練航法経路における変化についてスケジュール策定担当当局に継続的に報告する。
 - b. 飛行運用の間、最大限の安全性を確保するため、MV-22の乗組員は、訓練航法経路を定期的に見直し、検証する。したがって、安全性を確保し、住民に与える影響を最小限にするため、これらの経路の位置は、時間の経過とともに修正され得るものである。
 - c. 合衆国政府は、公共の安全に妥当な配慮を払ってMV-22の飛行運用を実施する。
 - d. 合衆国政府は、常に、週末及び日本国の祭日における低空飛行訓練を、米軍の運用即応態勢上の必要性から不可欠と認められるものに限定する。
 - e. MV-22は、時折、低高度で運用されることから、同機の乗組員は、日本国において低空飛行訓練を行う。MV-22は、訓練航法経路を飛行する間、地上から500フィート以上の高度で飛行する。ただし、MV-22の運用の安全性を確保するために、その高度を下回る飛行をせざるを得ないこともある。低空飛行訓練の間、原子力エネルギー施設、史跡、民間空港、人口密集地域及び公共の安全に係る他の建造物（例えば、学校、病院等）といった場所の上空を避けて飛行することは、合衆国の航空機の標準的な慣行である。

⑩ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）

昭和49年6月27日法律第101号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 防衛施設周辺の生活環境等の整備（第3条～第12条）
- 第3章 損失の補償（第13条～第18条）
- 第4章 雑則（第19条・第20条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第1項の施設及び区域をいう。

第2章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

（障害防止工事の助成）

第3条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- (2) 道路、河川又は海岸
- (3) 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- (4) 水道又は下水道
- (5) その他政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

(2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所

(3) 前2号の施設に類する施設で政令で定めるもの

（住宅の防音工事の助成）

第4条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

（移転の補償等）

第5条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

3 国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

（緑地帯の整備等）

第6条 国は、政令で定めるところにより第二種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第三種区域」という。）に所在する土地で前条第2項の規定により買入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置を採るものとする。

2 国は、前項の土地以外の第三種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。

（買入れた土地の無償使用）

第7条 国は、第5条第2項の規定により買入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

2 国有財産法（昭和23年法律第73号）第22条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

（民生安定施設の助成）

第8条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定める

ところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

(特定防衛施設周辺整備調整交付金)

第9条 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

- (1) ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
- (2) 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- (3) 港湾
- (4) その他政令で定める施設

2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業であって政令で定めるものを行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

(資金の融通等)

第10条 国は、第3条の工事を行う者又は第8条の措置を採る地方公共団体に対し、必要な資金の融通又はあっせんその他の援助に努めるものとする。

(国の普通財産の譲渡等)

第11条 国は、第3条の工事、第8条の措置又は第9条第2項の整備に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

(関係行政機関の協力等)

第12条 関係行政機関の長は、その所掌事務の遂行に当たっては、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備について、計画的に推進するよう努めるものとする。

2 防衛大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第3章 損失の補償

(損失の補償)

第13条 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

- (1) 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの
- (2) 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施で政令で定めるもの
- (3) その他政令で定める行為

2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責めに任ずべき損失については、適用しない。

3 第1項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

第14条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、防衛省令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）を経由して、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを防衛大臣に送付しなければならない。

3 防衛大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを市町村長を経由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

第15条 前条第3項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

2 防衛大臣は、前項の規定による申出があったときは、その申出のあった日から30日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第16条 国は、前条第1項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日から30日以内に、同項の規定による異議の申出があった場合において同条第2項の規定による決定があったときは、同項の通知の日から30日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴え)

第17条 第14条第3項又は第15条第2項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から6月以内に、訴えをもってその増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(争訟の方式)

第18条 第14条第3項の規定による決定に不服がある者は、第15条第1項及び前条第1項の規定によることによつてのみ争うことができる。

第4章 雑則

(自衛隊等の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用)

第19条 第3条第2項及び第4条の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で防衛施設たる飛行場を使用して行われるものは、自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなし、第13条第1項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で自衛隊の設置する飛行場を使用して行われるものは、自衛隊の航空機の離陸及び着陸とみなす。

(事務の区分)

第18条 第14条第3項の規定による決定に不服がある者は、第15条第1項及び前条第1項の規定によることによつてのみ争うことができる。

第20条 第14条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務（同条第2項の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

附 則（省略）

⑪ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（抄）

昭和49年6月27日政令第228号

（障害の原因となる自衛隊等の行為）

第1条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施
- (2) 艦船又は舟艇のひん繁な使用
- (3) 法第2条第2項に規定する防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
- (4) 電波のひん繁な発射

（障害防止工事の補助の割合）

第2条 法第3条第1項の規定による補助の割合は、10分の10とする。ただし、障害の発生が法第2条第1項に規定する自衛隊等（以下「自衛隊等」という。）以外の者の行為にも帰せられるとき、又は補助に係る工事が補助を受ける者を利することとなるときは、それぞれその帰せられ、又は利する限度において、防衛大臣の定めるところにより、補助の割合を減ずるものとする。

2 前項ただし書の規定により補助の割合を減ずるに当たっては、当該工事につき法第3条第1項の規定の適用がないものとした場合の国の負担又は補助に係る割合を下らないものとする。

（障害防止工事の対象となる施設）

第3条 法第3条第1項第5号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 鉄道
- (2) テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

（著しい音響の原因となる自衛隊等の行為）

第4条 法第3条第2項の政令で定める行為は、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施とする。

（著しい音響の基準）

第5条 法第3条第2項の規定による補助は、音響の強度及びひん度が同項各号に掲げる施設についてそれぞれ防衛大臣が定める限度を超える場合に行うものとする。

（防音工事の補助の割合）

第6条 第2条の規定は、法第3条第2項の規定による補助の割合について準用する。この場合において、第2条第1項ただし書中「行為」とあるのは、「行為（法第19条の規定により自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなされるものを除く。）」と読み替えるものとする。

（防音工事の対象となる施設）

第7条 法第3条第2項第3号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校
- (2) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、同法第42条に規定する障害児入所施設、同法第43条に規定する児童発達支援センター、同法第44条に規定する児童自立支援施設又は同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業若しくは同

条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設

- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条に規定する身体障害者福祉センター
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設
- (6) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム又は同法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター
- (7) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
- (10) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（第12条の表13の項において「幼保連携型認定こども園」という。）

（第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定）

第8条 法第4条の規定による第一種区域の指定、法第5条第1項の規定による第二種区域の指定及び法第6条第1項の規定による第三種区域の指定は、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響の影響度をその音響の強度、その音響の発生の回数及び時刻等を考慮して防衛省令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに防衛省令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。

（移転等の補償の対象とする物件）

第9条 法第5条第1項の規定による補償は、同項に規定する第二種区域のうち法第6条第1項に規定する第三種区域以外の区域に所在する立木竹その他土地に定着する物件（建物を除く。）にあつては、建物と一体として利用されているものに限り、行うことができる。

（買入れの対象とする土地）

第10条 法第5条第2項の規定による買入れは、同条第1項に規定する第二種区域のうち法第6条第1項に規定する第三種区域以外の区域に所在する土地にあつては、次のいずれかに該当するものに限り、行うことができる。

- (1) 宅地（法第5条第1項の規定による指定の際（法附則第4項の規定により第二種区域とみなされた区域に所在する土地にあつては、旧防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和41年法律第135号。以下「旧法」という。）第5条第1項の規定により当該区域が指定された際）宅地であるものに限る。）
- (2) 法第5条第1項の規定による補償を受けることとなる者が、当該補償に係る物件の移転又は除却により、その物件の所在する土地以外の土地（前号に掲げる宅地を除く。）でその者の所有に属するものを従来利用していた目的に供することが著しく困難となる場合におけるその土地

（土地の無償使用に係る施設）

第11条 法第7条第1項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 花壇
- (2) 種苗を育成するための施設

- (3) 駐車場
- (4) 消防その他の防災に関する施設
- (5) 公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設
(民生安定施設の範囲及び補助の割合等)

第12条 法第8条の規定による補助に係る施設は、次の表の第2欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第3欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第3欄に掲げる額とする。

項	補助に係る施設	補助の割合又は額
1	有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項ただし書に規定するラジオ放送の業務を行うための施設	10分の8
2	道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。）	10分の8
3	児童福祉法第41条に規定する児童養護施設	10分の7.5
4	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第3号に規定する看護師養成所又は同法第22条第2号に規定する准看護師養成所	10分の7.5
5	電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設	10分の7.5
6	老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム	10分の7.5
7	消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）第3条に規定する消防施設	3分の2
8	公園、緑地その他の公共空地	3分の2
9	水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道	10分の6
10	削除	
項	補助に係る施設	補助の割合又は額
11	し尿処理施設又はごみ処理施設	10分の5
12	老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センター	防衛大臣が定める額
13	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の施設を除く。）	防衛大臣が定める額
14	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第11号に規定する港湾施設用地	10分の7.5
15	農業用施設、林業用施設又は漁業用施設	3分の2
16	その他防衛大臣が指定する施設	10分の7.5

(特定防衛施設として指定することができる防衛施設)

第13条 法第9条第1項第4号の政令で定める防衛施設は、次に掲げる防衛施設とする。

- (1) 大規模な弾薬庫
- (2) 砲撃が実施される試験場（防衛省組織令（昭和29年政令第百78号）第213条に規定する千歳試験場、

下北試験場及び岐阜試験場をいう。第15条第5号イにおいて同じ。)

(3) 飛行場その他大規模な防衛施設であつて、回転翼航空機の離陸又は着陸が頻繁に実施されるもの(法第9条第1項第1号に掲げるものを除く。)

(4) 防衛施設(法第9条第1項第1号から第3号までに掲げるもの及び前3号に掲げるものを除く。)で、その面積がその所在する市町村の面積に占める割合(当該防衛施設が2以上の市町村にわたって所在している場合には、当該市町村ごとの割合のうち、最も高い割合)が著しく高いもの(特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てることができる公共用の施設の整備又は事業)

第14条 法第9条第2項の政令で定める公共用の施設は、次に掲げる公共用の施設(国が設置するもの及び国の補助を受けて設置するものを除く。)とする。

- (1) 交通施設及び通信施設
- (2) スポーツ又はレクリエーションに関する施設
- (3) 環境衛生施設
- (4) 教育文化施設
- (5) 医療施設
- (6) 社会福祉施設
- (7) 消防に関する施設
- (8) 産業の振興に寄与する施設

2 法第9条第2項の政令で定める事業は、次に掲げる事業(国が行うもの及び国がその経費の一部を負担し、又は補助するものを除く。)とする。

- (1) 防災に関する事業
- (2) 住民の生活の安全に関する事業
- (3) 通信に関する事業
- (4) 教育、スポーツ及び文化に関する事業
- (5) 医療に関する事業
- (6) 福祉に関する事業
- (7) 環境衛生に関する事業
- (8) 産業の振興に寄与する事業
- (9) 交通に関する事業
- (10) 良好な景観の形成に関する事業
- (11) 前各号に掲げるもののほか、生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業で防衛大臣が定めるもの(特定防衛施設周辺整備調整交付金の額)

第15条 法第9条第2項の規定により特定防衛施設関連市町村(以下「関連市町村」という。)に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金(以下「交付金」という。)の額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、算定した額とする。

- (1) 法第9条第1項の規定により指定された特定防衛施設(以下「特定防衛施設」という。)の交付金を交付する年度(以下「交付年度」という。)の4月1日現在における面積
- (2) 当該関連市町村に係る特定防衛施設の交付年度の4月1日現在における面積(当該特定防衛施設

の周辺の区域に法第5条第1項に規定する第二種区域があるときは、当該区域の同日現在における面積を当該特定防衛施設の同日現在における面積に加えた面積)が、当該関連市町村の同日現在における面積に占める割合

(3) 関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口及び当該人口と当該関連市町村の同日の5年前の日における人口との比率

(4) 関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口の当該関連市町村の同日現在における面積(防衛大臣が定める防衛施設の面積を除く。)に対する割合

(5) 次に掲げる特定防衛施設別の運用の態様

ア 飛行場等(法第9条第1項第1号に掲げる防衛施設又は第13条第3号に掲げる防衛施設をいう。)又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場

航空機の種類及び交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間の航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行の総回数を3で除して得た回数

イ 砲撃が実施される演習場又は試験場

交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間の砲撃の総日数を3で除して得た日数並びに交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間に当該演習場又は試験場を使用した自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第5項に規定する隊員及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の構成員の総人数を3で除して得た人数

ウ 港湾

自衛隊等が使用する係留施設が港湾法第2条第5項第3号に掲げる係留施設に占める割合並びに交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間に係留施設を使用した自衛隊等の艦船及び舟艇の総数を3で除して得た数

(6) 特定防衛施設に配備される艦船、航空機等の著しい変更、特定防衛施設に設置される建物その他の工作物及び特定防衛施設を使用する人員の著しい増加その他特定防衛施設の周辺の地域における生活環境又は開発に影響を及ぼすと認められる特定防衛施設の運用の態様の変更

(損失補償の対象となる事業)

第16条 法第13条第1項の政令で定める事業は、海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業又は内航海運業法(昭和27年法律第151号)第2条第2項に規定する内航運送をする事業で、総トン数40トン未満の船舶により行うものとする。

(損失の原因となる自衛隊の行為)

第17条 法第13条第1項第1号及び第2号の政令で定める行為は、農業、林業又は漁業の実施を著しく困難にする行為とする。ただし、航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施に係る行為にあつては、農業又は漁業が、飛行場の進入表面若しくは転移表面の投影面と一致する区域内又は航空機による射撃若しくは爆撃の用に供する演習場の周辺で防衛大臣が定める区域内において行われる場合に限る。

第18条 法第13条第1項第3号の政令で定める行為は、防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持又は砲弾の破片その他の有体物の放置若しくは遺棄で、同項に規定する事業の実施を著しく困難にする行為とする。

(告示の方式)

第19条 第5条、第14条第2項第11号及び第17条ただし書の規定による防衛大臣の定め並びに法第4条、

法第5条第1項、法第6条第1項及び法第9条第1項並びに第12条の規定による防衛大臣の指定は、官報で告示する。

附 則（省略）

⑫ 特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村一覧

(令和4年1月1日現在)

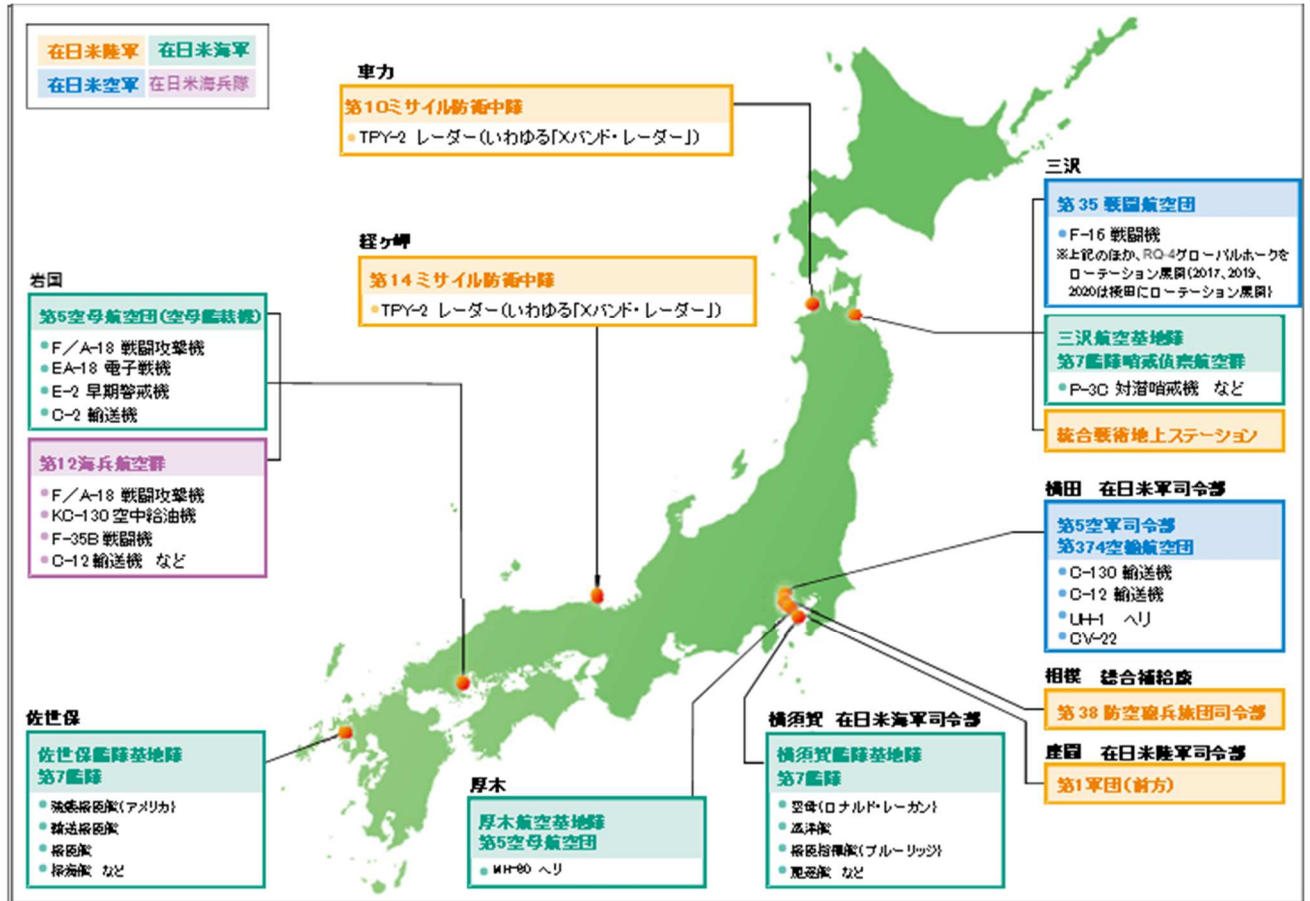
特定防衛施設（飛行場）	特定防衛施設関連市町村
千歳飛行場	北海道苫小牧市、北海道千歳市
三沢飛行場	青森県三沢市、青森県上北郡東北町
八戸飛行場	青森県八戸市
松島飛行場	宮城県石巻市、宮城県東松島市
百里飛行場	茨城県小美玉市、茨城県鉾田市、茨城県行方市
入間飛行場	埼玉県狭山市、埼玉県入間市
下総飛行場	千葉県鎌ヶ谷市、千葉県柏市
横田飛行場	東京都立川市、東京都昭島市、東京都福生市、東京都武蔵村山市、東京都羽村市、東京都西多摩郡瑞穂町
硫黄島飛行場	東京都小笠原村
厚木飛行場	神奈川県藤沢市、神奈川県大和市、神奈川県綾瀬市
小松飛行場	石川県小松市、石川県加賀市
岐阜飛行場	岐阜県各務原市
浜松飛行場	静岡県浜松市
美保飛行場	鳥取県米子市、鳥取県堺港市
岩国飛行場	山口県岩国市
築城飛行場	福岡県行橋市、福岡県京都郡みやこ町、福岡県築上郡築上町
芦屋飛行場	福岡県遠賀郡芦屋町、福岡県遠賀郡水巻町、福岡県遠賀郡岡垣町、福岡県遠賀郡遠賀町
新田原飛行場	宮崎県西都市、宮崎県児湯郡新富町
鹿屋飛行場	鹿児島県鹿屋市
嘉手納飛行場	沖縄県沖縄市、沖縄県中頭郡読谷村、沖縄県中頭郡嘉手納町、沖縄県中頭郡北谷町
特定防衛施設（演習場、射撃場を含む）	特定防衛施設関連市町村
上富良野演習場	北海道富良野市、北海道空知郡上富良野町、北海道空知郡中富良野町
北海道大演習場（島松着弾地・島松地区）	北海道恵庭市、北海道北広島市
然別演習場	北海道河東郡鹿追町
矢白別演習場	北海道厚岸郡厚岸町、北海道厚岸郡浜中町、北海道野村郡別海町
岩手山中演習場	岩手県八幡平市、岩手県岩手郡滝沢市
王城寺原演習場	宮城県黒川郡大和町、宮城県黒川郡大衡村、宮城県加美郡色麻町

特定防衛施設（演習場、射爆撃場を含む）	特定防衛施設関連市町村
白河布引山演習場	福島県岩瀬郡天栄村、福島県西白河郡西郷村
相馬原演習場	群馬県高崎市、群馬県北群馬郡榛東村
関山演習場	新潟県上越市、新潟県妙高市
北富士演習場	山梨県富士吉田市、山梨県南都留郡忍野村、山梨県南都留郡山中湖村
東富士演習場	静岡県御殿場市、静岡県裾野市、静岡県駿東郡小山町
饗庭野演習場	滋賀県高島市、
日本原演習場	岡山県勝田郡奈義町、岡山県津山市
大矢野原演習場	熊本県上益城郡山都町
日出生台演習場	大分県由布市、大分県玖珠郡九重町、大分県玖珠郡玖珠町
霧島演習場	宮崎県えびの市、鹿児島県始良郡湧水町
キャンプ・シュワブ	沖縄県名護市
キャンプ・ハンセン	沖縄県名護市、沖縄県国頭郡恩納村、沖縄県国頭郡宜野座村、 沖縄県国頭郡金武町
三沢対地射爆撃場	青森県三沢市、青森県上北郡六ヶ所村
伊江島補助飛行場	沖縄県国頭郡伊江村
鳥島射爆撃場	沖縄県島尻郡久米島町
久米島射爆撃場	沖縄県島尻郡久米島町
出砂島射爆撃場	沖縄県島尻郡渡名喜村
特定防衛施設（港湾）	特定防衛施設関連市町村
大湊港に所在する防衛施設	青森県むつ市
横須賀港に所在する防衛施設	神奈川県横須賀市
舞鶴港に所在する防衛施設	京都府舞鶴市
呉港に所在する防衛施設	広島県呉市
佐世保港に所在する防衛施設	長崎県佐世保市、長崎県西海市
那覇港に所在する防衛施設	沖縄県那覇市
金武中城港に所在する防衛施設 （天願棧橋・陸軍貯油施設・沖縄基地 隊・ホワイトビーチ地区）	沖縄県うるま市、
特定防衛施設（弾薬庫）	特定防衛施設関連市町村
陸上自衛隊北海道補給処 白老弾薬支処	北海道白老郡白老町
航空自衛隊第四補給処東北支処	青森県上北郡東北町
陸上自衛隊関東補給処 吉井弾薬支処	群馬県高崎市

特定防衛施設（弾薬庫）	特定防衛施設関連市町村
陸上自衛隊関西補給処 祝園弾薬支処	京都府京田辺市、京都府相楽郡精華町
川上弾薬庫	広島県東広島市
切串弾薬庫及び秋月弾薬庫	広島県江田島市
嘉手納弾薬庫地区	沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県中頭郡読谷村、沖縄県中頭郡嘉手納町、沖縄県国頭郡恩納村、
特定防衛施設（試験場）	特定防衛施設関連市町村
下北試験場	青森県下北郡東通村
特定防衛施設（ヘリ飛行場他大規模施設）	特定防衛施設関連市町村
霞ヶ浦飛行場	茨城県土浦市、茨城県稲敷郡阿見町
宇都宮飛行場	栃木県宇都宮市
相馬原飛行場	群馬県北群馬郡榛東村
木更津飛行場	千葉県木更津市
キャンプ座間	神奈川県相模原市、神奈川県座間市
相模総合補給廠	神奈川県相模原市
徳島飛行場	徳島県板野郡松茂町
目達原飛行場	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町、佐賀県三養基郡上峰町
普天間飛行場	沖縄県宜野湾市
特定防衛施設（その他）	特定防衛施設関連市町村
池子住宅地区及び海軍補助施設	神奈川県逗子市
小牧基地	愛知県春日井市、愛知県小牧市、愛知県西春日井郡豊山町
牧港補給地区	沖縄県浦添市
北部訓練場	沖縄県国頭郡国頭村、沖縄県国頭郡東村
キャンプ瑞慶覧	沖縄県中頭郡北谷町、沖縄県中頭郡北中城村

※ 関連施設：73施設、関連市町村数：120

⑬ 在日米軍配置図と組織図



(注) 在日米軍ホームページなどをもとに作成

令和3年度版防衛白書から転載

⑭ 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（抄）

平成19年5月30日号外法律第67号

（目的）

第1条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 駐留軍 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。
- 二 駐留軍等の再編 平成十八年五月一日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更（当該変更が航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあっては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。）をいう。
- 三 防衛施設 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第九条第一項第五号において「日米地位協定」という。）第二条第一項の施設及び区域並びに自衛隊の施設（これらの設置又は設定が予定されている地域又は水域を含む。）をいう。

（基本理念等）

第3条 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これを迅速かつ一体的に実施するために必要となる措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよう配慮されなければならない。

- 2 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに関係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。
- 3 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

（再編関連特定防衛施設の指定）

第4条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であって、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

- 一 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。
- 二 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のた

めに新たに使用すること。

- 2 防衛大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。
- 3 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

(再編関連特定周辺市町村の指定)

第5条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（政令で定める範囲のものに限る。）について、前条第一項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業（公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であって、政令で定めるものをいう。次条において同じ。）を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

(再編交付金)

第6条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

以下省略

⑮ 再編実施のための日米のロードマップ（仮訳）

平成18年5月1日

ライス国務長官
ラムズフェルド国防長官
麻生外務大臣
額賀防衛庁長官

概観

2005年10月29日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別のかつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005年10月29日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

実施に関する主な詳細

1. 沖縄における再編

(a) 普天間飛行場代替施設

- ・日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1800メートルとなる。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。
- ・合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。
- ・普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。
- ・普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。
- ・普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。
- ・民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。

- ・普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。
- ・米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

(b) 兵力削減とグアムへの移転

- ・約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。
- ・対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。
- ・沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。
- ・第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル（2008米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。

(c) 土地の返還及び施設の共同使用

- ・普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。
- ・双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。
 - キャンプ桑江：全面返還。
 - キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
 - 普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。
 - 牧港補給地区：全面返還。
 - 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。
 - 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。
- ・返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。
- ・SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACOによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。
- ・キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。
- ・航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

(d) 再編案間の関係

- ・ 全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。
- ・ 特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。
- ・ 沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、(1) 普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2) グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

2. 米陸軍司令部能力の改善

- ・ キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012年度（以下、日本国の会計年度）までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスナー・ヘリポートに出入りすることができる。
- ・ 在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。
- ・ この改編に関連して、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率的かつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。
 - 相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため（約15ヘクタール）、また、道路及び地下を通る線路のため（約2ヘクタール）に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。
 - 相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分（約35ヘクタール）は、緊急時や訓練目的に必要な時を除き、地元の使用に供される。
 - キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部（1.1ヘクタール）は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

3. 横田飛行場及び空域

- ・ 航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010年度に横田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。
- ・ 横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。
- ・ 軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。
 - 民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続について情報提供するプログラムを2006年度に立ち上げる。
 - 横田空域の一部について、2008年9月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、

2006年10月までに特定される。

- 横田空域の一部について、軍事上の目的に必要なときに管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管するための手続を2006年度に作成する。
- 日本における空域の使用に関する、民間及び（日本及び米国の）軍事上の所要の将来の在り方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レーダー進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得られる教訓を考慮する。この検討は2009年度に完了する。
- ・日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から12か月以内に終了する。
- ・この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理解の下で行われる。
- ・両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行う。

4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- ・第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、(1) 必要な施設が完成し、(2) 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。
- ・厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。
- ・KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。
- ・海兵隊CH-53Dヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。
- ・訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。
- ・恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。

- ・将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

5. ミサイル防衛

- ・双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。
- ・新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運用可能となる2006年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。
- ・米国政府は、Xバンド・レーダーのデータを日本国政府と共有する。
- ・米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。

6. 訓練移転

- ・双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。
- ・当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。
- ・日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。
- ・移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。
- ・一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。
- ・共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。
- ・日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

CV-22 の配備について

【背景、意義】

● CV-22 は我が国有事を始めとして各種事態が発生した場合に、米各軍の特殊作戦部隊を輸送することを主たる任務としています。

● また、我が国において、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合にも、迅速かつ広範囲にわたって、捜索救難などの人道支援・災害救援活動を行うことが可能となります。

● CV-22 の配備先については、米側から CV-22 の任務や役割を踏まえた上で、

- ・運用や訓練上のニーズ
- ・機体整備のための施設が活用できること
- ・10機のCV-22及びその要因を受け入れるためのスペースを有していること

など、様々な点を総合的に勘案した結果、横田飛行場を選定したとの説明を受けています。

● 我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、高い性能を有する CV-22 が我が国に配備されることは、米国のアジア太平洋地域へのコミットメント及び即応態勢整備の観点から、日米同盟の抑止力・対処力を向上させ、日本の防衛及びアジア太平洋地域の安定に資すると考えています。

● なお、米側から、今回横田飛行場に配備される5機の機体は、フロリダ州ハルバート・フィールド空軍基地に所在していたものとの説明を受けています。

【昨年3月に公表された配備の延期の理由との整合性】

● CV-22 の横田飛行場への配備については、当初 2017（平成 29）年後半から配備される予定でしたが、昨年3月に配備を 2020 米会計年度（平成 31 年 10 月～平成 32 年 9 月）に延期されることが公表されてきました。

● この配備延期の理由について米側からは、

- ・必要な機体数の確保に当初の想定よりも時間を要することが判明したこと
- ・パイロット及び整備士の訓練に当初の想定よりも時間を要することが判明したこと、及び
- ・米空軍の他の運用との兼ね合い

と説明を受けていました。

● 4月3日、在日米軍は、このスケジュールをさらに変更することを公表し、今年の夏頃から配備が行われる予定となりましたが、今般の配備について米側は、太平洋地域における安全保障上の懸念に対応するためとした上で、太平洋地域にアセットをシフトするという大統領の戦略を支援するものであり、日本の防衛に重要な役割を果たすものと説明しています。

● さらに、他の地域における CV-22 の所要が低下したことにより、より効率的に戦力を再配置することが可能となり、機体の確保及びクルーの訓練・養成の機会を増加させることが可能となったと説明しています。

【スケジュール】

●米側からは、5機のCV-22の配備開始の時期については今年の夏頃、残り5機の配備については今後数年間で実施するとの説明を受けていますが、今後、米側からさらに詳細な情報が得られた場合には、御説明する考えです。

【人員体制】

●米側からは、計10機のCV-22の配備に伴い約450名の人員が配備されるとの説明を受けていますが、今後、米側からさらに詳細な情報が得られた場合には、御説明する考えです。

【施設整備】

●横田飛行場における施設整備については、米側から既存の施設の改修等を中心とする第1段階の整備は、2017（平成29）年9月までに完了している旨説明を受けています。

●また、2016米会計年度から2020米会計年度までの間で実施する予定の第2段階の施設整備については、2018（平成30）年10月から2021（平成33）年9月までの間に完了するとの説明を受けており、今後、米側からさらに詳細な情報が得られた場合には、御説明する考えです。

CV-22の運用について

【訓練内容】

●横田飛行場周辺におけるCV-22の訓練については、米側から離着陸訓練、人員降下訓練、物料投下訓練、編隊飛行訓練及び夜間飛行訓練を行う旨の説明を受けています。

●今後、米側からさらに詳細な情報が得られた場合には、御説明する考えです。

【飛行経路】

●米側からは、横田飛行場においては既存の飛行経路を飛行する旨の説明を受けています。

【飛行運用】

●米側は、CV-22の日本国内における飛行運用に際しては、地元の皆様に十分に配慮し、最大限の安全対策を採るとしており、また、既に配備されているMV-22に関する日米合同委員会合意（2012（平成24）年9月）の内容を含め、既存の全ての日米間の合意を遵守する旨、明言しています。

●当該日米合同委員会合意では、運用上必要な場合を除き、通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し、転換モードで飛行する時間をできる限り限定することとなっています。

●また、当該日米合同委員会合意では、周辺のコミュニティに及ぼす飛行運用による影響が最小限になるよう、米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路を設定し、この目的のために、MV-22を飛行運用する際の進入及び出発経路は、できる限り学校や病院を含む人口密集地域上空を避けるよう設定されることとなっています。

安全の確保と生活環境への配慮について

【CV-22の安全性】

●米空軍のCV-22は、米海兵隊のMV-22と機体構造や推進システムは同一であり、その機体の安全性はMV-22と同等であると考えています。

●MV-22は、2005（平成17）年に米側がその安全性・信頼性を確認した上で量産が開始され、我が国政府としても、2012（平成24）年、MV-22の普天間飛行場への配備に先立ち、分析評価チームを設置するなどし、独自に安全性を確認しました。これに加え、2014（平成26）年、我が国政府もオス

プレイを導入することを決定しましたが、その検討過程において、改めて、各種技術情報を収集・分析し、安全な機体であることを再確認しています。

●沖縄やオーストラリア等においてMV-22の事故が起きていますが、これまで米側は、事故について機体構造上の問題はないとしており、事故後も所要の再発防止策を講じていると承知しています。我が国政府としては、米側に対し飛行安全の確保について必要な申入れを行ってきているところです。

【日米合同委員会合意の遵守】

●米側は、CV-22の日本国内における飛行運用に際しては、地元の皆様に十分に配慮し、最大限の安全対策を採るとしており、MV-22に関する日米合同委員会合意（2012（平成24）年9月）の内容を含め、既存の全ての日米間の合意を遵守する旨、明言しています。

●本年4月20日に米本国において開催された日米防衛大臣会談においては、小野寺大臣から、本年横田飛行場に配備されるCV-22や沖縄の米軍機を含め、引き続き米軍の安全な運用の確保を要請し、マティス長官から、安全な運用の確保は重要である旨の認識が示され、地元の理解を得る取組について協力していくことで一致したところです。

【騒音】

●米側からは、CV-22の騒音については、現在、横田飛行場に配備されている航空機と比較すると、C-12の騒音よりは大きいものの、多数を占めるC-130やUH-1の騒音とほぼ同程度であることから、同飛行場周辺における騒音に著しい影響はない旨説明を受けています。

その他

【情報提供】

●横田飛行場周辺の住民の皆様が有する懸念や不安に対応するため、訓練等の情報について、米側から情報が得られた場合などには、速やかに御説明する考えです。

【騒音等への対応】

●米側に対し、従来から、日米合同委員会で合意している騒音規制措置の遵守や、休日や地元の重要な行事に配慮するよう申し入れを行うとともに、住宅の防音工事を実施することにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境を保持するなどの措置を講じているところです。

●防衛省としては、米側に対し、引き続き、安全面に最大限の配慮を求めるとともに、地元の皆様に与える影響を最小限にとどめるよう求めていくなど適切に対応していく考えです。

基地とあきしま

令和4年4月発行

編集発行

昭島市 企画部 基地・渉外担当

東京都昭島市田中町一丁目17番1号

電話 042-544-5111 内線2391、2392